

第4次

日高市地域福祉計画

日高市地域福祉活動計画

令和6年度(2024年度)～令和10年度(2028年度)

日高市・社会福祉法人日高市社会福祉協議会



## ごあいさつ

本市の人口は減少傾向にありますが、世帯数は年々増加しています。これは少子高齢化が進行し、単身世帯の割合が増えてることが理由の一つとして考えられ、地域での見守りの必要性がより一層高まってきています。

地域福祉を更に進めていくためには、民生委員・児童委員をはじめ、福祉サービス提供事業者、関係機関・団体、社会福祉協議会等のほかに、多くの方々のご協力をいただくことが重要となってまいります。

同時に、福祉の受け手である方が支え手にもなれる環境を地域からつくっていくことも求められています。

地域共生社会の実現に向けて、第4次日高市地域福祉計画では、「誰もがつながる安心と支え合いの地域づくり」を基本理念に掲げ、基盤づくり、地域づくり、担い手づくり、環境づくりの4つの基本方針(基本目標)の達成のために取り組んでまいります。

なお、本計画と市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、両計画が地域で一体となって地域福祉を展開することから、計画的かつ効果的に地域福祉の推進を図るため、第2次の計画以来、共同で策定をしています。

結びに、本計画の策定に当たり、市地域福祉計画策定等委員会の委員、市民ワークショップや地域懇談会にご参加いただきました皆様、アンケート調査や市民コメント等にご協力いただきました皆様に深く感謝を申し上げます。

令和6年3月



日高市長 谷ヶ崎 照 雄



## ごあいさつ

国を挙げて進めている「地域共生社会」は、「制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」を指しています。



あわせて、「地域共生社会」の実現に向けた取組には、「地域住民による気にかけ合う関係性」と「専門職による伴走型の支援」の両方がかみ合うことの重要性が説明されています。

本計画は、これらのテーマについて、前者は地域支え合いの取組を軸とした住民参加による組織的な地域福祉の推進、後者は相談機関や行政を中心とする重層的な支援体制の構築を重点取組の一つとして、住民、社協、行政が一体となって進めていくことを改めて明示しました。新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、様々な取組が再始動する中で、本計画が計画の始期を迎えることは、たいへん意義深いものがあると考えております。

今般、地域では、少子高齢・人口減少にあって、地域の担い手不足に直面し、地域コミュニティの維持にも問題を抱えています。また、専門職においては、制度ごとの縦割りの弊害により、十分に連携ができている状況にあるとは言えないところです。

本計画を着実に進めることで、基本理念である「誰もがつながる安心と支え合いの地域づくり」に寄与できるよう、本会役職員一丸となって取り組んでいきたいと考えています。

本計画の策定に当たり、ご尽力いただきました日高市地域福祉計画策定等委員会委員の皆様をはじめ、ご意見をお寄せいただいた住民、関係者の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和6年3月

社会福祉法人日高市社会福祉協議会 会長 大沢 弥



# 目 次

## 第 1 章 計画の策定に当たって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 国及び県の動向	2
3. これからの地域福祉とは	3
4. 計画の位置付け	7

## 第 2 章 地域福祉をめぐる市の現状

1. 統計等から見る現状	11
2. 市民意識調査・市民ワークショップ・地域懇談会から見る現状	29

## 第 3 章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	43
2. 基本方針(基本目標)	44
3. 施策の体系	49

## 第 4 章 地域福祉の施策展開

1. 基盤づくり(包括的な支援体制の基盤づくり)	51
2. 地域づくり(地域住民による支え合い・見守りの地域づくり)	63
3. 担い手づくり(専門職から住民一人一人まで地域福祉を支える担い手づくり)	72
4. 環境づくり(誰もが地域で安心して暮らせる環境づくり)	80

## 第 5 章 計画の推進

1. 協働による計画の推進	88
2. 推進体制	89
3. 事業活動の財源	90

## 第 6 章 資料編

1. 用語の解説	91
2. 関係法令等	98
3. 第3次日高市地域福祉計画・日高市地域福祉活動計画の評価の概況	109
4. 策定の経緯	114
5. 市民参加状況	115
6. 関係機関一覧	119

※「障害」の「害」を「がい」に改めています。

本市では、法律名、団体名等のような固有の名称を除き「障がい」の「害」を「がい」に改めて表記しています。「害」の文字が不快を与え、誤解を招く恐れがあると、障がい者団体などからのご意見を参考に、平成15年度より実施しています。

※「平成31年」と「令和元年」の表記を「令和元年」で統一しています。

本文中の統計グラフ等で使用している年表記は、平成31年1月から4月までの期間内を示すものについても、「令和元年」で表記を統一しています。

# 第1章 計画の策定に当たって

## 1. 計画策定の趣旨

地域福祉とは、住み慣れた地域の中で、誰もが自分らしく安心して暮らせるよう、地域住民や事業者、関係機関・団体、行政等がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組むことです。

近年、人口減少や少子高齢化、価値観やライフスタイルの多様化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による地域行事等の活動制限など、地域社会を取り巻く環境が変化し、地域におけるつながりの希薄化が進んでいます。一方で、全国的に多発している大規模災害に対応した地域づくりや生活困窮者、ひきこもり、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー問題等、従来の制度では十分に対応できない課題が増え続けており、地域福祉に求められる役割は大きくなってきてています。

本市では、第3次日高市地域福祉計画・日高市地域福祉活動計画(令和元年度(2019年度)～令和5年度(2023年度))を策定し、「支え合いで、共に生き、誰もがつながる地域づくり」を基本理念として、地域住民や福祉サービス提供事業者、関係機関・団体、社会福祉協議会、行政等の役割分担を明確にし、お互いの協力による新たな支え合いの仕組みづくりを進めるとともに、介護、障がい、子育て、生活困窮等の福祉分野ごとの相談支援体制では対応が困難な制度の狭間や複合課題に対応するため、市関係課の保健・福祉の専門職と社会福祉協議会の職員で構成する日高市福祉複合課題調整チームの設置や相談支援包括化推進員の配置、また、コミュニティソーシャルワーカーの配置などの体制整備等、地域の福祉課題等の解決に向けた様々な取組を展開してきました。

第3次日高市地域福祉計画・日高市地域福祉活動計画の計画期間が終了することに伴い、近年の国及び埼玉県の動向や本市における地域福祉を取り巻く現状等を踏まえ、第4次日高市地域福祉計画・日高市地域福祉活動計画を策定し、更なる地域福祉の推進を図ります。

## 2. 国及び県の動向

### (1)国の動向

国においては、「地域共生社会」の実現を掲げた「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)及び「『地域共生社会』の実現に向けて(当面の改革工程)」(平成29年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)に基づき、性別や年齢、障がいの有無に関係なく、全ての人があらゆる場において、それぞれの強みを生かして活躍することができる社会の実現を目指して様々な施策を展開しています。

また、平成28年(2016年)12月には、再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。)が成立、施行され、市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(以下「地方再犯防止推進計画」という。)の策定が規定されました。

その後、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)により、社会福祉法(昭和26年法律第45号)の一部が改正され、平成30年(2018年)4月1日に施行されました。この改正に伴い、これまで市町村で、高齢者、障がい者、子ども・子育て世代といった対象ごとに計画が策定されていた内容の共通する事項について地域福祉計画に盛り込むことで、福祉分野の「上位計画」として位置付けられ、また、「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境や地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築等を通じ、包括的な支援体制を構築することが示されました。

さらに、令和2年(2020年)6月には、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)により、地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援することができるよう、介護、障がい、子育て、生活困窮の福祉分野に関連する法律に基づく事業を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の創設や、同事業を適切かつ効果的に実施するための実施計画の策定が新たに社会福祉法に規定され、令和3年(2021年)4月1日に施行されました。

### (2)県の動向

埼玉県においては、国の動向に沿って、広域的な見地から市町村の地域福祉の推進を支援する埼玉県地域福祉支援計画を策定し、市町村における包括的な相談支援体制の構築の支援等、様々な地域福祉の取組支援を展開しています。

また、ケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現することを目的として、令和2年(2020年)3月に埼玉県ケアラー支援条例が公布され、翌年3月には埼玉県ケアラー支援計画が策定されました。

さらに、令和3年(2021年)3月には、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を支援することで、犯罪をした者等を含めた全ての県民が安心・安全に暮らすことができる社会の実現に取り組むため、埼玉県再犯防止推進計画が策定されました。

### 3. これからの地域福祉とは

#### (1)「地域共生社会」について

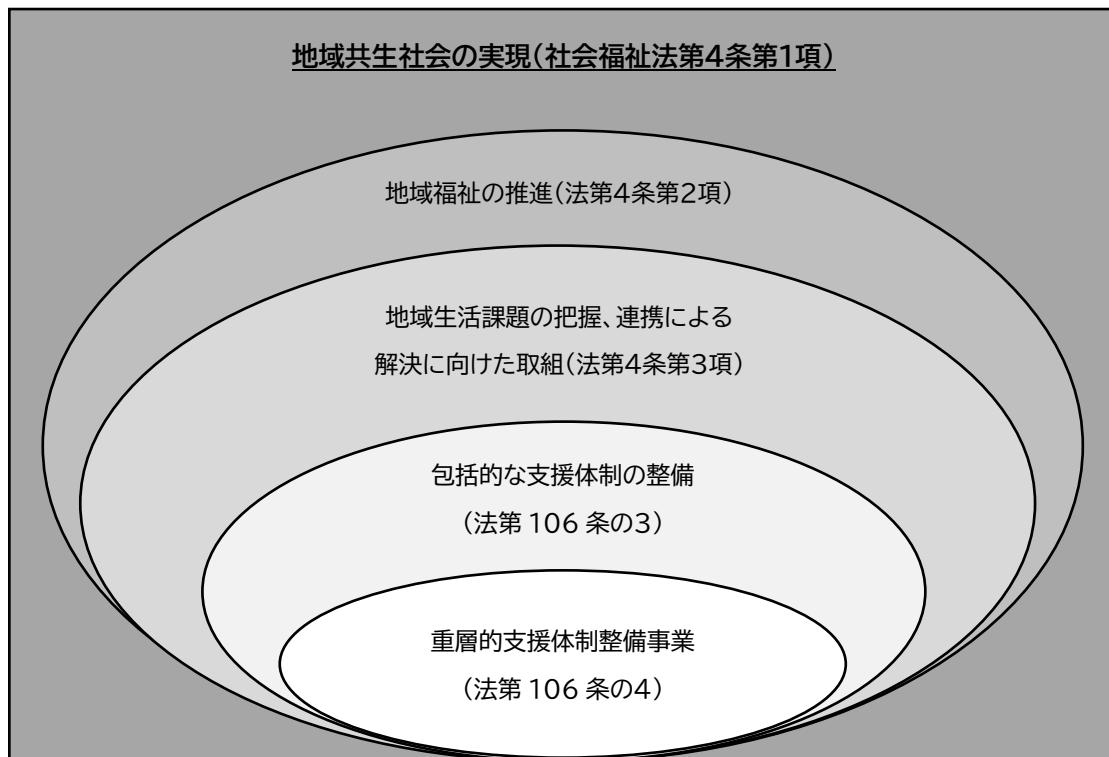
国が掲げる「地域共生社会」とは、制度や分野ごとに存在する「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会とされています。

「支え手側」と「受け手側」に分かれることなく、あらゆる地域住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉等の公的サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる仕組みを様々な手法や技術を活用し、構築することが地域共生社会を実現するために重要となっています。

#### (2)「地域共生社会」の実現に向けて

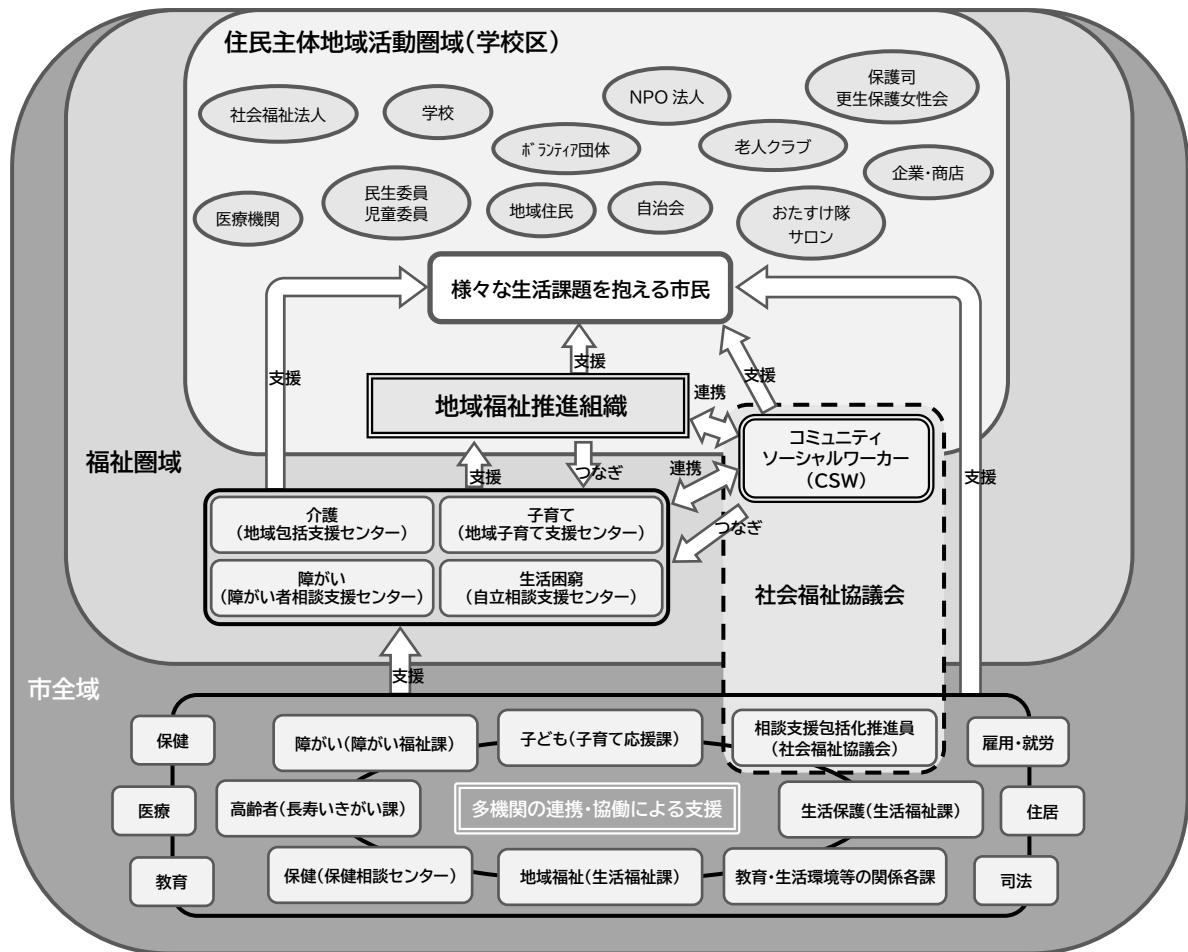
地域共生社会の実現のため、「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境や相談を包括的に受け止める体制の整備を引き続き進めるとともに、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「重層的支援体制整備事業」の実施に向けた取組を進めていく必要があります。

##### ■地域共生社会の実現に向けた社会福祉法における各施策、事業等の位置付け



※厚生労働省資料を基に作成

## ■地域における住民主体の課題解決を図る体制(包括的な相談支援体制)



### 【参考】社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)

#### (地域福祉の推進)

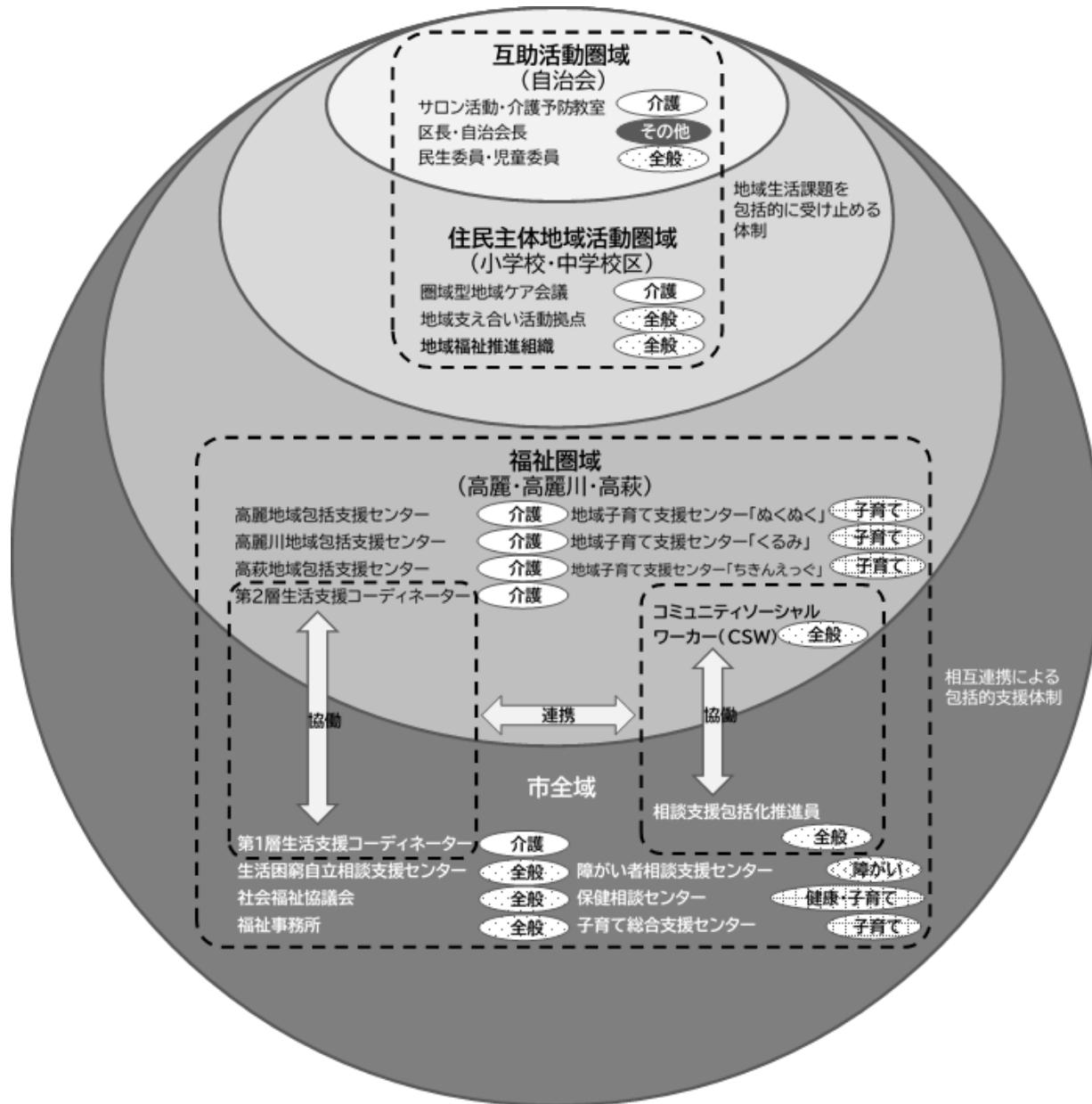
- 第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。
- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
  - 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たつては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるまでの各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

### (3) 圏域の設定

圏域の設定は、地域福祉を推進するために必要な取組や仕組みづくりを効率的、効果的に展開していくための地域の範囲のことです。また、包括的な支援体制を整備していく上で、「住民の身近な圏域」で地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境を整備するためにも重要です。

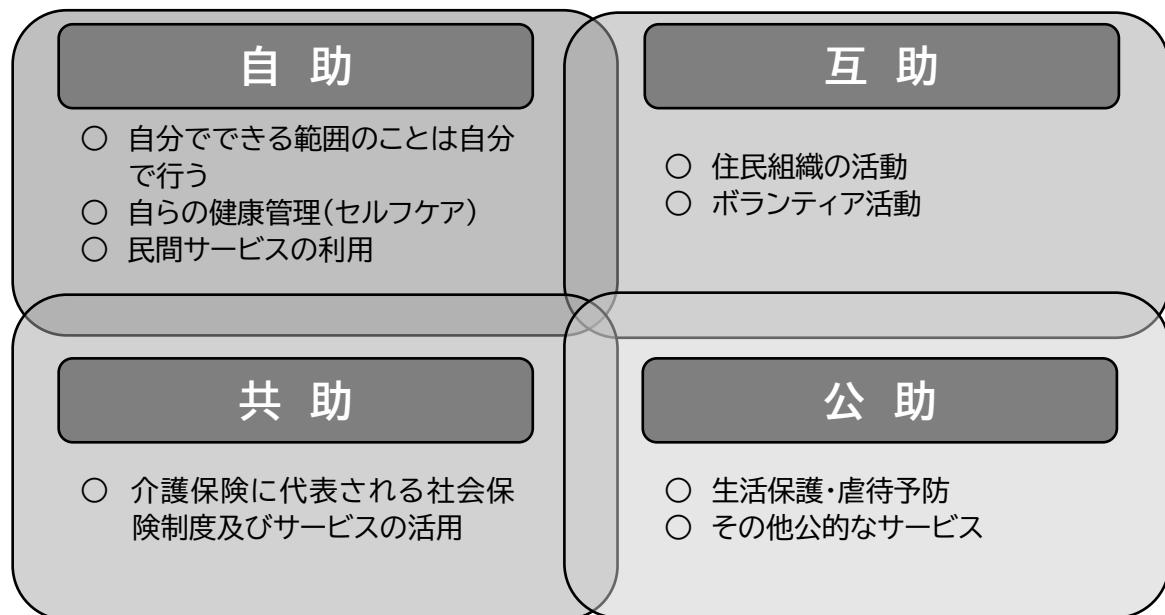
本市では、4つの圏域を基本として、「住民の身近な圏域」は、日常的に顔を合わせる隣近所で構成する区や自治会といった「互助活動圏域」、生活環境が似通いコミュニティが形成しやすい小学校区、中学校区といった「住民主体地域活動圏域」、地域包括支援センターや地域子育て支援センターなどを核にサービスを提供する「福祉圏域」、そして行政の区域として定める「市全域」を設定し、相互に連携を図りながら、地域福祉を推進します。

#### ■ 圏域のイメージ



#### (4)「自助」「互助」「共助」「公助」の地域福祉

地域には、高齢者、障がいのある人、子育てや介護で悩んでいる人など様々な人が生活し、多くの悩みや課題を抱えています。このような多種多様な生活課題に対し、自分自身や家族だけで、あるいは、公的なサービスだけで対応することは困難であり、生活課題への対応は、地域包括ケアシステムにおける自らの力で問題解決を図る「自助」、隣近所や住民組織等、地域で助け合う「互助」、介護保険に代表される社会保険制度等の「共助」、公的な支援や福祉サービスといった「公助」のそれぞれの働きが生き、また、それらの連携・協働による仕組みづくりが必要です。



※平成25年地域包括ケア研究会報告書を参考に作成

## 4. 計画の位置付け

### (1)日高市地域福祉計画の位置付け

日高市地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づいた「市町村地域福祉計画」として位置付け、日高市総合計画の下、本市の福祉分野に関する各種計画の「上位計画」として、地域福祉の推進における理念や基本的な方向を明らかにするものです。

また、本計画では、社会福祉法第106条の5に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」及び再犯防止推進法第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」を内包することで、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進を図ります。

### (2)日高市地域福祉活動計画の位置付け

日高市地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条の規定に基づく組織である日高市社会福祉協議会が中心となり、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者及び社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営するものが相互に協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

住民の主体的な参加により、地域の生活ニーズを明らかにするとともに、地域生活課題を解決するために、専門機関や専門職、多様な団体が役割分担を行いながら、地域住民の創意工夫による自発的な活動や福祉サービス利用者の社会参加等を促進していきます。

### (3)地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

日高市地域福祉計画と日高市地域福祉活動計画は、ともに地域福祉の推進を目指すものであり、また、住民の参加を得て策定するものです。市の行政計画として地域福祉推進のための基盤や仕組みをつくる「地域福祉計画」と民間の活動・行動計画として地域住民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は、地域で一体となり地域福祉を展開するものであると考えると、両計画は「車の両輪」となる計画です。

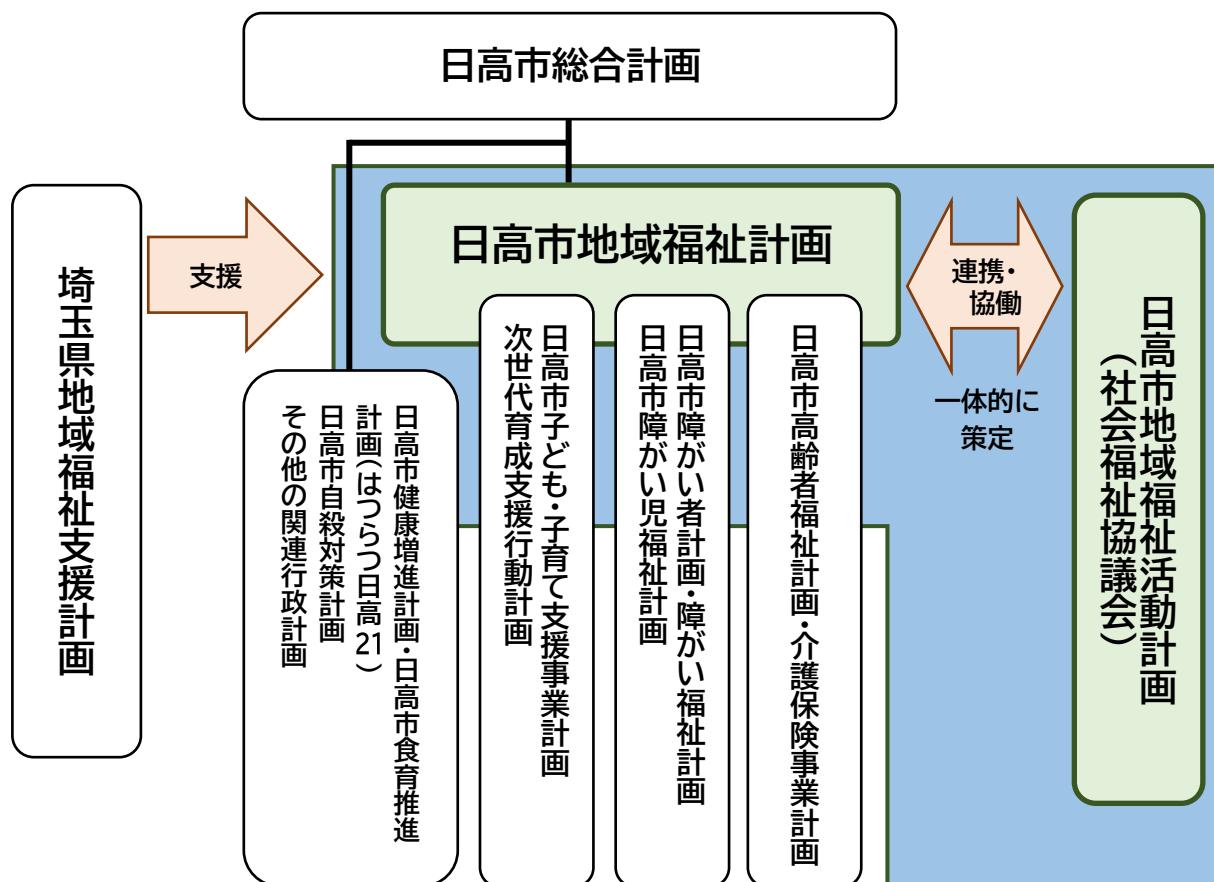
「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」が同じ理念や方向性を持ち、市と社会福祉協議会が協働して地域福祉を推進していくことが重要になってきます。そのため、本市では、引き続き「日高市地域福祉計画」と「日高市地域福祉活動計画」を一体的に策定します。

#### (4)上位・関連計画

第4次日高市地域福祉計画・日高市地域福祉活動計画は、市の最上位計画である第6次日高市総合計画を基盤としながら、本市の高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障がい者計画・障がい福祉計画、障がい児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画等の分野別計画を内包する上位の計画であり、各分野別計画における理念や取組との整合性を図っていきます。

なお、個別計画が策定されている分野に係る事業については、既定計画の必要な箇所を地域福祉計画の一部とみなし、各個別計画において、目標設定や進行管理を行います。

また、福祉分野等の個別計画では網羅できない課題についても、市と社会福祉協議会、地域住民等の協働によって解決を図るため、保健・医療はもとより、教育、まちづくり等の生活関連分野の計画で捉えられている課題についても、福祉の視点から横断的に捉え、連携することで個別施策を実現していきます。



## (5)計画の期間

本計画の期間は、令和6年度(2024年度)を初年度とし、令和10年度(2028年度)を目標年度とする5か年の計画とします。

また、目標年度の令和10年度(2028年度)には本計画の評価及び見直しを行います。なお、国の方針や社会情勢等の変化があった場合には、必要に応じて内容の見直しを行います。

令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)		
第6次日高市総合計画(令和3年度(2021年度)～令和12年度(2030年度))									
第3次	<b>第4次日高市地域福祉計画・日高市地域福祉活動計画</b>					次期計画			
第8期	第9期日高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画			次期計画					
第6期 第2期	第7期日高市障がい者計画・障がい福祉計画 第3期日高市障がい児福祉計画			次期計画					
日高市第2期子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 (第2期：後期計画)		次期計画							

## (6)計画の策定体制

本計画は、地域福祉に関する市民の意識や要望・意見等を把握するための意識調査の実施、市民が、目指す地域福祉の姿等について話し合う市民ワークショップの開催及び市民自らが地域の生活課題やその解決策を考え、話し合う地域懇談会の開催内容を踏まえて策定しました。

また、市民の代表や関係機関・団体等からなる日高市地域福祉計画策定等委員会の開催、庁内の関係部署の職員からなる日高市福祉計画検討委員会の開催により、計画内容の検討・協議を行い、市民意見公募(市民コメント)を実施しました。

- 市民意識調査(アンケート調査)の実施
- 市民ワークショップの開催
- 地域懇談会の開催
- 日高市地域福祉計画策定等委員会の開催
- 日高市福祉計画検討委員会の開催
- 市民意見公募(市民コメント)の実施

### 市民による計画づくり

- ① 日高市における地域福祉課題の抽出、  
解決策のアイデア、共有すべき事項、目  
指す姿 等

- ・ 市民意識調査(アンケート調査)
- ・ 市民ワークショップ
- ・ 地域懇談会
- ・ 市民意見公募(市民コメント)



### 日高市地域福祉計画・日高市地域福祉活動計画の策定



- ② 基本理念・基本方針(基本目標)  
③ 施策の展開・具体的な取組内容  
④ 計画の推進体制 等

- ・ 地域福祉計画策定等委員会
- ・ 福祉計画検討委員会 等

## 第2章 地域福祉をめぐる市の現状

### 1. 統計等から見る現状

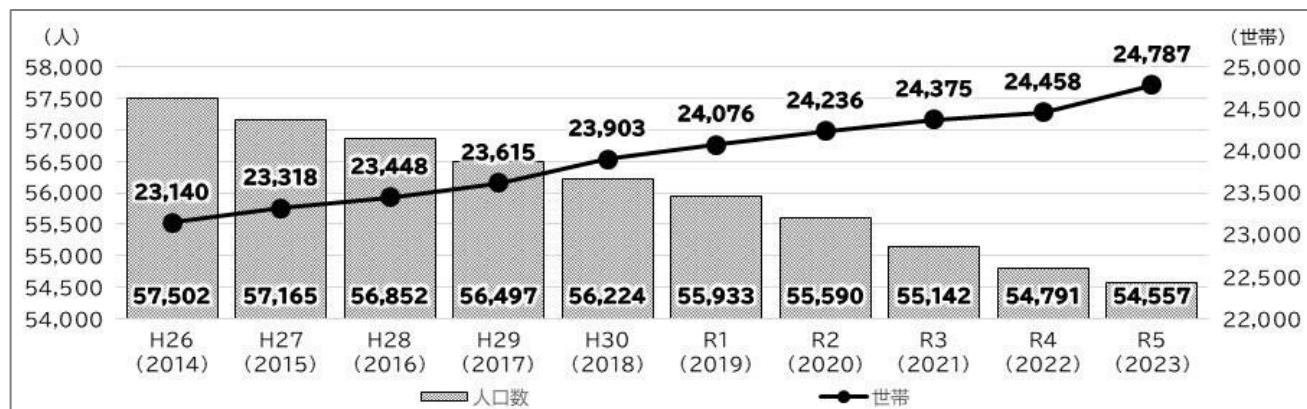
#### (1) 人口や世帯の変化から見る日高市

##### ① 減少する人口と増加する単独(単身)世帯

本市の人口は年々減少しており、令和5年(2023年)は、平成26年(2014年)より2,945人減少し、54,557人となっています。一方で、世帯数は年々増加しており、令和5年(2023年)には24,787世帯となり、1世帯当たりの人員数は、2.20人となっています。また、外国人人口は増加傾向にあります。

世帯の家族類型の推移を見ると、平成17年(2005年)から徐々に「夫婦と子の世帯」及び「その他」が減少し、「単独世帯」、「夫婦のみの世帯」及び「ひとり親と子の世帯」が増加しています。

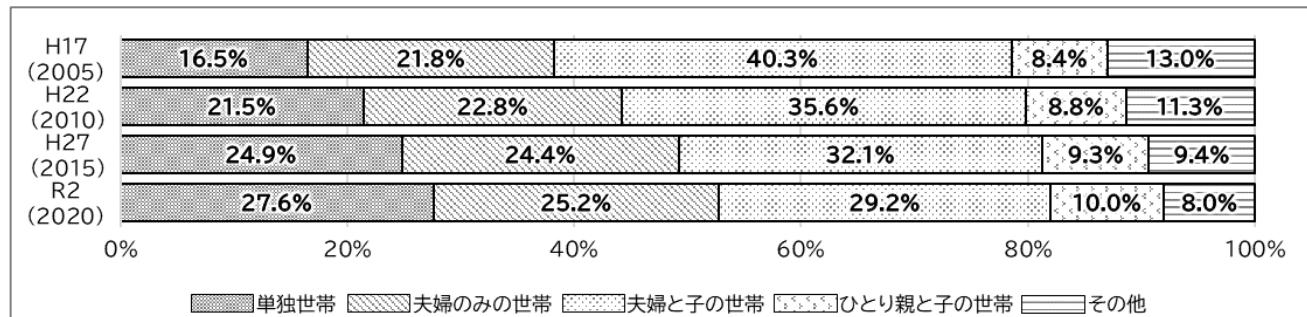
図1 人口・世帯数の推移



	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
うち外国人人口	688	693	688	726	835	840	915	887	845	1,022
1世帯当たりの人員	2.48	2.45	2.42	2.39	2.35	2.32	2.29	2.26	2.24	2.20

資料:統計ひだか(外国人を含む) ※各年4月1日現在

図2 世帯の家族類型の推移



※計算方法の違いにより前計画(第3次)と数値が異なる箇所があります。

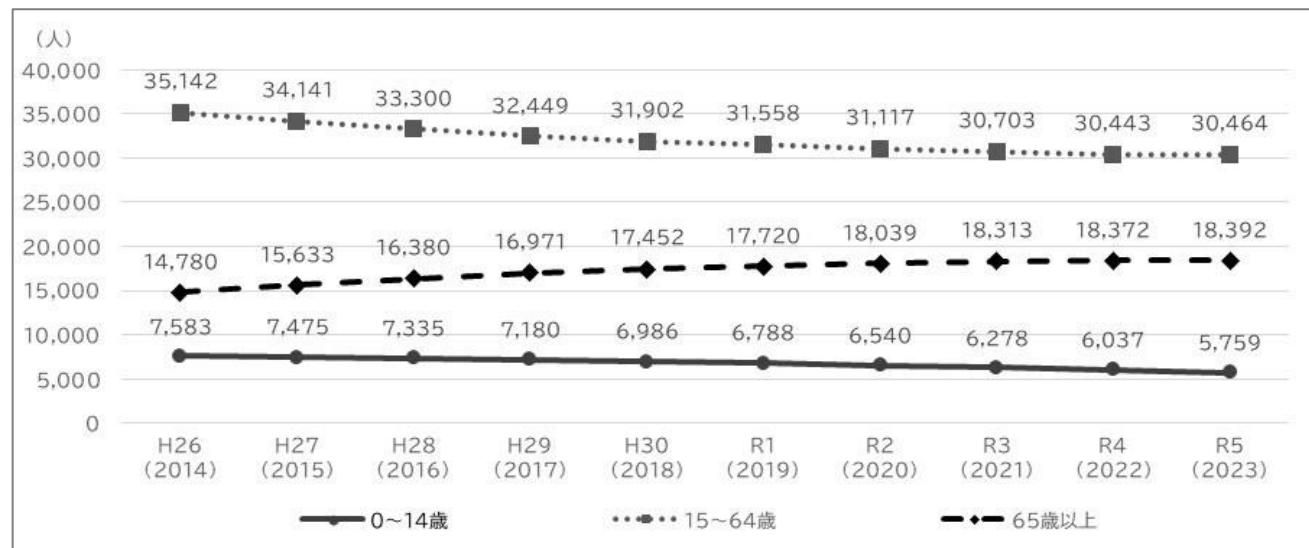
資料:国勢調査

## ② 高齢化の進行と現役世代の減少

0～14歳及び15歳～64歳の人口が減少傾向にある一方で、65歳以上の人口は増加傾向にあります。年齢3区分別人口割合を見ても、65歳以上の人口割合は増加しており、少子高齢化が進行しています。

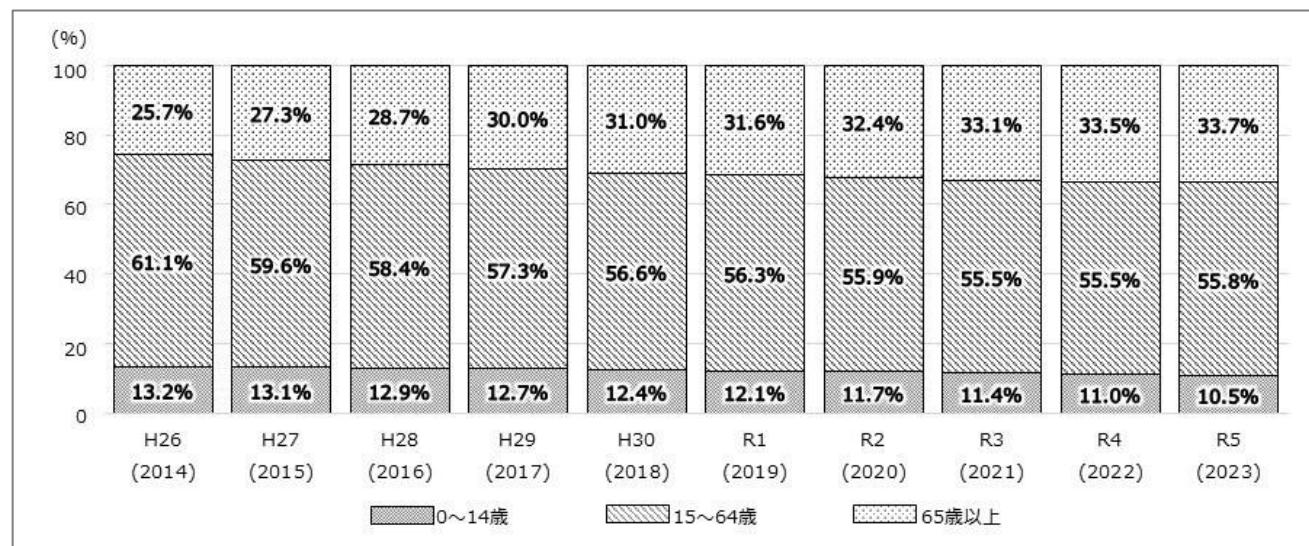
人口ピラミッドで、本市の人口構成を見ると、70～74歳が最も多く、次いで45～49歳となっています。また、埼玉県では、50～54歳が最も多く、次いで45～49歳となっています。

図3 年齢3区分別人口の推移



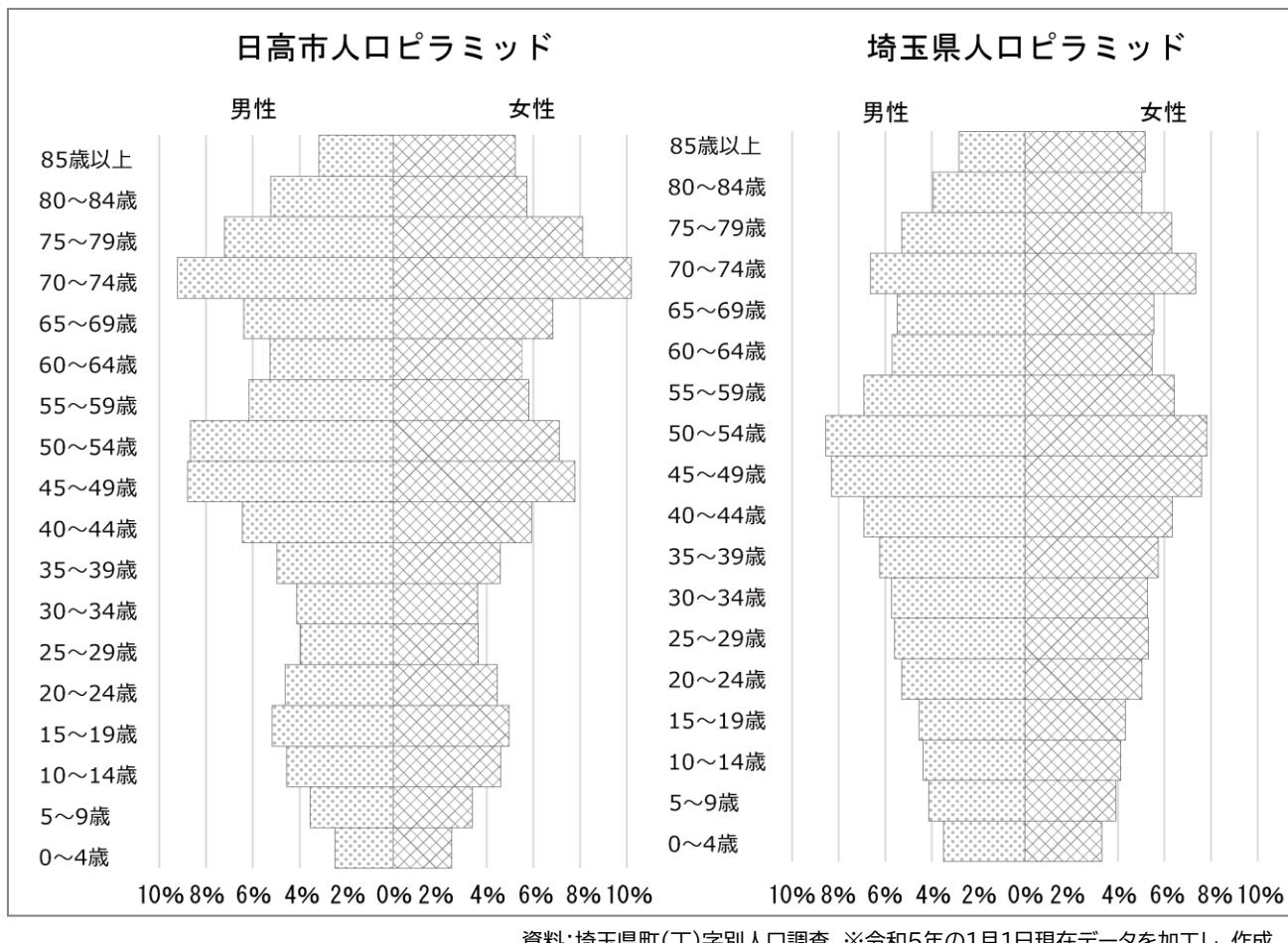
資料:統計ひだか(各年1月1日現在)

図4 年齢3区分別人口割合の推移



資料:統計ひだか(各年1月1日現在)

図5 人口ピラミッド



資料:埼玉県町(丁)字別人口調査 ※令和5年の1月1日現在データを加工し、作成

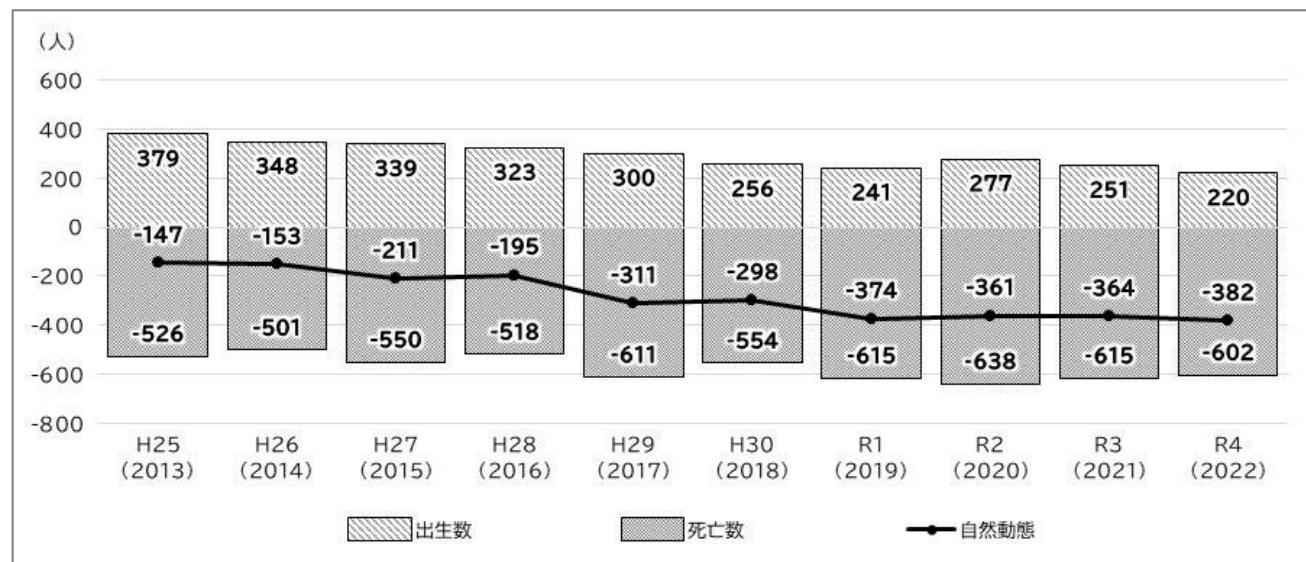
### ③ 大幅な自然減の進行

自然動態では、平成25年度(2013年度)から継続的に死亡数が出生数を上回っており、自然減の傾向となっています。令和4年度(2022年度)では、382人の自然減となっています。

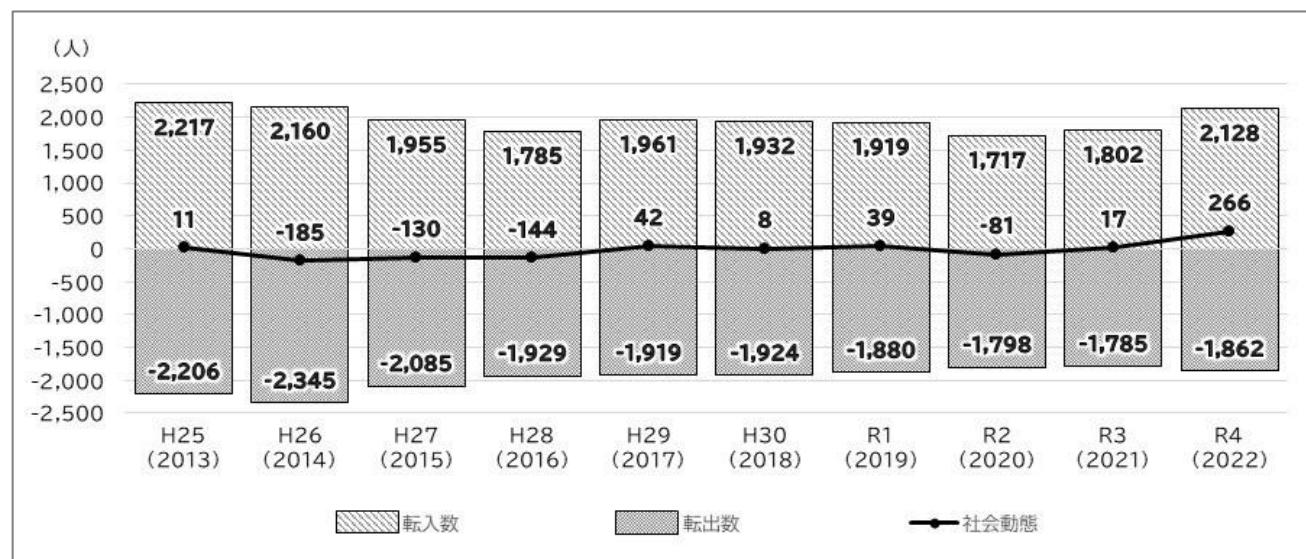
社会動態では、平成29年度(2017年度)以降、転入数が転出数を上回る社会増の傾向も見られており、令和4年度(2022年度)では、266人の社会増となっています。

図6 自然動態と社会動態の推移

#### 【自然動態】



#### 【社会動態】



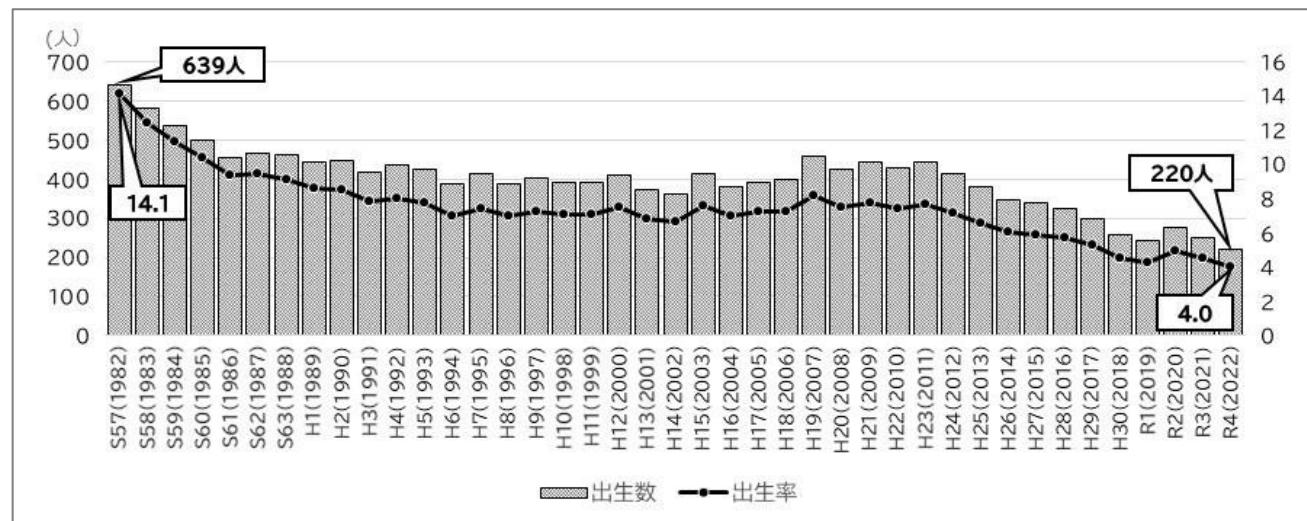
資料：統計ひだか(各年度)

#### ④ 出生数の減少による少子化の進行

出生数は、昭和57年(1982年)には639人であったものが、令和4年(2022年)には220人まで減少して約3分の1程度となっています。出生率(人口1,000人当たりの出生数の割合)は、昭和57年(1982年)には14.1であったものが、令和4年(2022年)には4.0と3分の1以下にまで減少しています。

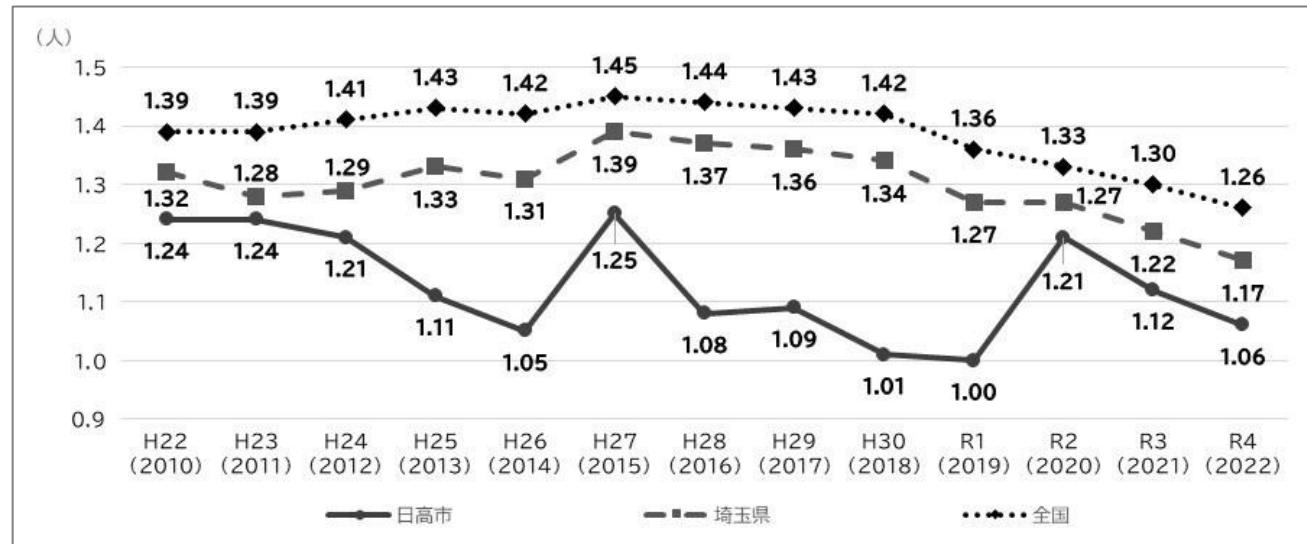
合計特殊出生率(1人の女性が生涯に産むことが見込まれる子どもの数)を見ると、本市は年にによって大きく変動する傾向がありますが、いずれの年も埼玉県や全国を下回っています。

図 7 出生数と出生率の推移



資料:人口動態調査(各年) ※日高市の数値を用いて作成

図 8 合計特殊出生率の推移



資料:人口統計資料集 人口動態調査(各年)

## ⑤ 未婚率の上昇

未婚率は、横ばいまたは上昇傾向です。令和2年(2020年)を見ると、男性では、30～34歳の約6割が未婚であり、40～44歳の約3割が未婚となっています。また、女性では、30～34歳の約4割が未婚であり、40～44歳の2割弱が未婚となっています。

生涯未婚率※については、男性では平成27年(2015年)以降、埼玉県や全国を上回っており、令和2年(2020年)には27.9%の人が未婚となっています。

※生涯未婚率は、おおむね50歳までに未婚だった人の割合を示し、国勢調査の45歳～49歳と50歳～54歳の5歳ごとの階級区分未婚率データを単純平均したもの。

図9 男女別年齢層別未婚率の推移

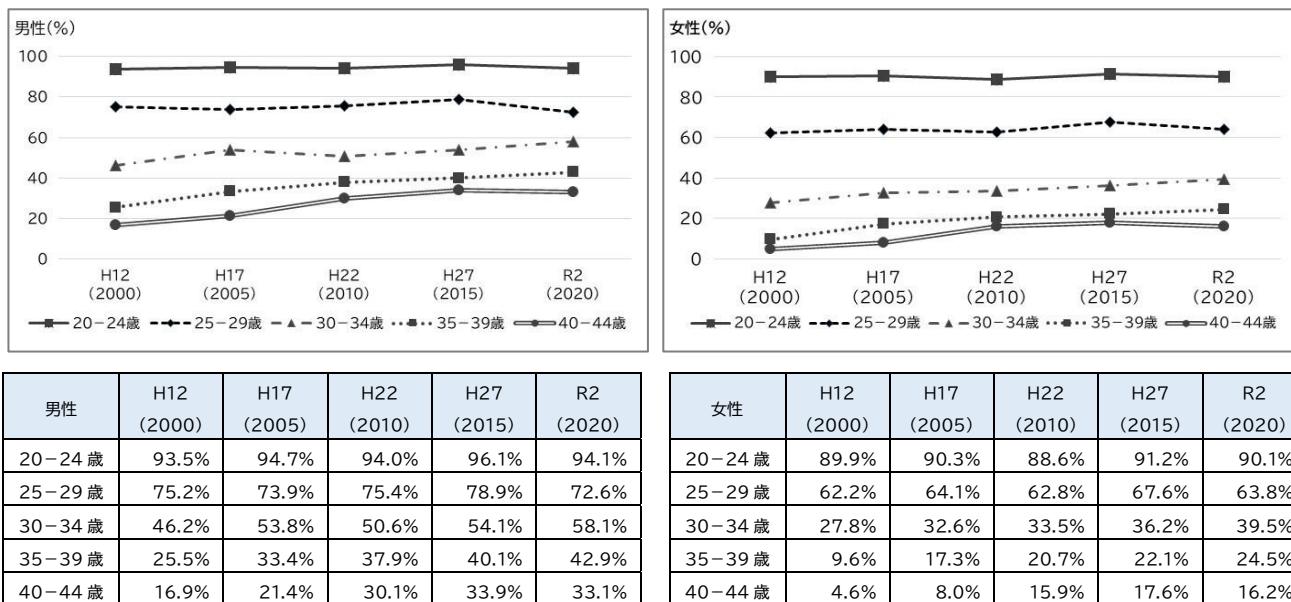
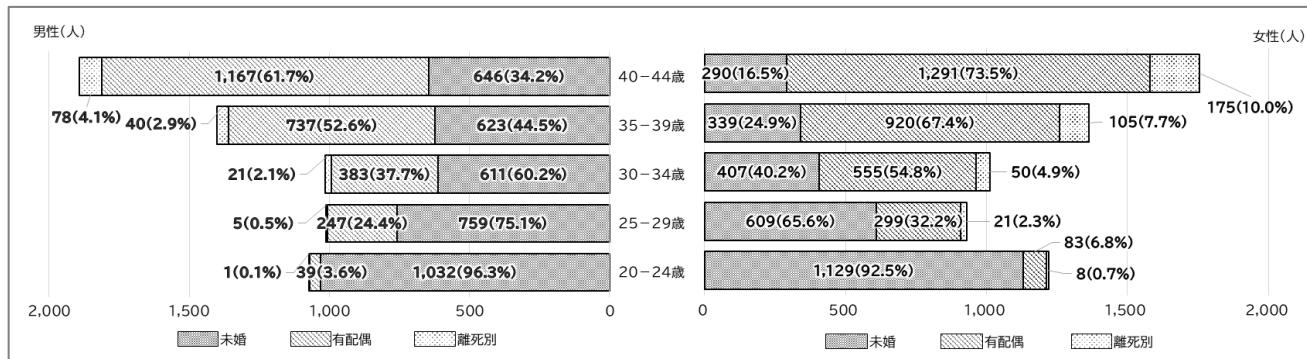
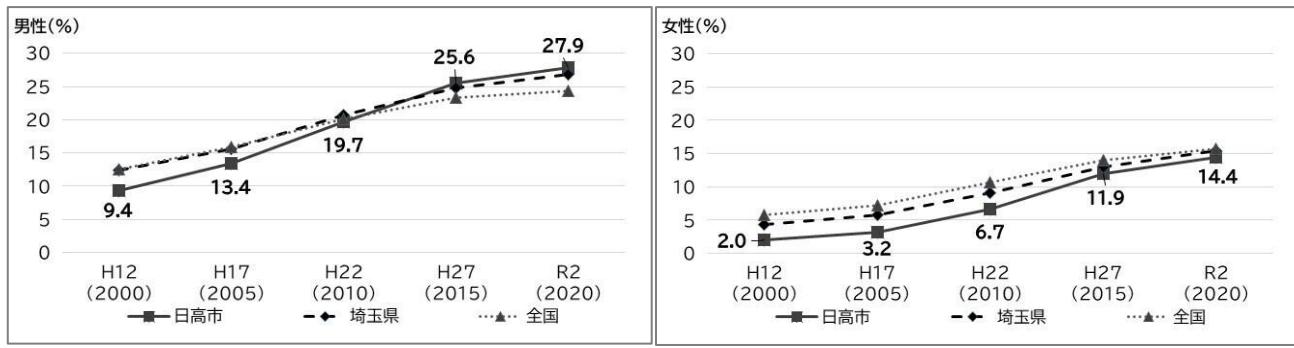


図10 男女別婚姻関係(令和2年)



資料：国勢調査

図11 生涯未婚率の推移

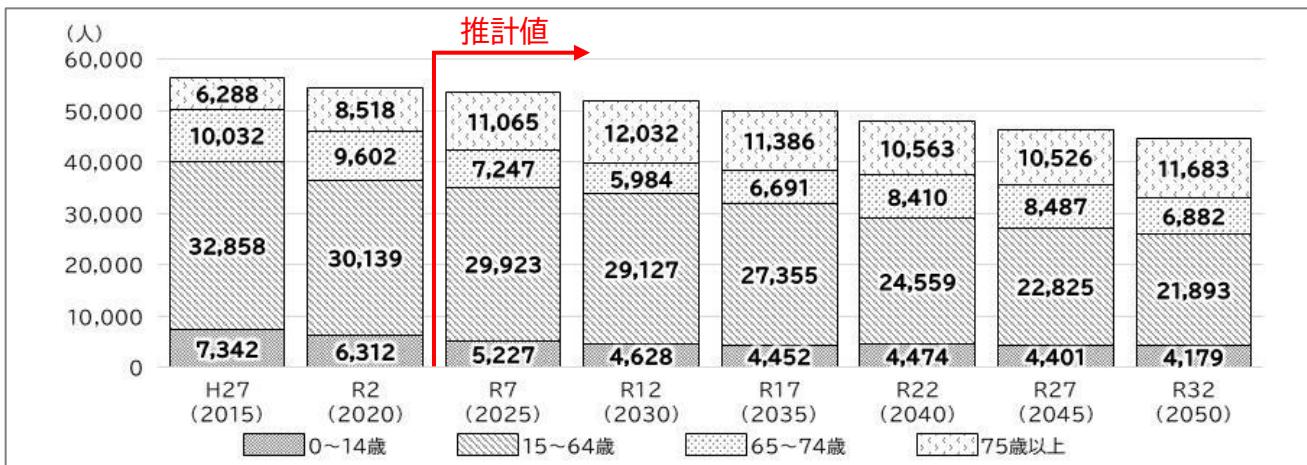


資料:国勢調査

## ⑥ 将来人口推計

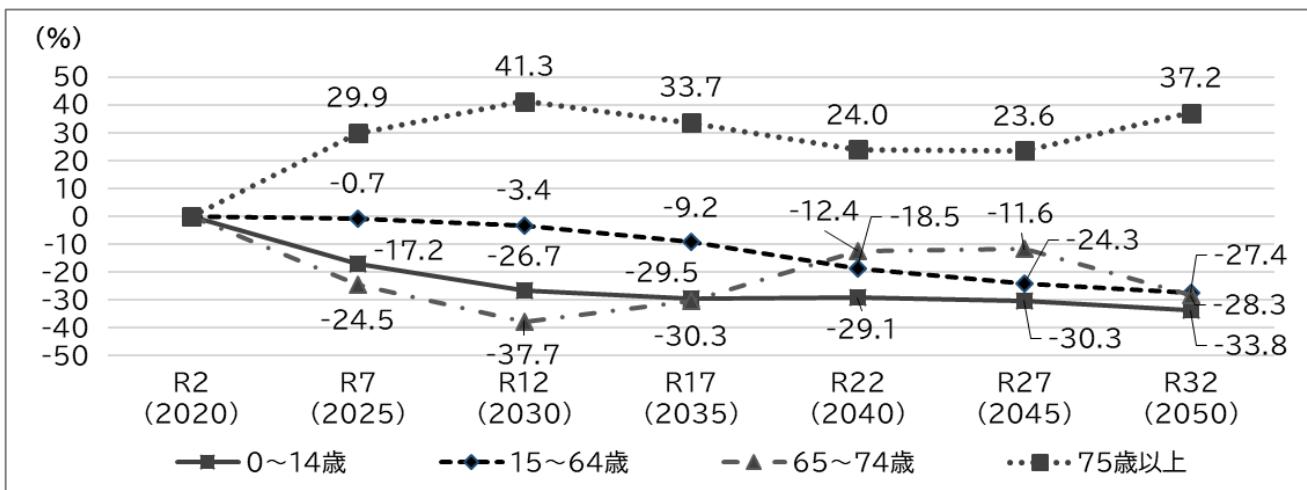
令和32年(2050年)までの本市の人口推計を年齢区分別に見ると、今後、人口が増加傾向にあるのは75歳以上のみであり、0~14歳、15~64歳及び65~74歳は減少していくことが予測されます。

図12 将来人口推計における各年齢層の推移



資料:国立社会保障・人口問題研究所(令和5年推計結果)

図13 将来人口推計における各年齢層の増加率(令和2年基準)



資料:国立社会保障・人口問題研究所(令和5年推計結果)

## (2) 支援を必要とする人の状況

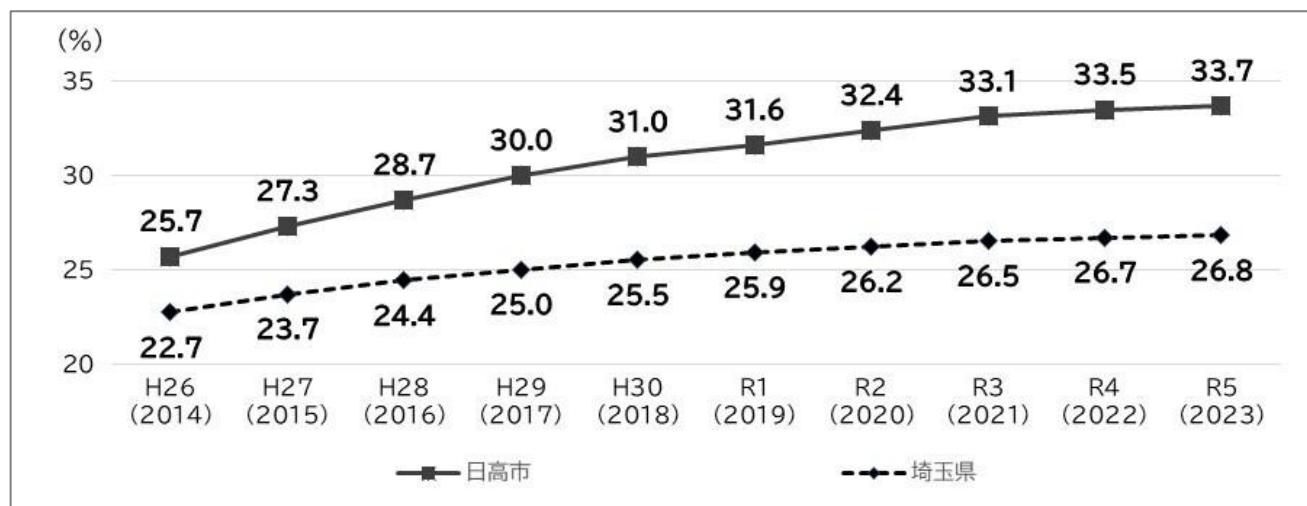
### ① 高齢化の進行と単身高齢者の増加

高齢化率は、埼玉県を上回り、年々増加傾向です。また、要介護(要支援)認定者数も年々増加しています。

将来人口推計からも高齢化は今後も継続的に進行していくことが示されており、令和32年(2050年)には、高齢化率が41.6%になることが予測されます。

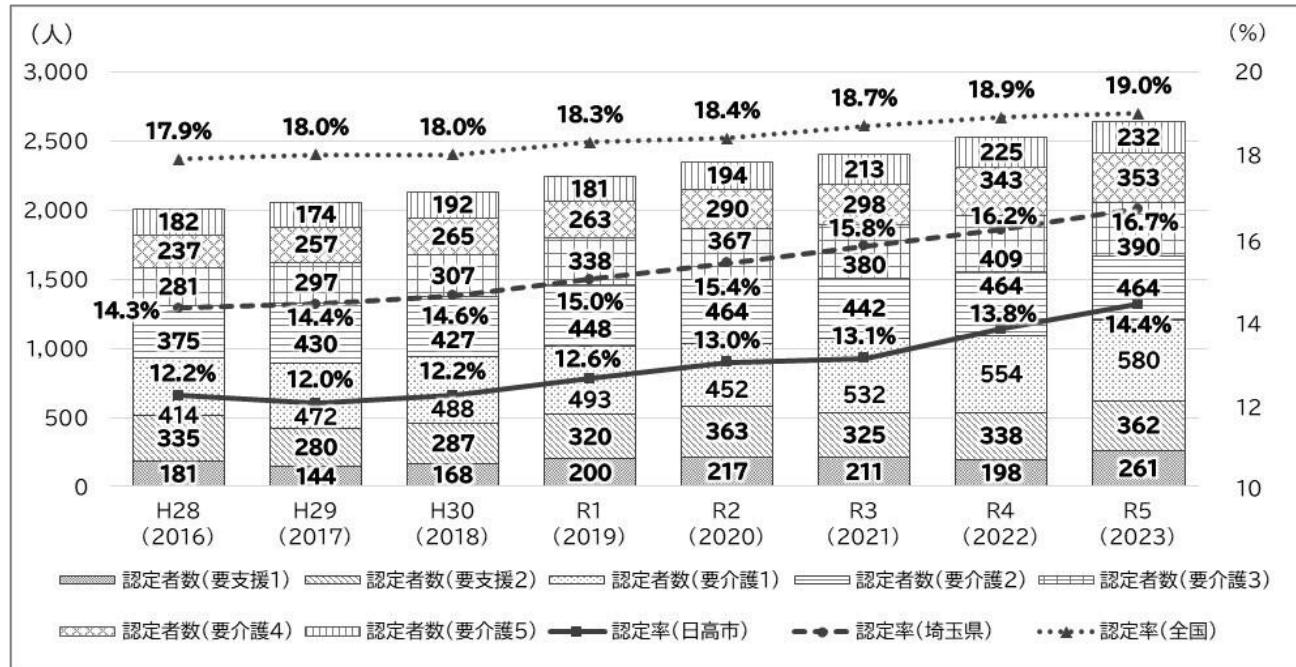
65歳以上の高齢者がいる世帯を見ると、単独(単身)世帯の割合が継続して増加しています。

図14 日高市及び埼玉県における高齢化率の推移



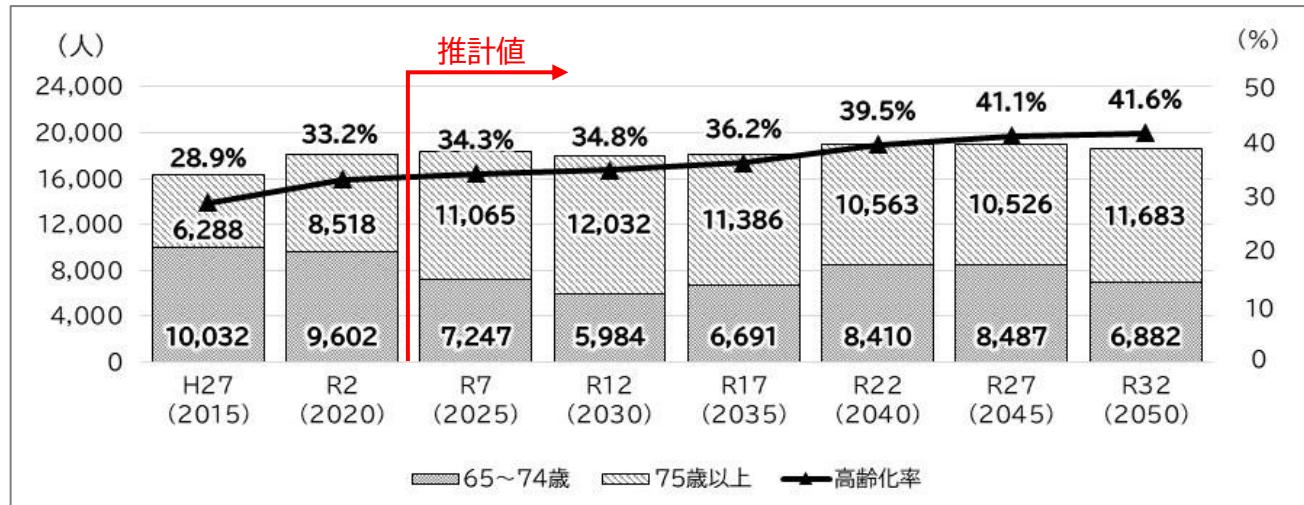
資料:統計ひだか 埼玉県町(丁)字別人口 ※各年1月1日現在

図15 要介護(要支援)認定者数・認定率の推移



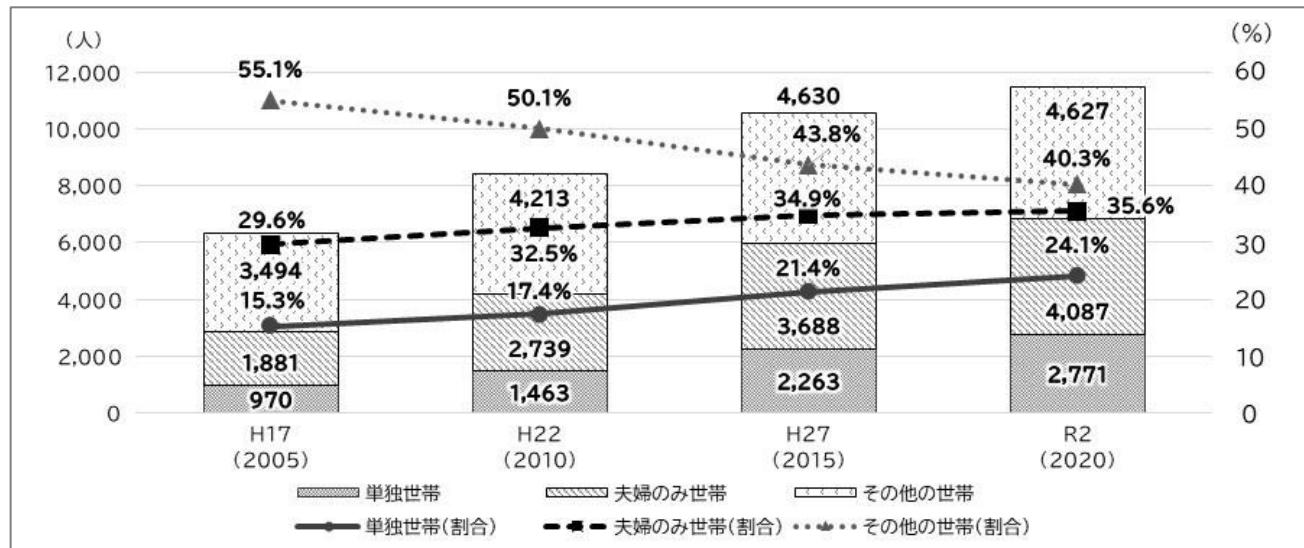
資料:厚生労働省「見える化システム」(各年度末現在)

図16 高齢化の推移と将来推計



資料：国立社会保障・人口問題研究所(令和5年推計)

図17 65歳以上の高齢者のいる世帯の推移



資料：国勢調査

## ② 成年後見制度「市長申立て」件数

重度の認知症、知的障がい又は精神障がいにより判断能力が不十分で、申立てを行う親族がない人を対象に市長が審判の請求を行う「市長申立て」件数の推移を見ると、ほぼ横ばいの状況となっています。

表1 成年後見制度「市長申立て」件数

(件)

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
高齢者関係	2	3	3	7	3
障がい者関係	0	1	0	0	0
合計	2	4	3	7	3

資料：長寿いきがい課・障がい福祉課

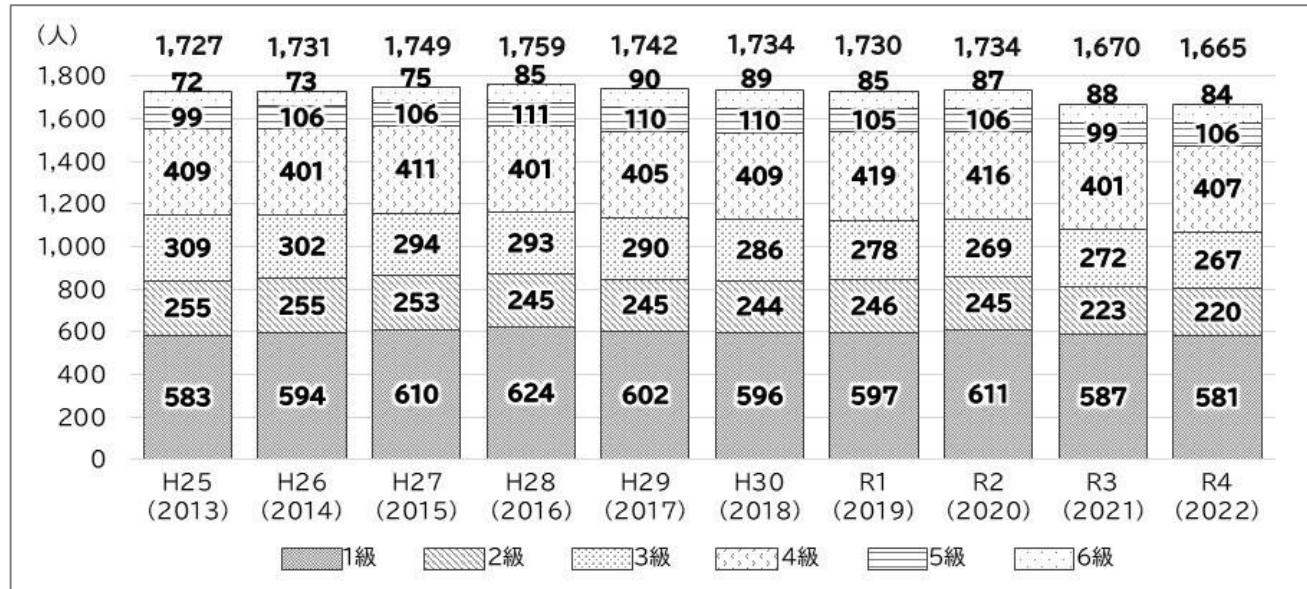
### ③ 障がい者手帳所持者の状況

身体障がい者手帳所持者数は、平成29年度以降は減少傾向にあり、障がい種別では、肢体不自由と内部障がいで8割以上を占めています。

療育手帳所持者数は、年々増加傾向にあり、令和4年度(2022年度)には440人となっています。

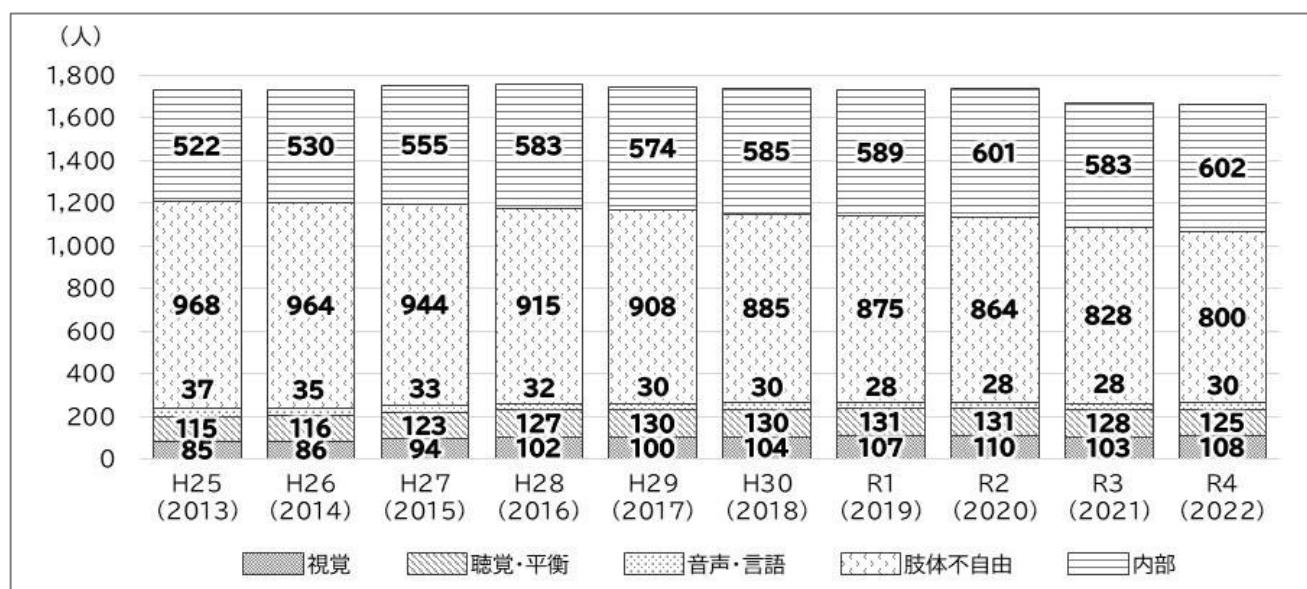
精神障がい者保健福祉手帳所持者は、年々増加しており、平成25年度(2013年度)から令和4年度(2022年度)までに245人増加し、546人となっています。

図18 身体障がい者手帳所持者数(等級別)の推移



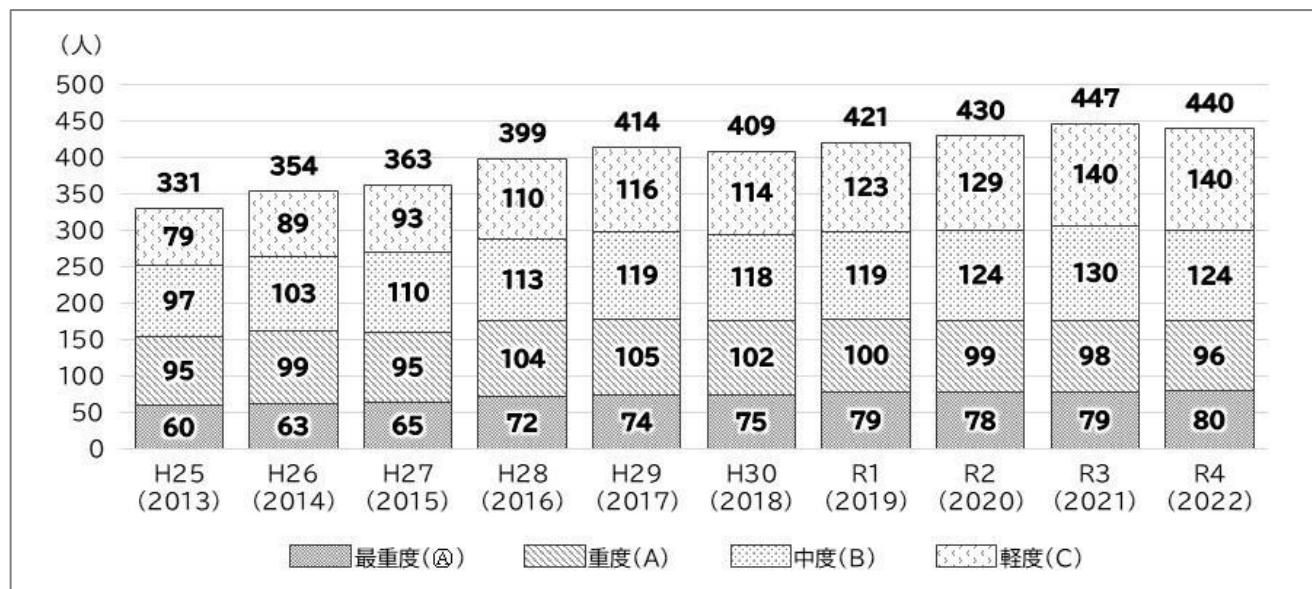
資料:統計ひだか ※各年度末現在

図19 身体障がい者手帳所持者数(障がい種別)の推移



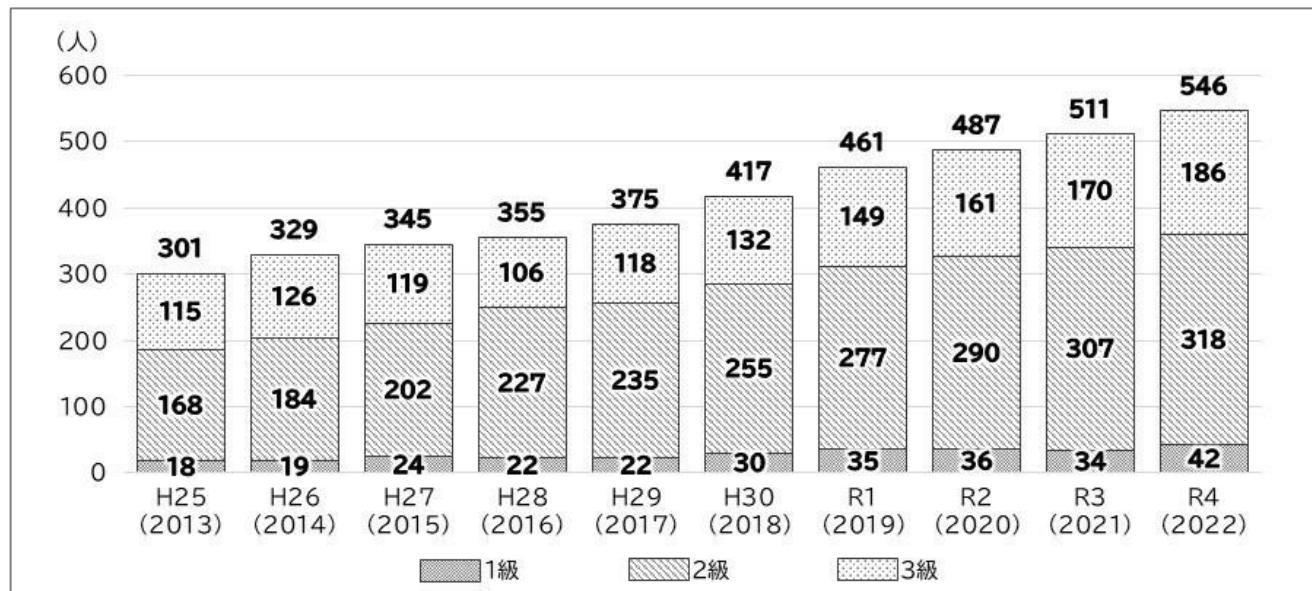
資料:統計ひだか ※各年度末現在

図 20 療育手帳所持者数(等級別)の推移



資料:統計ひだか ※各年度末現在

図 21 精神障がい保健福祉手帳所持者数(等級別)の推移

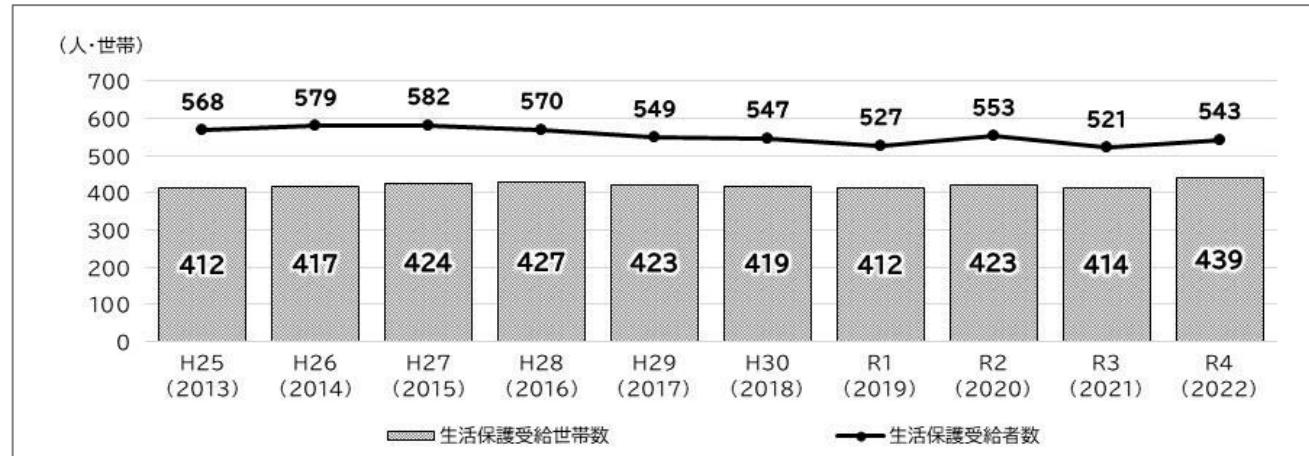


資料:統計ひだか ※各年度末現在

#### ④ 生活保護受給者世帯数及び受給者数

生活保護受給者世帯数及び受給者数は、平成25年度(2013年度)から令和4年度(2022年度)まで、ともに横ばいの状況となっています。

図 22 生活保護受給者世帯数及び受給者数の推移

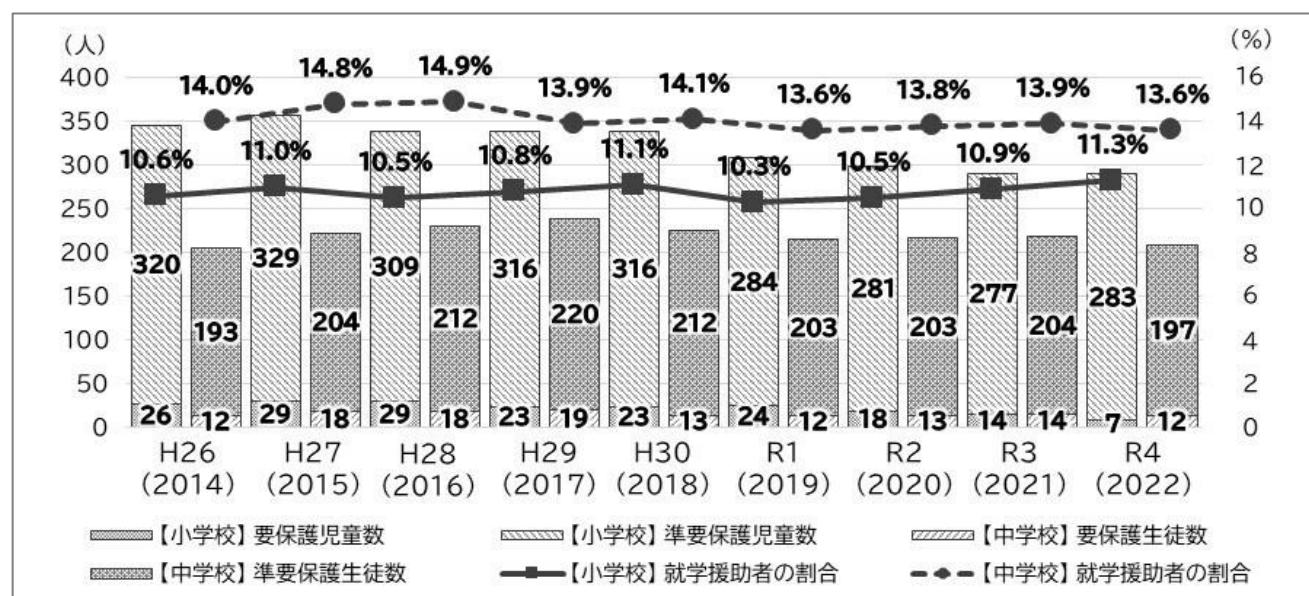


資料:統計ひだか ※各年度末現在

#### ⑤ 要保護及び準要保護児童生徒数と就学援助者の割合

経済的理由により就学困難なため、就学援助を受けている児童及び生徒の割合は、児童では11%前後、生徒では14%前後で推移しています。

図 23 要保護及び準要保護児童生徒数と就学援助者の割合の推移

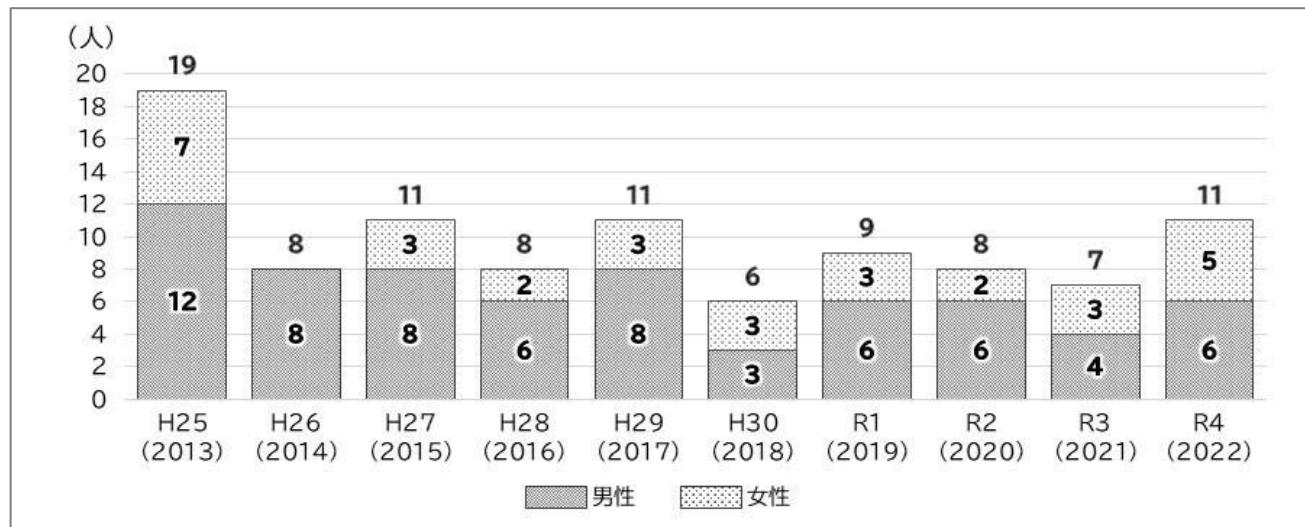


資料:学校教育課 ※各年度末現在

## ⑥ 自殺者の状況

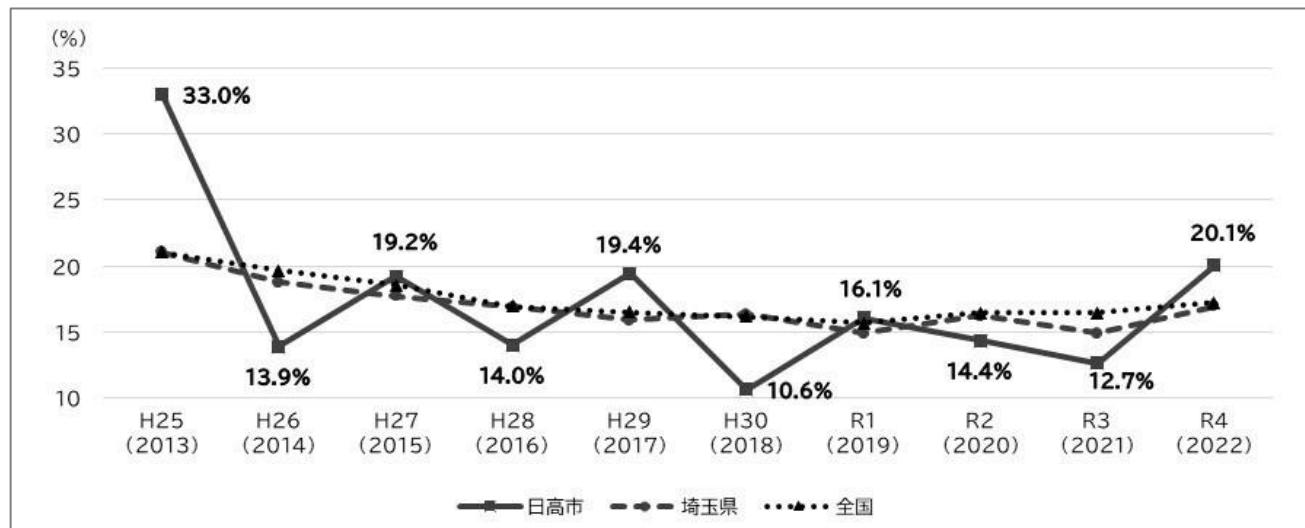
自殺者数は、女性より男性が多く、近年では10人前後で推移しています。また、自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)を見ると、本市は年ごとに増減が多いものの、全体的な流れとしては、埼玉県や全国と同様の傾向が見られます。

図24 自殺者数の推移



資料:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」※自殺者数・自殺死亡率は、自殺日・住居地(各年)

図25 自殺死亡率の推移



資料:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」※自殺者数・自殺死亡率は、自殺日・住居地(各年)

### (3)社会福祉に関する歳出の状況

社会福祉の充実を図るための施策に要する経費である民生費の決算状況は、近年、新型コロナウイルス感染症対策経費等により総歳出額が増加し、増減はありますが、歳出総額に占める民生費の割合は高くなっています。

目的別に見ると、社会福祉費と児童福祉費が大きな割合を占め、これらが全体の約7割を占めています。また、老人福祉費は微増傾向が続いているが、生活保護費はほぼ横ばいとなっています。

性質別に見ると、扶助費が6～7割を占め、最も高くなっています。また、義務的経費の割合(人件費・扶助費の割合)も、扶助費の増減により変動はありますが、近年、増加傾向が見られます。

※令和2年度は、特別定額給付金給付事業などの新型コロナウイルス対策関連事業費の増加により、一般会計における民生費以外の歳出が大幅に増加したこと、民生費の割合が減少しています。

図 26 歳出総額に占める民生費の割合と民生費の内訳の推移

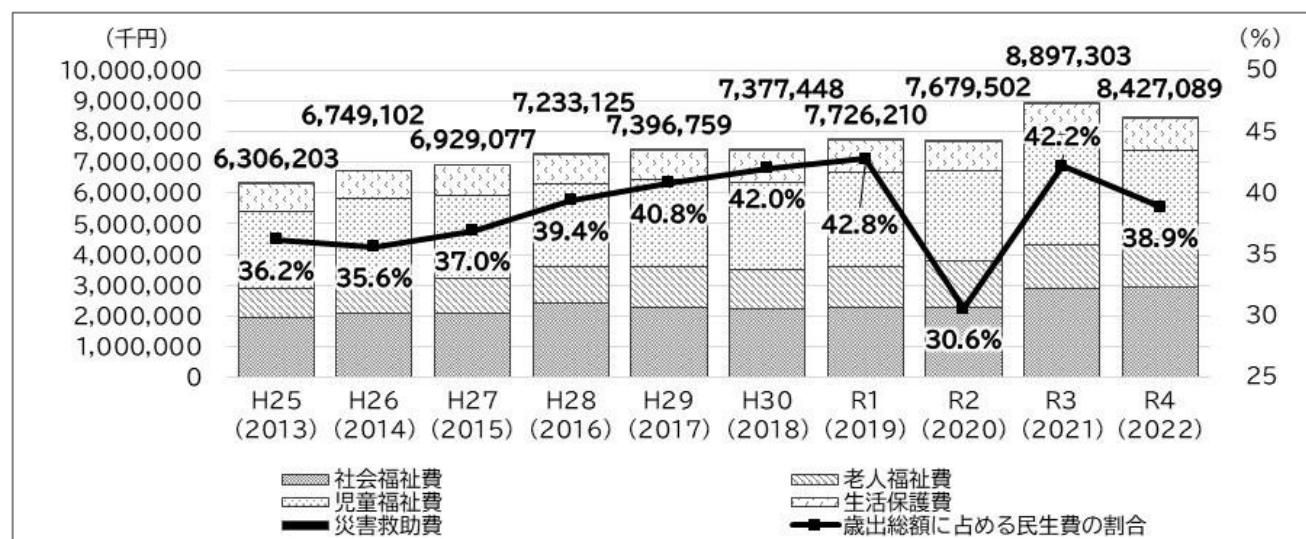
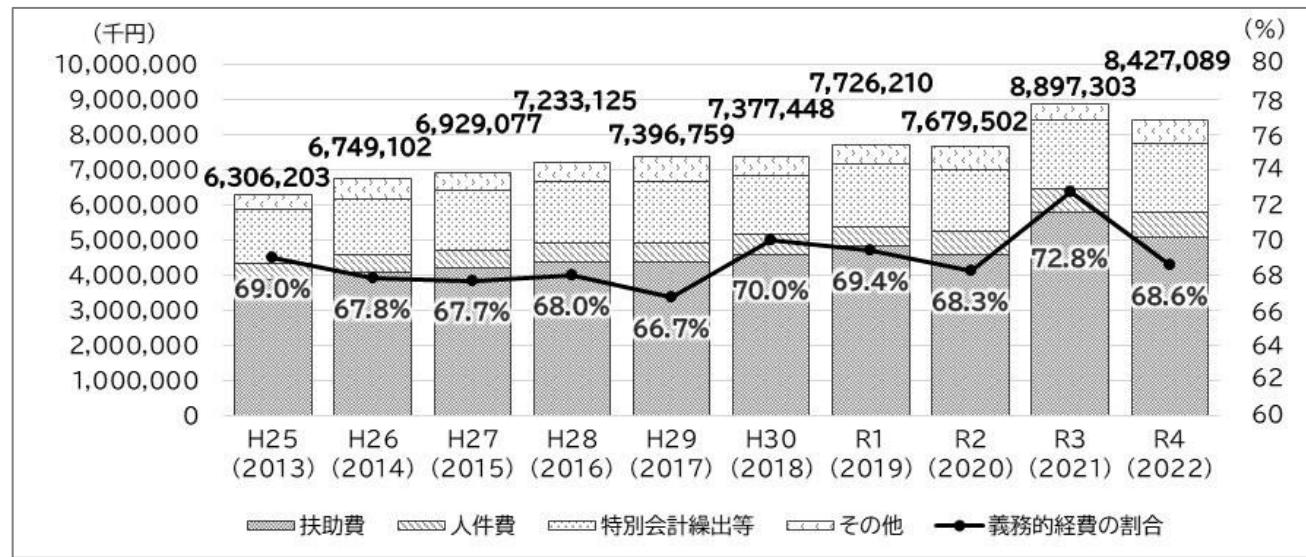


図 27 民生費(性質別)の内訳と義務的経費の割合の推移



※数値等は、地方財政状況調査(決算統計)のものを使用しています。

資料:財政課(各年度)

## (4) 地域の活動の状況

### ① 民生委員・児童委員の相談支援活動件数

民生委員・児童委員の相談支援活動件数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、これまでどおりの活動ができない中、状況に応じた必要な支援が継続され、横ばい傾向です。

表2 民生委員・児童委員の相談支援活動件数

(件)

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
高齢者に関すること	731	659	547	716	699
障がい者に関すること	78	37	51	16	46
子どもに関すること	135	136	106	110	88
その他	470	449	429	439	320
合計	1,414	1,281	1,133	1,281	1,153

資料:生活福祉課 ※各年度集計

### 【参考】

表3 その他福祉に関する相談の件数

(件)

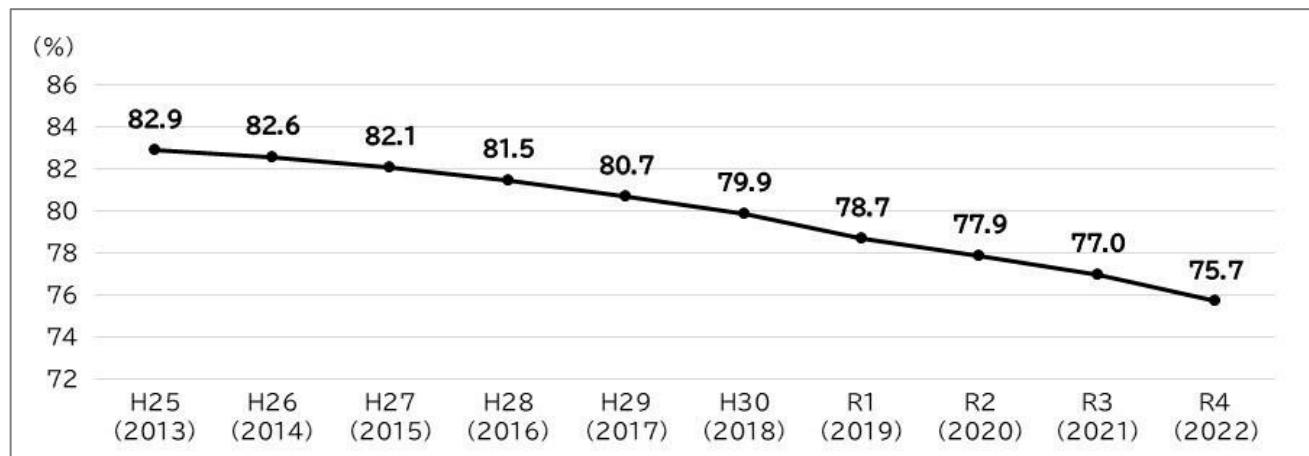
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
人権相談件数(令和2年度中止)	6	4	0	4	8
行政相談件数	20	13	10	9	9
法律相談件数	197	186	177	188	194
女性相談件数	37	25	44	56	59
DV相談件数	17	14	25	28	23
消費生活相談件数	292	221	219	202	227
生活困窮者相談支援件数	763	1,037	3,337	2,854	2,076
障がい者相談件数	517	534	546	488	674
障がい者虐待相談件数	5	0	9	9	19
家庭児童相談室相談件数	675	573	1,109	1,288	1,627
母子保健相談件数	659	872	981	864	919
こころの健康相談件数	11	15	9	12	23
健康相談件数	1,063	872	675	891	299
教育相談件数	535	438	416	896	880
高齢者虐待相談件数	16	16	12	18	16
地域包括支援センター相談件数	5,138	6,702	7,624	8,076	4,873
無料法律相談(社会福祉協議会)	33	23	19	28	43
心配ごと相談(社会福祉協議会)	22	16	14	14	19

資料:総務課・産業振興課・生活福祉課・障がい福祉課・子育て応援課・保健相談センター・長寿いきがい課・学校教育課・社会福祉協議会(各年度)

## ② 区加入率

区加入率は、年々減少傾向です。平成25年(2013年)は82.9%でしたが、令和4年(2022年)には75.7%となり、この10年間で7.2ポイント減少しています。

図 28 区加入率の推移



資料:総務課資料 ※各年4月1日現在

## ③ ボランティア活動

ボランティアの登録数は増加傾向です。平成30年度(2018年度)から令和4年度(2022年度)までに、ボランティアの登録団体数は、37団体増加し109団体、また、ボランティア登録団体人数は、2倍以上増加し、2,625人となっています。

表 4 ボランティア登録団体数・ボランティア登録団体人数・ボランティア個人活動登録者数

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
ボランティア登録団体数	72 団体	94 団体	98 団体	108 団体	109 団体
ボランティア登録団体人数	1,264 人	2,097 人	2,267 人	2,578 人	2,625 人
ボランティア個人登録者数	57 人	37 人	77 人	32 人	34 人

資料:社会福祉協議会 ※各年度末現在

## (5)再犯者の状況

飯能警察署管内では、再犯者数が増加傾向です。令和3年(2021年)の検挙者数は167人で、うち初犯者が75人、再犯者が92人で、検挙者数に占める再犯者の割合(再犯者率)が、55.1%となっています。

埼玉県と全国では、検挙者数は減少傾向ですが、再犯者率は横ばいとなっています。

図 29 飯能警察署管内の再犯者率の推移(20歳以上)

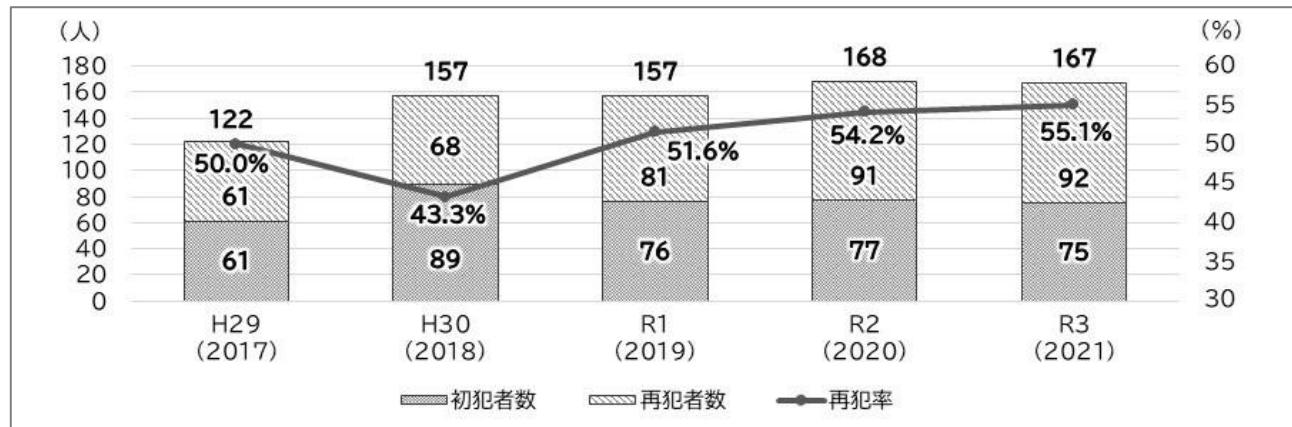


図 30 埼玉県の再犯者率の推移(20歳以上)

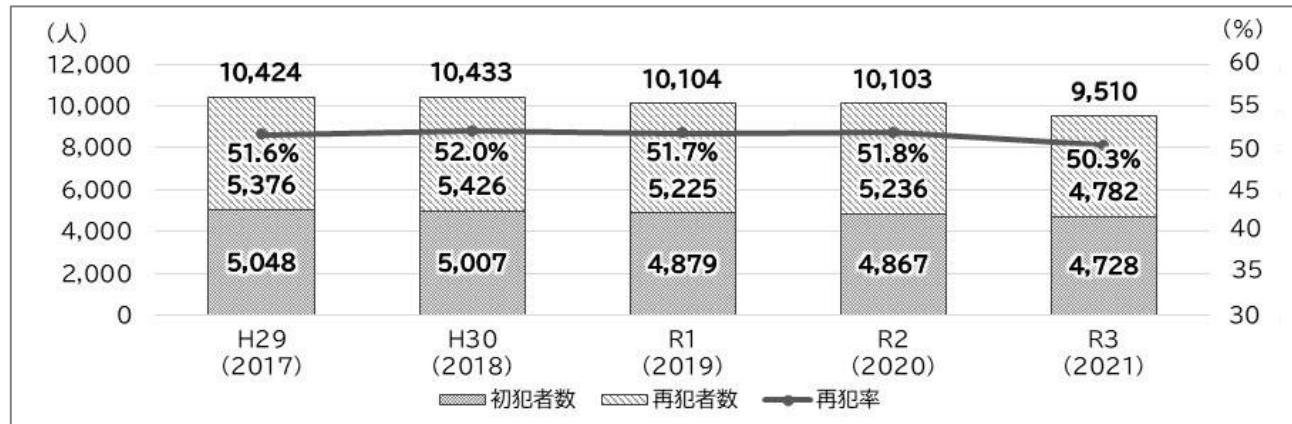
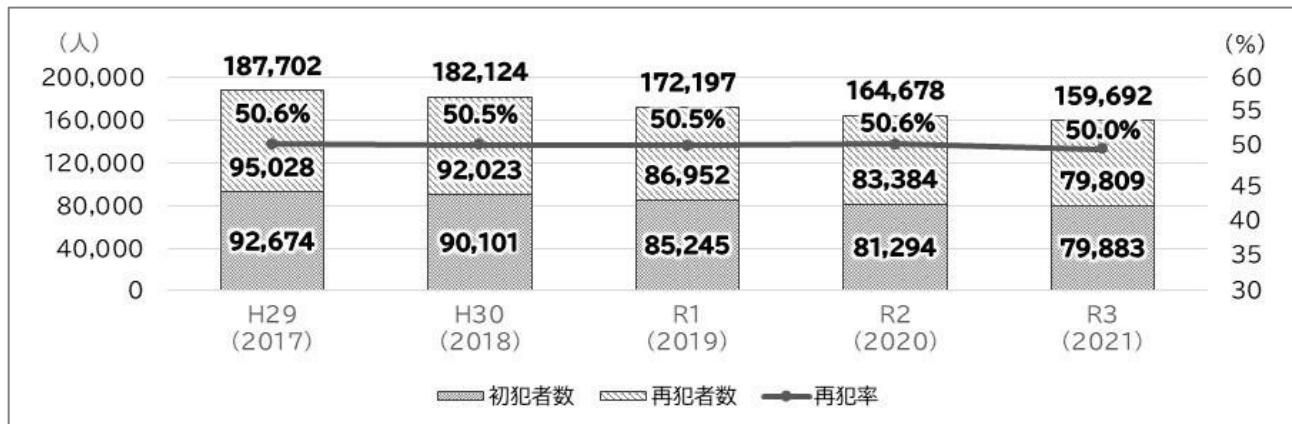


図 31 全国の再犯者率の推移(20歳以上)

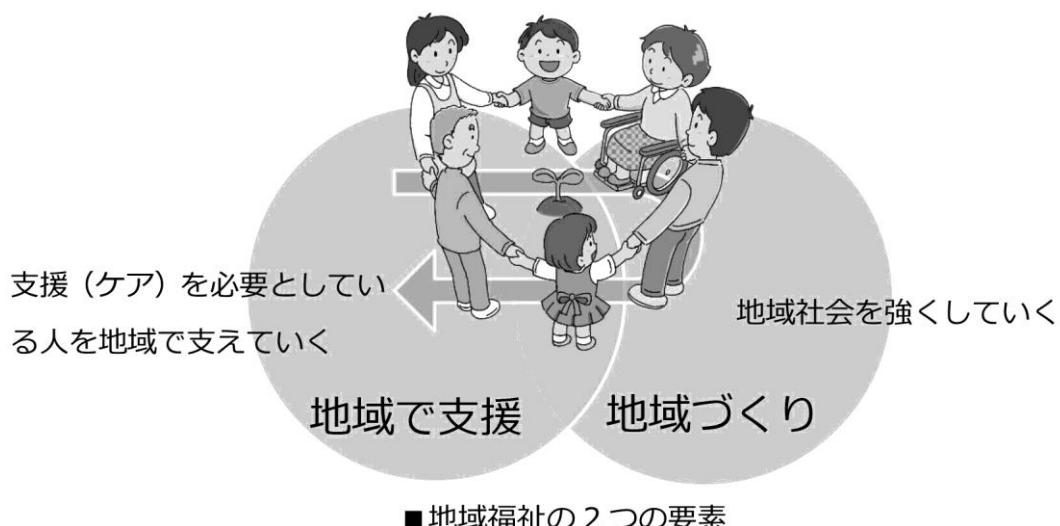


資料:東京矯正管区提供データ

## 【コラム1】「地域福祉とは？」

地域福祉とは、地域における社会福祉のことです。地域福祉の目的は、子どもや高齢者、障がいのある人もない人も、全ての人々が、世代やその背景を問わずに、一人一人の暮らしと生きがいを共に創り、共に高め合う地域社会を実現することです。

地域福祉を推進するためには、「支援(ケア)を必要としている人を地域で支えていくこと」と「地域社会自体を強くしていくこと」の2つの側面からの活動を行っていくことが重要です。



こういった、つながりのある地域を創る取組は、自分の暮らす地域をより良くしたいという地域住民の主体性に基づいて、「他人事」ではなく「我が事」として行われてこそ、参加する人の暮らしの豊かさを高めることができ、持続していくことができます。

同じ地域で「困っている人」「深刻な状況にある人」を見付けたら、見て見ぬふりをしたり、誰かに任せたりしようと思うのではなく、「自分たちで何かできないか」と考え、一つの課題に対して地域の専門職と地域住民が一緒に解決していくことが重要です。

「支え手側」と「受け手側」に分かれることなく、地域の住民があるときは「支え手側」、あるときは「受け手側」として、一人一人が自分でできることを行うことで相互に支え合い、誰もが役割を持ち、活躍できる社会を実現していくことこそ地域福祉の推進につながります。

また、社会保障等の分野の枠を超えて、地域全体が連帯し、地域の様々な資源を生かしながら取り組むことで、地域の人々の暮らしにも地域社会にも豊かさを生み出します。

## 2. 市民意識調査・市民ワークショップ・地域懇談会から見る現状

本計画の策定に当たり、地域を取り巻く環境や地域福祉に対する意見等を把握し、計画策定や施策推進に役立てることを目的として「市民意識調査」、「市民ワークショップ」及び学校区ごとの「地域懇談会」を実施しました。

### (1)市民意識調査から見る現状

#### ① 調査の概要

- 調査対象:市内在住の18歳以上の人1,500名(無作為抽出)
- 調査期間:令和4年(2022年)9月8日～9月26日
- 調査方法:郵送配布・郵送回収

配布数	回収数	回収率
1,500 票	671 票	44.7%

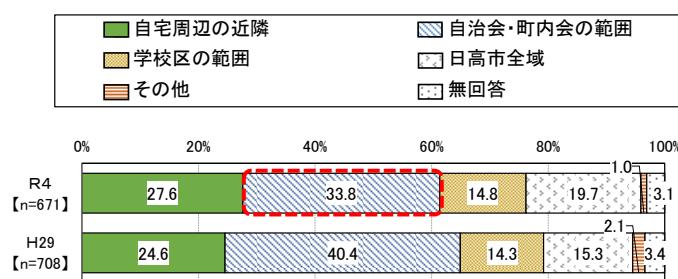
#### ② 調査内容のまとめ

##### 【地域について】

###### ○ 「自分の地域」と感じる範囲について

て

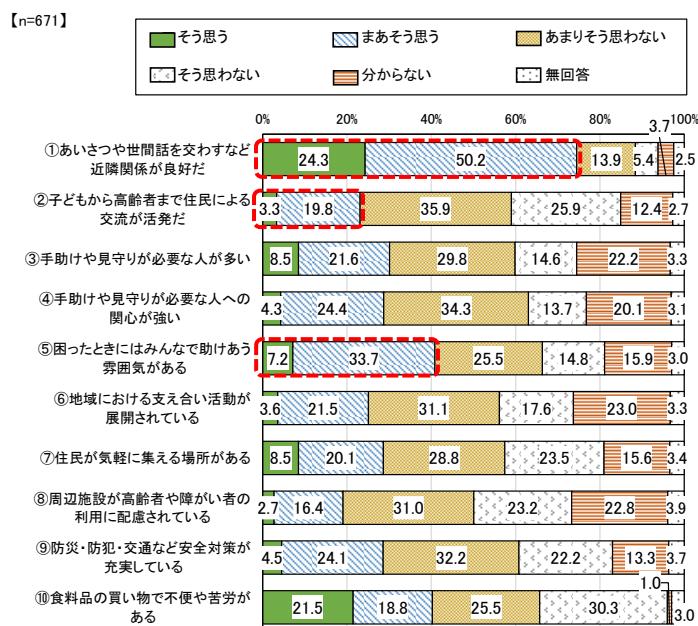
「自分の地域」と感じる範囲は、「自治会・町内会の範囲」が3割以上を占め、最も多くなっていますが、平成29年度(2017年度)調査との経年比較では、「自治会・町内会の範囲」の割合が減少し、「自宅周辺の近隣」と「日高市全域」の割合が増加しています。



## ○ 地域や周辺の環境について

「あいさつや世間話を交わすなど近隣関係は良好だ」では、「思う(そう思う・まあそう思う)」が7割以上となり、この結果は、前回の平成29年度(2017年度)調査と大きく変わりはありません。一方、「子どもから高齢者まで住民による交流が活発だ」については、「思う(そう思う・まあそう思う)」が、前回は30.8%でしたが、今回では、23.1%と減少しています。

また、「困ったときにはみんなで助け合う雰囲気がある」については、「思う(そう思う・まあそう思う)」が40.9%で、「思わない(あまりそう思わない・そう思わない)」が40.3%とほぼ同じ割合となっています。

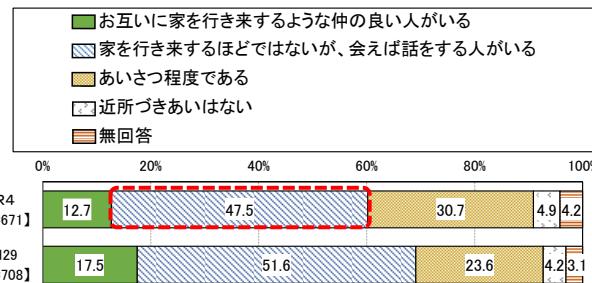


## ○ 近所付き合いについて

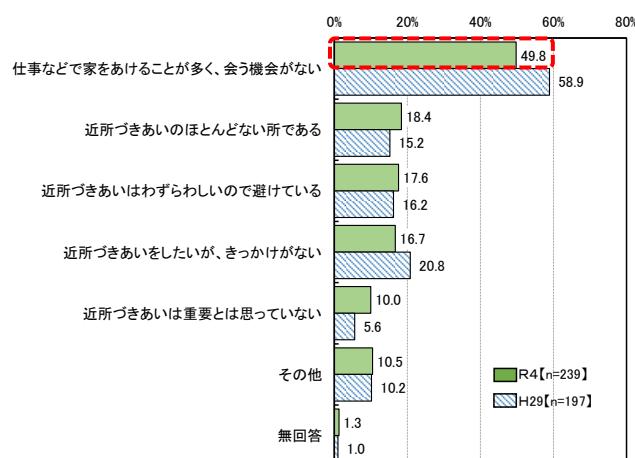
近所付き合いについては、「会えば話をする人がいる」や「あいさつ程度である」の割合が多く、家を行き来するなどの密接した付き合い方をしている人は少ない傾向にあります。

その理由としては、「仕事などで家を空けることが多く、会う機会がない」が最も多くなっています。

平成29年度(2017年度)調査との経年比較では、「お互いに家を行き来するような仲の良い人がいる」と「家を行き来するほどではないが、会えば話をする人がいる」の割合が減少し、「あいさつ程度である」の割合が増加しています。



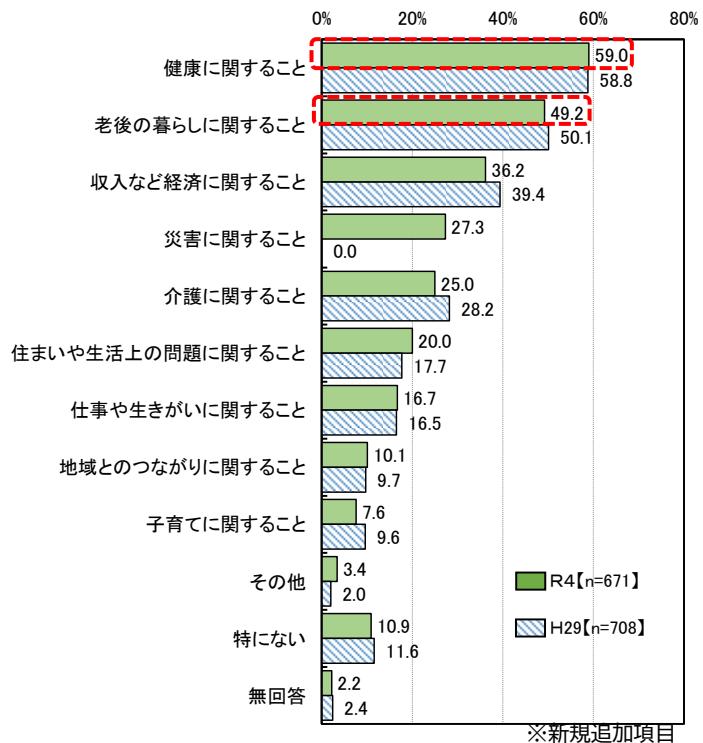
### ■近所付き合いをしていない理由



## 【日常生活や福祉の課題について】

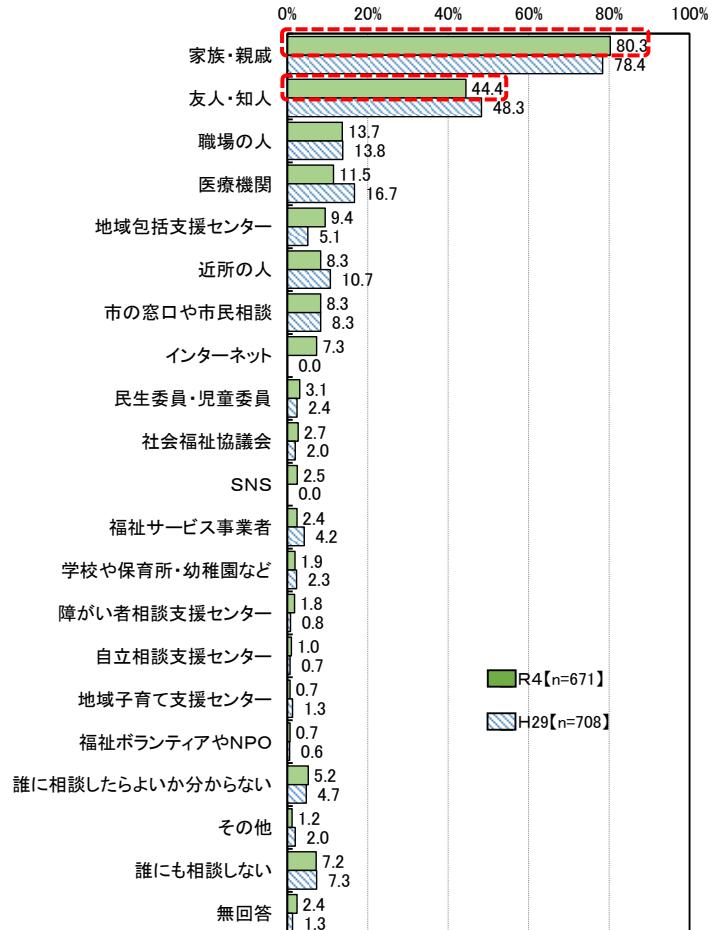
### ○ 日頃の悩みや不安について

日頃の悩みや不安については、「健康に関すること」が約6割と最も多く、次いで「老後の暮らしに関するここと」が約5割となっています。これは、平成29年度(2017年度)調査との経年比較においても、同様の傾向が見られます。



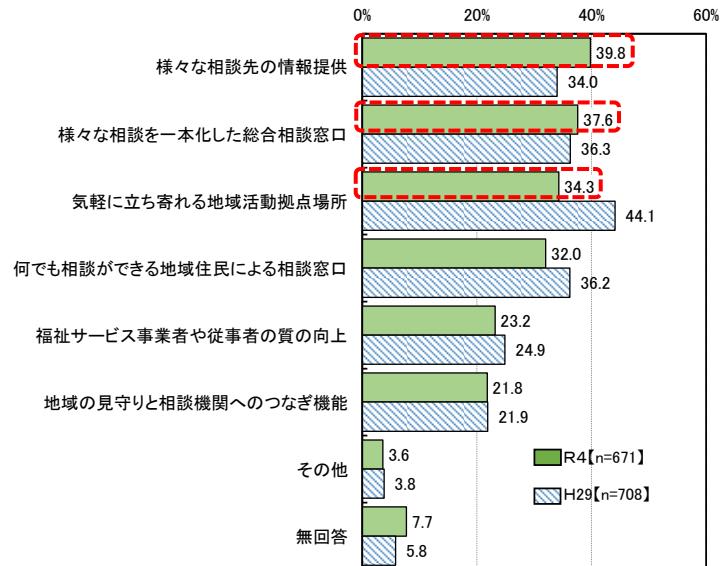
### ○ 悩みや不安の相談先について

悩みや不安の相談先については、「家族・親戚」が8割、「友人・知人」が4割以上となっており、市の窓口や相談支援機関等は1割以下となっています。また、「誰に相談したらよいか分からぬ」(5.2%)や「誰にも相談しない」(7.2%)という人もいます。



## ○ 支援を受けるために必要なこと

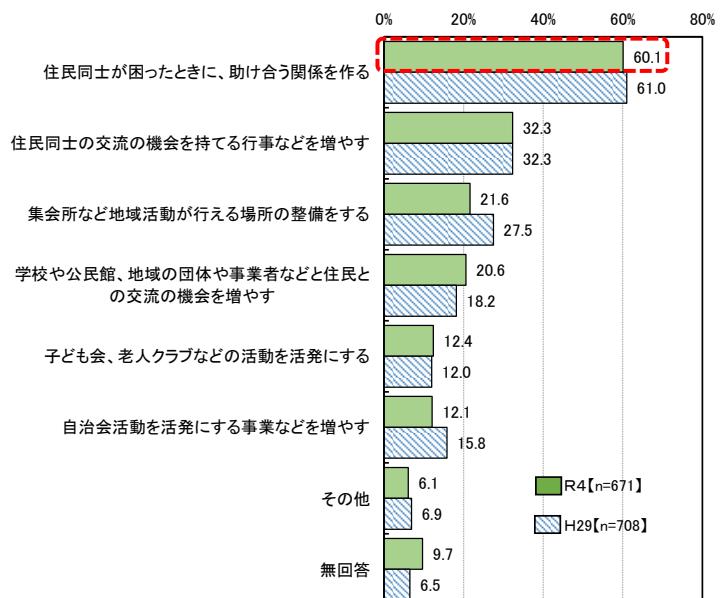
高齢者や障がいのある人、子育てをしている人が必要な支援を受けるために必要なことについて、平成29年(2017年)調査との経年比較では、「様々な相談先の情報提供」と「様々な相談を一本化した総合相談窓口」が増加し、「気軽に立ち寄れる地域活動拠点場所」は減少しています。



## 【地域福祉を進めるための取組について】

### ○ 地域活動や行事が活発に行われるために大切なこと

地域活動や行事の活性化において大切なことでは、「住民同士が困ったときに、助け合う関係を作る」が6割で最も多く、次いで「住民同士の交流の機会を持つ行事などを増やす」となっています。



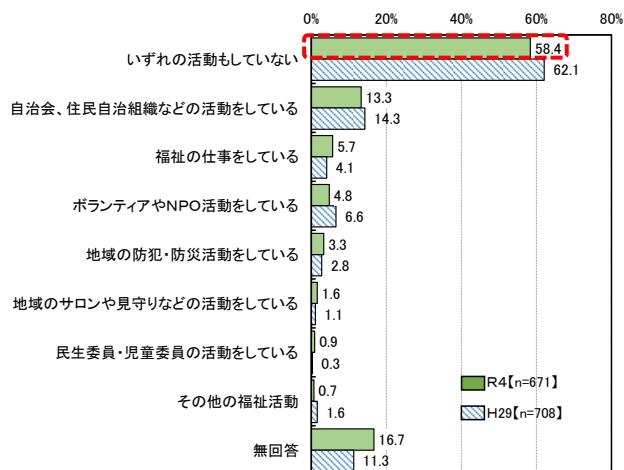
## ○ 福祉活動との関わり方について

福祉活動との関わりについては、3割の人が福祉に関する活動を行っており、「いずれの活動もしていない」が6割弱となっています。

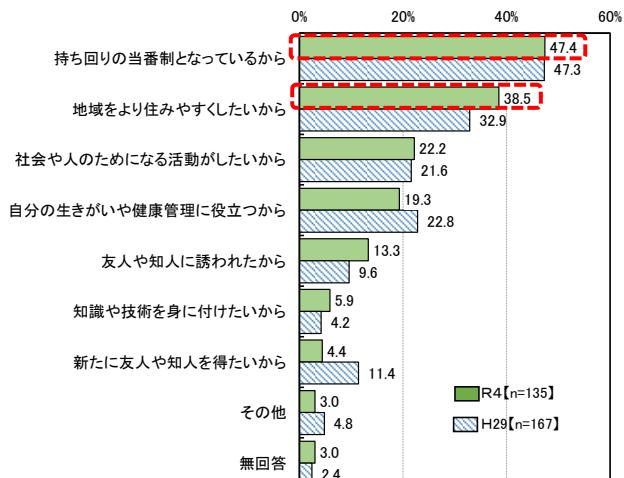
福祉に関する活動を始めたきっかけの5割弱が「持ち回りの当番制となっているから」と最も多く、次いで4割弱が「地域をより住みやすくしたいから」という理由になっています。

活動に参加していない理由としては、「学校、仕事、家事などで忙しくて時間が取れない」との意見が4割以上となっています。また、活動する意識があるものの、「活動する情報がない・少ない」や「活動した気持ちはあるが、きっかけがつかめない」という人も見られます。

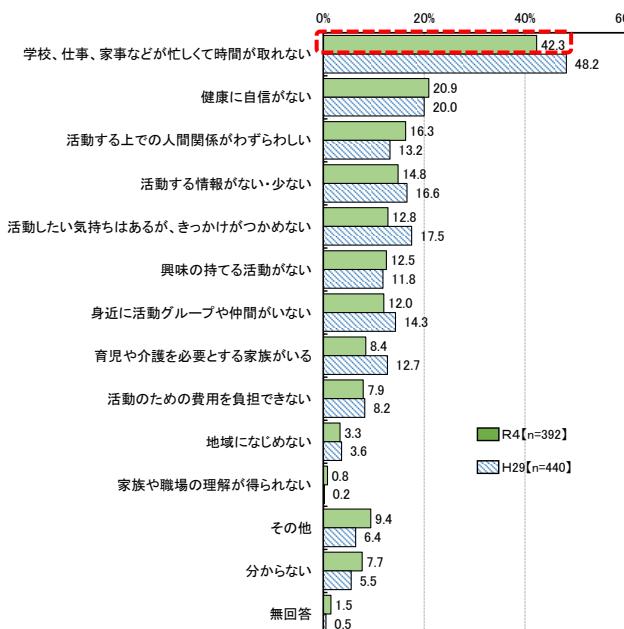
## ■福祉活動との関わり方



## ■福祉活動をする理由

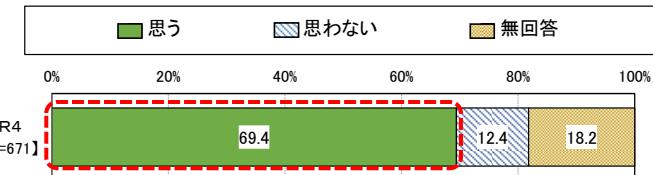


## ■福祉活動をしていない理由



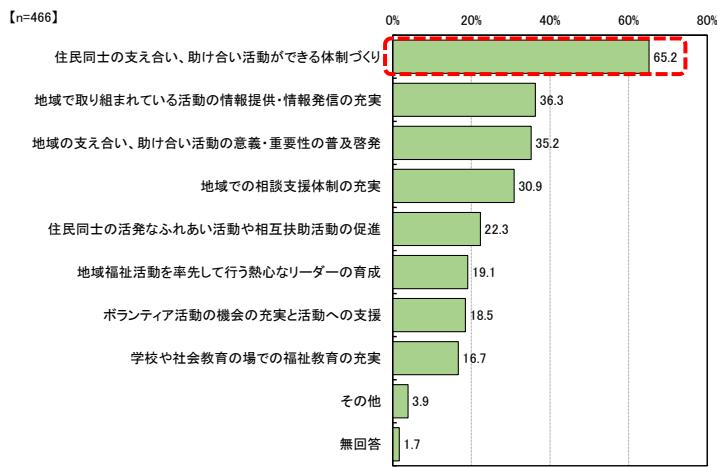
## ○ 地域での住民同士の支え合いについて

身近な地域での住民同士の支え合いについては、必要があると思うが約7割を占めています。



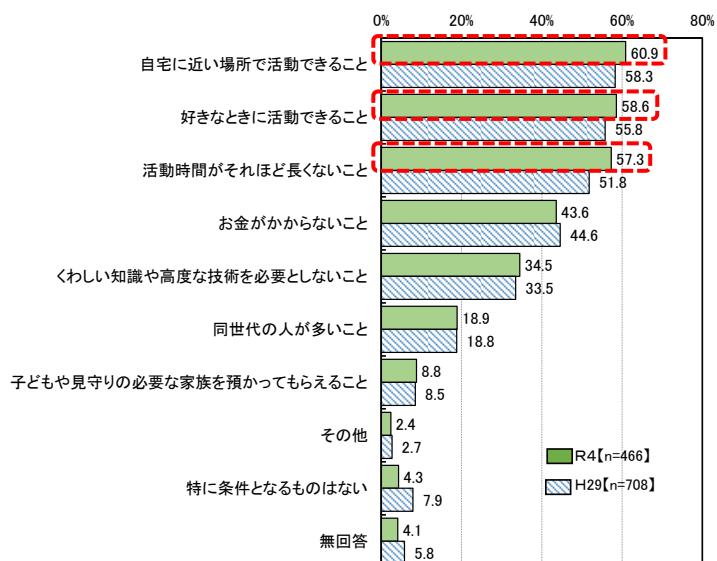
## ○ 住民同士が支え合い、助け合うために必要なこと

支え合いや助け合いために必要なことでは、「住民同士の支え合い、助け合い活動ができる体制づくり」が6割以上となっており、「地域で取り組まれている活動の情報提供・情報発信の充実」や「地域の支え合い、助け合い活動の意義・重要性の普及啓発」などが3割以上となっています。



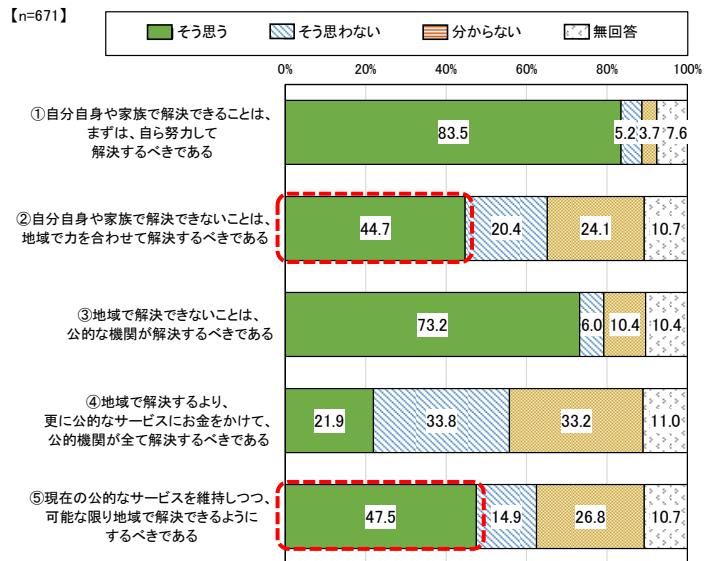
## ○ 地域での支え合い活動をより活発にするために必要なこと

地域での支え合い活動をより活発にするために必要な条件として、「自宅に近い場所で活動できること」、「好きなときに活動できること」、「活動時間がそれほど長くないこと」、「お金がかかるないこと」、「くわしい知識や高度な技術を必要としないこと」、「同世代の人が多いこと」、「子どもや見守りの必要な家族を預かってもらえること」、「特に条件となるものはない」といった条件が、それぞれ約6割となっています。これは、平成29年度(2017年度)調査との経年比較においても、同様の傾向が見られます。



## ○ 身の回りの福祉の課題について

身の回りで起こる福祉の課題について、「自分自身や家族で解決できないことは、地域で力を合わせて解決するべきである」に「そう思う」と答えた人が4割以上となっています。また、「現在の公的なサービスを維持しつつ、可能な限り地域で解決できるようにするべきである」に「そう思う」と答えた人が約5割となっており、福祉の課題に対して、地域で解決をするべきと考えている人が半数近くを占めています。



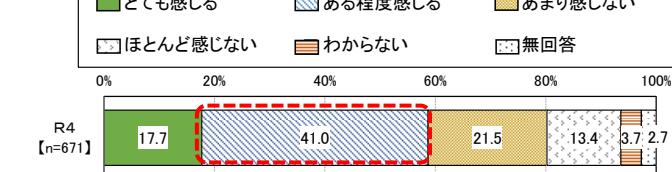
## 【新たな福祉の課題について】

### ○ 親しい人が身近にいると感じるかについて

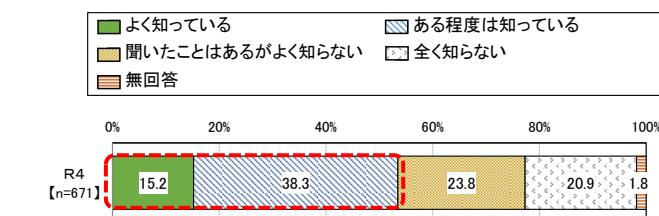
親しい人が身近にいると感じているかについては、「ある程度感じる」が41.0%で最も多く、「とても感じる」が17.7%となっており、6割弱が「感じる」となっています。反面、「あまり感じない」が21.5%、「ほとんど感じない」が13.4%となっており、「感じない」という人が3割以上となっています。

### ○ 「ケアラー」、「ヤングケアラー」の認知度について

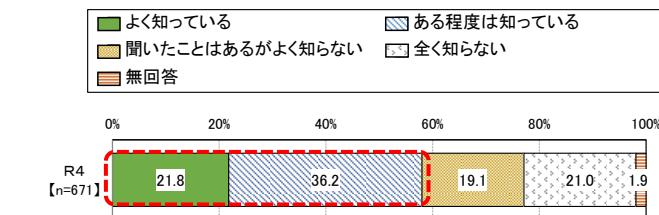
「ケアラー」という言葉の認知度は、「知っている(よく知っている・ある程度は知っている)」割合が5割を超えており、「全く知らない」という人が2割となっています。また、「ヤングケアラー」という言葉の認知度についても、同様の傾向が見られます。



### ■「ケアラー」の認知度



### ■「ヤングケアラー」の認知度



## (2)市民ワークショップから見る現状

### ① 市民ワークショップの概要

#### 【開催日程】

##### 【第1回】

日 時:令和4年(2022年)9月14日(水)19:00~21:00(18:30~受付)

参加者数:16名

内 容:ワークショップの目的と手順の説明、現状などの説明後、各参加者が感じている「心配ごと」や「困りごと」を共有

##### 【第2回】

日 時:令和4年(2022年)10月20日(木)19:00~21:00(18:30~受付)

参加者数:12名

内 容:幅広い世代との交流や地域活動への参加を促進するための取組のまとめ

##### 【第3回】

日 時:令和4年(2022年)11月17日(木)19:00~21:00(18:30~受付)

参加者数:10名(市民8名、事務局2名)

内 容:地域の良いところをまとめ、新しく引っ越してきた人に紹介し、地域活動へのつなぎ方について考える

##### 【第4回】

日 時:令和4年(2022年)12月15日(木)19:00~21:00(18:30~受付)

参加者数:11名(市民7名、事務局4名)

内 容:地域住民同士での支え合いを進めるために必要な取組のまとめ

##### 【第5回】

日 時:令和5年(2023年)1月19日(木)19:00~21:00(18:30~受付)

参加者数:11名(市民10名、事務局1名)

内 容:前回までにまとめた課題やその解決策などから、様々な対象者に合わせた地域での取組を考える

#### 【対 象】

- 市内在住の18歳以上の人2,000名(無作為抽出)
- 案内を発送した中から、20代から70代の21名の応募があった。

#### 【方 法】

- 住民主体の地域福祉を進めるため、令和4年9月から令和5年1月まで計5回開催し、地域を取り巻く現状や課題、解決に向けた方法、具体的な取組などについて、各回でテーマを定め、グループワークを行った。

## ② 市民ワークショップのまとめ

地域福祉の取組を活性化していくためには、参加者への動機付けが重要となります。どのようなインセンティブであれば、市民の参加を促進し、また負担なく継続していくことが可能か検討する必要があります。

また、SNSやインターネット、チラシやポスター、広報紙といった媒体やイベントの開催による体験会などを通じて活動を広報・PRしていくことも大切な取組です。

組織を長期にわたり運営していくためには、人材の発掘と育成が欠かせません。そこでは、特定の人に負担がかからないよう、参加するメンバーで役割を分担する必要があり、活動マニュアル等の作成により役割の内容を明確にするとともに言語化し、共有することで、誰もが気を負わずに参加できる体制を整備していくことも重要となります。

### 1) 動機付け

#### 【実現するための要点】

- 活動内容に関する情報の発信と参加しやすい環境の整備
- 参加メリット、インセンティブの提示
- 友人・知人との誘い合わせによる参加
- 集える場所を行きたい場所にする

これまでに地域活動や支え合い活動への参加経験がない人たちに参加を促すとともに、参加を継続的なものにしていくためには、動機付けが必要な要素であり、重要な役割を持ちます。参加者に対して、活動内容に関する情報を発信することで、興味・関心を引き出すとともに、活動することで得られるメリットを示すことで、活動に対するインセンティブの役割を果たすことにもつながります。

また、同じ地域で暮らす友人・知人と誘い合って参加することも、身近なところでできる動機付けとなり、そして、継続的な参加を促していく中で、集える場所を行きたい場所に変化させていくことも重要です。

## 2) 活動場所・時間

### 【実現するための要点】

- 身近に集える場所を作る
- 既存の施設を活用する
- 活動場所までの交通手段を確認する
- 開催場所、日時を固定した活動を増やす

地域活動を行うに当たり、開催場所と開催時間は、参加を決める要素の一つになります。身近なところで集える場所を作ることも大切ですが、公民館や学校の空き教室などの既存の施設を活用するのも有効な手段となります。あわせて、活動場所までの交通手段や駐車場の有無なども確認し、情報を発信することで、参加を促進することにもつながります。

また、開催場所、日時を固定した活動を増やすことで、活動の日時を覚えやすく、定期的な参加、空いた時間での参加の増加が見込まれます。

## 3) 広報・PR

### 【実現するための要点】

- インターネット、SNS、掲示板、回覧板、広報紙を活用する
- 活動団体や地域活動を周知する
- 体験型イベントの企画
- 情報格差を少なくする

地域活動を活性化していくためには、どういった団体がどのような活動を、いつ、どこで行っているのかを幅広く伝える広報・PR活動が重要です。昨今、スマートフォンの普及により、SNSなどを活用した情報発信を行っている団体もありますが、幅広い年代に周知していくためには、掲示板や回覧板、広報紙などのツールを用いた情報発信も必要です。さらに、周知では、情報へのアクセスを簡便にし、情報格差を少なくするための取組も必要となります。

また、活動団体や地域活動を周知するだけではなく、人が集まる場所で体験型イベントを開催するなど、直接目に触れて、参加できる機会を設けることも理解促進につながります。

#### 4) リーダーの発掘・育成

##### 【実現するための要点】

- 負担を分担できる体制づくり
- 複数のリーダーを育成する
- マニュアル、引継ぎ内容の明確化

地域活動を行う体制を構築する中で、中心的役割を担うリーダーは欠かせない存在です。しかし、一人のリーダーが担うことができる役割は限りがあるとともに、組織を長期にわたり団体を維持していくためには、リーダーに依存するのではなく、役割をメンバー内で分担するとともに、複数のリーダーを発掘・育成していく取組も必要です。

リーダーの発掘・育成に関してワークショップ内で、中高校生をボランティアとして募集し、ともに活動していく中で育成する方法について提案がありました。また、活動内容や引継ぎ内容を明確にした上でマニュアルを整備し、誰でも運営に携わることができる体制づくりを整備することも重要です。

##### ■市民ワークショップの様子



### (3)地域懇談会から見る現状

#### ① 地域懇談会の概要

【開催日程(開催時間:19:00~21:00)】

学校区名	会場名	開催日	参加者
高萩学校区	高萩公民館	令和5年(2023年) 1月24日(火)	民生委員・児童委員:8名
高麗学校区	高麗公民館	令和5年(2023年) 1月25日(水)	民生委員・児童委員、区長、一般:13名
高根学校区	高麗川南公民館	令和5年(2023年) 1月26日(木)	区長、民生委員・児童委員、一般:6名
武藏台学校区	武藏台公民館	令和5年(2023年) 1月31日(火)	区長、民生委員・児童委員、一般:22名
高麗川学校区	高麗川公民館	令和5年(2023年) 2月1日(水)	区長、民生委員・児童委員、一般:16名
高萩北学校区	高萩北公民館	令和5年(2023年) 3月2日(木)	区長、民生委員・児童委員、一般:19名

#### 【対象】

- 地域住民の人で関心のある人
- 関係者(区長・自治会長、民生委員・児童委員、地域ボランティア等)

#### 【方法】

- 市から地域福祉計画等に関する基本的な考え方について説明を実施した。
- その後、参加者を4~8人程度のグループに分けて、グループ検討を実施した。  
討論のテーマ(前半:地域の課題について、後半:課題解決に向けた取組・提案)
- グループごとに検討、協議した内容を全体で報告し、共有した。

#### 【備考】

- 地域福祉計画、地域福祉活動計画の策定を一体的に進める観点から、市と社会福祉協議会の共催により実施した。

## ② 地域懇談会のまとめ

### 1) 各地域に共通して抽出された主な課題

- 区・自治会などのコミュニティ活動、民生委員・児童委員などの担い手が不足、役員等の後継者問題。
- 地域で区・自治会に加入しない選択をする人や脱会する人が増加し、自治組織の維持が危惧される。
- コロナ禍による地域でのコミュニケーション機会の減少が、地域コミュニティに大きな影響を与えている。
- 地域おたすけ隊など、地域のボランティアについては、担い手の高齢化が顕著であり、活動の継続性の確保が課題。
- 総じて世代間の結び付き、つながりが弱く、次世代へ継承がどの分野でも課題。
- 地域の高齢化に伴い、移動手段が無く外出に不便を来している。タクシー券等の配布にとどまらず、新たな公共交通対策への期待。
- 少子高齢化が顕著となり、地域における課題が発生することが予見されていたにもかかわらず、対策が打たれて来なかつたことに無念さを感じる。

### 2) 各地域における主な課題

#### 【高萩学校区】

- 支援を必要とする人への具体的なサービスが少ないことが課題である。
- 区や自治会への参加協力が低調となってきている。
- 若い世代の地域に対する関心が希薄となっている。

#### 【高麗学校区】

- 地域の伝統と文化を守ってきた活動が、住民の高齢化により維持や継続が困難となっている。
- 援助を必要とする人は少なからずいるが、他人のお世話になることに躊躇がある人も多い。
- 世代間のギャップがあり、地域活動への参画につながらない。

#### 【高根学校区】

- 地域の住民や活動に関心が薄い人が多く、つながりが弱くなっている。
- 民生委員の成り手がいなく、ニーズの把握や問題への対応力が低下している。
- 共働き世帯が多く、働く世代の地域活動への参加が低調である。

#### 【武蔵台学校区】

- 高齢化が顕著であり、独居の問題と併せて地域での見守りや安否確認のニーズが高まっている。
- 空き家が増加して、防犯上、衛生上の心配がある。
- 移動や買い物に不便さを感じている人が増加している。

### 【高麗川学校区】

- 住民の行事への参加が少なくなってきて、地域の活力が減退傾向にある。
- 新旧住民間のコミュニケーションの機会が乏しく、地域全体としてのまとまりに欠けている。
- 地域コミュニティの維持に欠かせない「担い手」と「リーダー」の不足が顕著である。

### 【高萩北学校区】

- 移動手段が無く、あっても資源が少ない（「タクシーがつかまりにくい」など）ことが課題。
- 地域全体で高齢化が顕著となり、地域コミュニティの維持が課題となっている。
- 家族構成が変化しており、地域における福祉ニーズが多様化している。

## ■地域懇談会の様子



※ 本計画策定に向けた「市民意識調査」、「市民ワークショップ」、「地域懇談会」の詳細については、「令和4年度第4次日高市地域福祉計画策定に向けた市民意識調査 市民ワークショップ 地域懇談会 報告書」（令和5年3月）をご覧ください。

# 第3章 計画の基本的な考え方

## 1. 基本理念

第3次日高市地域福祉計画・日高市地域福祉活動計画では、「支え合いで、共に生き、誰もがつながる地域づくり」を基本理念に掲げ、福祉施策を展開してきました。

また、市の最上位計画である第6次日高市総合計画では、将来都市像「誰もが安心して住み続けられる ふれあい清流文化都市 日高」を実現するために、各施策を総合的に進めています。

本計画では、より一層つながりと支え合いによって安心して住み続けられる地域を目指し、次のような基本理念を設定します。

### 誰もがつながる安心と支え合いの地域づくり

基本理念については、令和4年度に実施した市民ワークショップや地域懇談会において、第3次日高市地域福祉計画・日高市地域福祉活動計画の策定時と同様に、参加者から「つながり」に関連する多くの意見が出されました。「つながり」には、人と人とのつながりだけではなく、情報や機関等の社会資源など、様々なつながりが考えられます。

地域住民をはじめ、関係機関や団体、行政等、多様な機関とのつながりによって、安心と支え合いの地域づくりを目指すことを基本理念とし、計画を展開していきます。

## 2. 基本方針(基本目標)

本計画の基本理念である「誰もがつながる安心と支え合いの地域づくり」を実現していくため、次の4つの基本方針(基本目標)に基づき、様々な手法や技術の活用を視野に入れ、具体的な施策の展開を図ります。

### (1) 基盤づくり～包括的な支援体制の基盤づくり～

#### ① 背景・課題

これまでの福祉に係る制度や政策は、高齢者・障がい者・子どもといった対象者の属性や、要介護・虐待・生活困窮といったリスクごとに制度を設け、支援が行われてきました。

一方で、生活をする上での困難さや生きづらさを抱えているものの既存の制度の対象となりにくいケース、8050問題、ダブルケア等、個人や世帯が複数の生活上の課題を抱え、課題ごとの対応に加えて課題全体を捉えて関わっていくことが必要なケースが増加しています。

また、本市では、医療や介護を必要とする後期高齢者(75歳以上の高齢者)の増加に伴い、認知症等により判断能力が不十分である人の権利を守る権利擁護の観点からの支援を必要とする人も増加しています。

このような中、社会福祉法が一部改正され、令和3年(2021年)4月から包括的な支援体制を構築するため、これまで介護、障がい、子ども、生活困窮などと分野ごとに行われてきた支援を、属性を問わず一体的に行う重層的支援体制整備事業が創設されました。

#### ② 方向性

本市では、重層的支援体制整備事業の取組を通じて、複数の分野にまたがる相談や制度と制度の狭間にあるニーズに対応した支援の充実を図るため、住民に身近な圏域で地域課題を受け止めるための体制や多機関協働による体制の構築を目指します。

あわせて、地域住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決を目指した取組ができる地域づくりを進めます。

また、高齢者、障がい者、児童への虐待や権利侵害に対する対応、判断能力に不安がある人への福祉サービス利用援助や金銭管理、成年後見制度利用支援等の権利擁護体制についても情報提供や相談支援体制の強化等、更なる充実を図ります。

## (2)地域づくり～地域住民による支え合い・見守りの地域づくり～

### ① 背景・課題

核家族化や少子高齢化の進展、共働き家庭の増加や高年者の就業率の増加など、働き方やライフスタイルの多様化等と人口減少が相まって、地域のつながりが希薄化し、地域で起こっている問題への関心が低下しています。

本市においても、区加入率の減少傾向が続いている。一方で、令和4年度の市民意識調査では、身の回りで起こる福祉課題を「可能な限り地域で解決すべきである」と考える市民が約5割を占め、身近な地域での住民同士の支え合いに至っては、約7割の人が「必要だと思う」と回答しており、地域における支え合いの必要性が高いことが伺えます。

近年、多発する大規模な自然災害により、地域住民の防災意識向上を図る取組等が重要となっています。今後、単身高齢者世帯の増加により、災害発生時の避難行動に配慮を必要とする人たちが増加することが考えられるため、日常の見守りや声掛けなど、平時からのつながりも、より一層重要となります。

また、新型コロナウイルス感染症は、本市のコミュニティや支え合いの活動に、大きな影響をもたらしました。

区・自治会等の行事の縮小や中止、担い手不足によるボランティア団体の解散など、従来、市民間の円滑なコミュニケーションを促進するための機会が減少し、感染症拡大防止の観点から外出を控えるようになったことによる閉じこもりや身体機能の低下(いわゆる「フレイル」)を招いています。

### ② 方向性

地域課題の複雑化、深刻化の背景の一つには、社会的排除の問題があると考えられています。誰もが自分らしく地域で生活できる「地域共生社会」を実現するためには、地域社会に「排除しない」「共に生きる」という意識が共有される必要があり、そのために地域住民による支え合いの取組の充実を図ります。

具体的には、地域福祉活動を進める拠点づくりを進め、多様な世代や属性の人たちが参加、交流できるサロン活動の普及、拡大を促進します。

また、社会的に孤立している人の中には、自分の課題をうまく伝えられない人もいることから、地域で見守り、支え合う仕組みづくりが重要となります。

その他、地域包括ケアシステムなどの既存の取組との連携・協働による見守り体制の強化のほか、防災意識向上のための防災知識の普及啓発、避難所運営訓練の実施など、災害に備えた地域づくりを推進します。

### (3) 担い手づくり～専門職から住民一人一人まで地域福祉を支える担い手づくり～

#### ① 背景・課題

少子高齢化が一段と進むことにより、増大する福祉ニーズに対し、それを担う介護・保育人材の確保が困難となる見通しがあります。

介護・保育をはじめとした福祉人材の確保が困難となる理由として、労働条件や身体的精神的負荷の問題が挙げられていますが、福祉の仕事の魅力などが十分周知できていないことも課題です。

また、地域コミュニティの担い手の不足も深刻です。地域懇談会では、区・自治会等のコミュニティ、民生委員・児童委員等の担い手の不足や役員等の後継者問題のほか、地域おたすけ隊等の地域ボランティアについては、担い手の高齢化が顕著であり、活動の継続性の確保が大きな課題として挙げられました。

#### ② 方向性

福祉人材や地域の担い手を確保するため、あらゆる世代に対して地域福祉やボランティア活動への参加促進、福祉教育や学習の機会を提供し、担い手の確保に努めます。

市民ワークショップでは、地域福祉の取組の活性化には「参加者への動機付け」、参加しやすい「活動場所・時間」の設定、「広報・PR」の徹底、そして「リーダーの発掘・育成」について、具体的な提案がありました。

限られたメンバーだけでの活動ではなく、幅広い年代、属性が集まって議論することで、従来の常識を超えた発想を生み出し、地域の活性化につなげていきます。

そのために、社会福祉法人、企業、大学等の社会貢献活動と連携し、多様な主体の参加による取組を推進します。



たかね地域おたすけ隊訪問支援活動



ガイドヘルプボランティア講座

## (4)環境づくり～誰もが地域で安心して暮らせる環境づくり～

### ① 背景・課題

単身の高齢者はもとより、地域から孤立して子育てをしている人、また、ひきこもりの人の中には家族や地域コミュニティとの接触がほとんどない社会的孤立の状態にある人がいます。

総合的な孤独・孤立対策に関する施策の推進を目的として、令和5年(2023年)5月に「孤独・孤立対策推進法(令和5年法律第45号)」が成立し、国を挙げて孤独・孤立の問題に取り組むことが求められるようになりました。

市民が生活上、何らかの課題を抱えたときは、福祉サービスを適切に利用できる環境が整っていることが必要であり、市民意識調査では、4分の1程度の人が、必要な支援を受けることができるために必要なこととして「福祉サービス事業者や従業員の質の向上」を挙げています。

また、我が国においては、安心、安全のまちづくりを進めていく上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が課題となっています。

犯罪や非行をした人の中には、高齢者や障がいのある人などが利用する福祉的なサービスや介護サービスなどの支援が必要となる人がいることや、刑を終えて出所した後に、住居や就労先が確保できず、再び犯罪に手を染めてしまう人が多い状況にあります。

そのため、再犯防止の取組は、国より政策的に関連の深い他の計画として、地域福祉計画と一緒にものとして策定することも可能であることが示されています。

多様な人たちのことが考慮されていない社会は、様々な場面において生活の不便さを生じさせ、あらゆる人たちの社会参加を困難にします。

年齢、性別、国籍、障がいの有無など、世代や属性を超えて誰にも優しいまちづくりを実現するためには、建築物や交通機関のバリアフリーやユニバーサルデザイン化等の物理的な環境の整備だけではなく、意識啓発や情報提供の充実等によって、様々な社会的障壁(バリア)を取り除いていく必要があります。



フードパントリー  
(コロナ禍でのドライブスルー方式)



あいあいまつりでの障がい者スポーツ体験  
(車いすスラローム)

## ② 方向性

地域のあらゆる関係機関がネットワークを構築し、それぞれの強みを生かしながら、役割分担を図りつつ、包括的な支援を地域で具現化できる社会的孤立の解消に向けた環境づくりを進めます。

また、本市では、「地域福祉計画全体の推進を通じて犯罪抑止・再犯防止にも取り組む」という考え方の下、「地方再犯防止推進計画」を地域福祉計画に内包し、対策を推進します。

犯罪や非行をした人が孤立することのない環境を整え、市民の理解と協力を得ながら円滑に地域社会の一員として生活できることで、犯罪の未然防止につなげます。

地域共生社会の実現を図るために、福祉サービスを適切に利用できる環境が整っていることが必要であり、サービスに関する苦情解決や対応、評価等の対策を進めます。

あわせて、全ての人が安全で快適に移動や施設利用ができるよう、地域公共交通等の移動手段の充実を図るとともに、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進します。また、情報のバリアフリーとして、高齢者、障がい者、外国人等の情報を得ることが困難な人に対して、それぞれの特性を踏まえた情報提供の取組を展開するとともに、これらの人々への理解を深め、無理解や差別を無くしていくための普及啓発を行います。



孤立防止のための安否確認活動



相原クラブによる見守り安否確認活動

### 3. 施策の体系

基本理念

基本方針(基本目標)

施策の展開

誰  
も  
が  
つ  
な  
が  
る  
安  
心  
と  
支  
え  
合  
い  
の  
地  
域  
づ  
く  
り

#### 1. 基盤づくり

～包括的な支援体制の基盤づくり～

(1) 重層的な支援体制の構築

(2) 相談支援体制の充実及び多機関連携の推進

(3) 権利擁護体制の充実

#### 2. 地域づくり

～地域住民による支え合い・見守りの地域づくり～

(1) 地域福祉の場・拠点づくりの促進

(2) 地域での支え合い・見守り体制等の拡充

(3) 災害に備えた支援体制の構築

#### 3. 担い手づくり

～専門職から住民一人一人まで地域福祉を支える担い手づくり～

(1) 介護・保育人材の確保等の推進

(2) 地域福祉の課題を学び、考える機会の充実

(3) 地域福祉を担う住民及び団体の育成・支援

(4) 社会福祉法人、企業、大学等との連携強化

#### 4. 環境づくり

～誰もが地域で安心して暮らせる環境づくり～

(1) 社会的孤立対策の推進

(2) 福祉サービスの苦情解決体制の強化

(3) 誰にも優しいまちづくりの推進

## 【コラム2】「社会福祉協議会とは？」



社会福祉法人 **日高市社会福祉協議会**   
Hidaka City Social Welfare Council

社会福祉協議会は、社会福祉のことを専門に行う、民間の福祉団体のことで、略して「社協」と呼ばれています。「社会福祉法(昭和26法律第45号)」の中で、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置付けられており、地域福祉に関係する人と組織で構成することが定められています。

会員制の組織で、地域の方は「一般会員」、福祉に関する施設や団体の法人は「賛助会員」、協議会の福祉活動に賛同し、財政的支援を行う「特別会員」からなります。

### 《日高市社会福祉協議会の役割》

「つながりをチカラにそしてタカラに」を合言葉に、地域のつながりを支え合いの原動力に、そしてつながりをまちの文化(財産)にしていくことを使命として、地域住民や関係機関との連携、協働による地域福祉の中核的な推進役としての役割を果たすため、様々な地域福祉活動の推進を図っています。

社会福祉協議会の行う事業は行政ではできない民間性を持ったサービスであったり、行政から「委託」という形で事業を行ったりしています。

### 《社会福祉協議会の財源》

財源は、主に「会費」、「寄附金」、「受託金」、「補助金」、「共同募金配分金」、「事業からの収入」の6つから構成されています。

- **会費:**会費は地域に必要な福祉サービス等を具体化し、事業として進めていくための貴重な財源となっています。
- **寄附金:**寄附の一部は、様々な事業を通じて、地域福祉事業や在宅福祉事業を推進しています。
- **受託金:**社会福祉協議会は、福祉に関する県社会福祉協議会や市からの委託事業を受け、その事業にかかる経費を受託金としています。
- **補助金:**職員の人工費等について、行政からの補助を受けています。
- **共同募金配分金:**「赤い羽根共同募金運動」で市民の皆さんからご協力いただいた募金から翌年度に配分金を受け取ります。
- **事業からの収入:**自立支援給付費収入、福祉サービス利用料金収入、居宅介護報酬収入等の事業収入を財源としています。

### 《日高市社会福祉協議会の活動》

日高市社会福祉協議会では、地域の人と一緒に協力し合いながら、市民の皆さんのが地域で安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」に取り組んでいます。

# 第4章 地域福祉の施策展開

## 1. 基盤づくり(包括的な支援体制の基盤づくり)

### (1)重層的な支援体制の構築(重層的支援体制整備事業実施計画)

#### ① 重層的支援体制整備事業

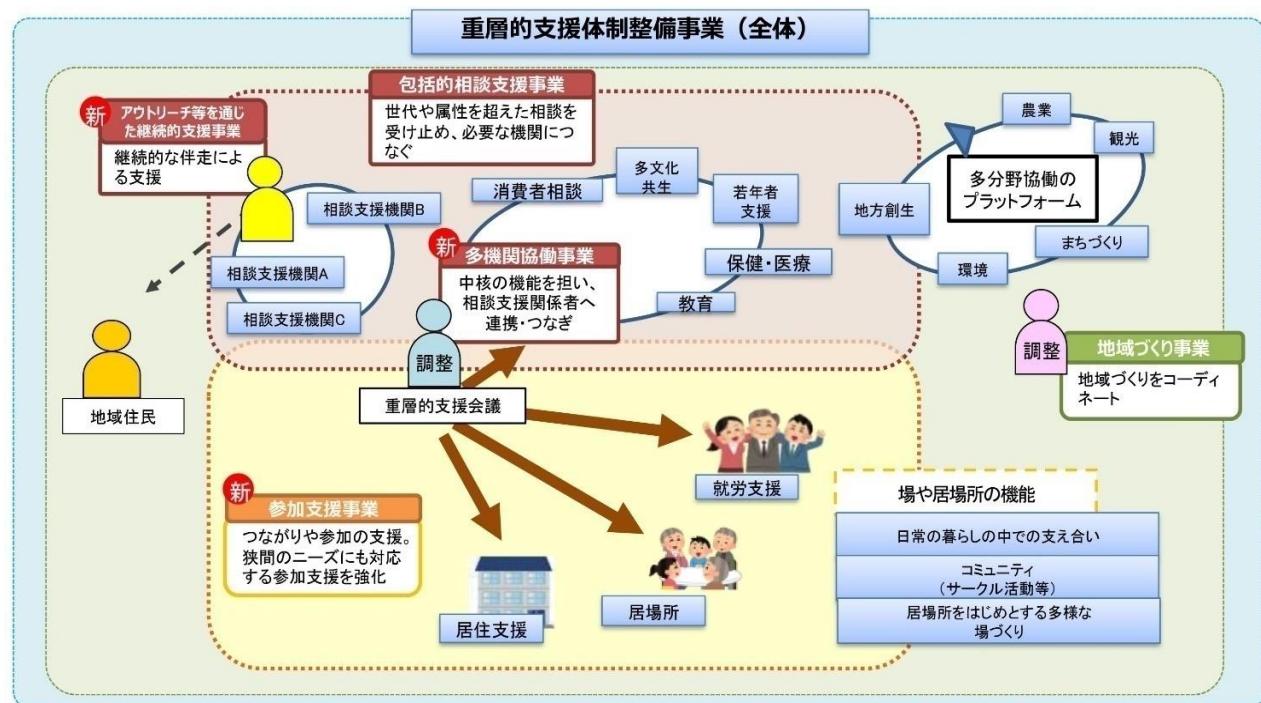
近年の少子高齢化や核家族化、地域コミュニティの希薄化などを背景に、介護と育児のダブルケア、8050問題をはじめとするひきこもりの問題など、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化し、従来の分野別の支援体制では対応が困難になっている現状があります。

このような中、令和3年(2021年)4月に施行された改正社会福祉法により地域共生社会を実現するための具体的な方法として、「重層的支援体制整備事業」が示されました。

重層的支援体制整備事業は、既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民やその世帯の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援(属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援)」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

市では、重層的支援体制整備事業の実施に向け、市の組織間、社会福祉協議会及び支援関係機関等との連携強化を図るとともに、体制整備のための協議を進めます。

#### ■重層的支援体制整備事業の全体像



資料:厚生労働省

## ■重層的支援体制整備事業の概要

事業名	概 要
包括的相談支援事業 (社会福祉法第106条の4 第2項第1号)	○属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ○支援機関のネットワークで対応する ○複雑化・複合化した課題については多機関協働事業につなぐ
参加支援事業 (社会福祉法第106条の4 第2項第2号)	○社会とのつながりを作るための支援を行う ○利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューを作る ○本人への定着支援と受入先の支援を行う
地域づくり事業 (社会福祉法第106条の4 第2項第3号)	○世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ○交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ○地域における拠点の形成や地域における活動の活性化を図る
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (社会福祉法第106条の4 第2項第4号)	○支援が届いていない人に支援を届ける ○関係機関とのネットワークにより潜在的な対象者を把握する ○対象者との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
多機関協働事業 (社会福祉法第106条の4 第2項第5号)	○市全体で包括的な相談支援体制を構築する ○重層的支援体制整備事業の中核を担う ○支援関係機関の役割分担等の調整を行う

## ② 重層的支援体制整備事業の実施体制

事業名	分 野	既存制度の対象事業等	所 管
包括的相談支援事業	介護	地域包括支援センター運営事業	長寿いきがい課
	障がい	障がい者相談支援事業	障がい福祉課
	子ども	利用者支援事業(基本型)	子育て応援課
		利用者支援事業(母子保健型)	保健相談センター
	生活困窮	自立相談支援事業	生活福祉課
参加支援事業	(新)		生活福祉課
地域づくり事業	介護	一般介護予防事業	長寿いきがい課
		生活支援体制整備事業	
	障がい	地域活動支援センター事業	障がい福祉課
	子ども	地域子育て支援拠点事業	子育て応援課
	生活困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	生活福祉課
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	(新)		生活福祉課

事業名	分 野	既存制度の対象事業等	所 管
多機関協働事業	(新)		生活福祉課 障がい福祉課 子育て応援課 長寿いきがい課 保健相談センター 社会福祉協議会

### ③ 重層的支援体制整備事業の実施に向けた取組

#### 1) 市、社会福祉協議会及び支援関係機関等の体制整備

市では、分野ごとの縦割りを超えた包括的な支援体制について検討するため、平成30年(2018年)4月に日高市福祉総合相談支援体制検討プロジェクトチームを立ち上げ、平成31年(2019年)4月には、市の組織間、社会福祉協議会及び支援関係機関との連携強化や、複合課題を抱えた困難ケースの調整及び解決又は支援策の検討、包括的な相談支援体制の在り方について協議を行う日高市福祉複合課題調整チームを設置しました。

日高市福祉複合課題調整チームでは、制度の狭間や複合的な課題を抱え、従来の支援体制では対応が困難な事例に対処するため、生活保護や障がい、子ども・子育て、介護等の市関係課で相談業務に従事する職員が、必要により会議を開催し、ケースの調整及び解決又は支援策の検討等を行っています。

社会福祉法の一部改正により「多機関協働事業」として法定化されたことに伴い、事業の実施を見据えた体制整備のため、保健・福祉の専門職と社会福祉協議会の職員で構成する「日高市福祉複合課題調整チーム要綱」を令和5(2023年)年2月に制定しました。

重層的支援体制整備事業の中核を担う日高市福祉複合課題調整チームを中心として、事業の実施に向けた協議を進めます。

#### 2) 重層的支援会議・支援会議の設置

重層的支援体制整備事業を適切かつ円滑に実施するため、複雑化・複合化した事例の情報共有を図り、支援関係機関の役割分担や支援の方向性の整理等を行うための会議体を設置する必要があります。

多職種による連携や多機関の協働における情報共有や協議を行う場として、重層的支援会議及び支援会議の設置を進めます。

会議名	概 要
重層的支援会議	重層的支援体制整備事業の中で規定される会議であり、支援関係機関との情報共有に係る本人同意を得た事例に関して、支援プランの共有及び適切性等の協議を行う。 ○支援プランの適切性の協議 ○支援プラン終結時等の評価 ○社会資源の充足状況の把握等

会議名	概要
支援会議(社会福祉法第106条の6)	会議の構成員に対して守秘義務を設けることで、本人同意が得られない場合であっても、支援関係機関等が把握しているながら支援が届いていない事例の情報共有や必要な支援体制に関する検討などを行う。 ○気になる事例の情報提供・情報共有 ○見守りと支援方針の理解 ○緊急性がある事案への対応

#### ■市の取組

取組名	概要	所管
重層的な支援体制の構築	市と社会福祉協議会との相談体制の強化や関係機関相互の連携強化を図り、重層的支援体制整備事業の実施に向けた取組を進めます。	生活福祉課

## (2)相談支援体制の充実及び多機関連携の推進

### ① 背景・課題

- 既存の福祉サービスでは対応しきれない制度の狭間にあるケースや複合的な課題を抱える世帯が増加しています。
- 専門相談機関や公的福祉サービスだけでは充足できないニーズがあり、地域住民が主体的に地域課題を発見して解決する仕組みづくりが必要となっています。
- 複合的な課題に対応するためには、専門相談機関(関係機関、社会福祉協議会、行政)の連携が欠かせません。
- 専門的な個別支援と住民による地域づくり支援を橋渡しする役割として、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)への期待が高まっています。

### ② 取組の方向性

- 市においては、従来の組織で対応が困難な事例に対処するため、福祉複合課題調整チームを設置し、各分野の支援関係機関との連携強化や困難ケースの支援調整等を行います。
- 社会福祉協議会では、地域づくりの連絡調整機能を担うコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置し、生活支援コーディネーター等の専門職との連携により、住民主体地域活動圏域(6学校区)に地域福祉推進組織の設置を図り、地域活動拠点づくり、活動支援、財源確保、ネットワークの構築、情報支援などを行うとともに、自立相談支援機関に配置する相談支援包括化推進員を中心に、専門相談機関同士の多機関連携体制の構築を進めます。
- これらの取組を核として、包括的な支援体制の基礎固めを進めていきます。

## ■市民(地域)の取組

- 地域課題を把握し、どのようにしたら解決できるかを考え、行動します。
- 地域で課題を抱えている人に気が付いたら、地域の専門職等につなぎます。
- 社会福祉協議会や「地域福祉推進組織」の活動に関心を持ち、参加・協力します。

## ■市の取組

取組名	概要	所管
福祉複合課題調整チームの強化	複雑化・複合化した課題を抱えたケースの支援策の検討や関係機関間の支援調整等を行うとともに、包括的な相談支援体制の強化に向けた取組を進めます。	生活福祉課
認知症初期集中支援チームの設置	認知症の早期診断・早期対応を図るため、医療・介護の専門職が家族の相談等に応じ、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整、家族支援等を包括的、集中的に行います。	長寿いきがい課
地域包括支援センターの充実	地域における身近な総合相談窓口として、介護保険制度をはじめ、保健・福祉サービス等に関する利用者の相談に包括的に対応するとともに、関係機関と情報共有しつつ、総合的な保健・福祉サービスの調整等を行います。	長寿いきがい課
障がい者相談支援センター及び相談支援体制の強化	障がい者及びその家族や支援者からの多様化・複雑化した福祉ニーズに対する円滑な支援を図るため、「障がい者相談支援センター」を設置するとともに、市が地域の相談支援の拠点である「基幹相談支援センター」としての機能を担うことで、相談支援体制の強化を図ります。	障がい福祉課
利用者支援事業の充実	「利用者支援事業(母子保健型)」及び「利用者支援事業(基本型)」の連携を強化するとともに、両事業の実施により、妊娠期から子育て期までの総合相談支援の充実を図ります。	子育て応援課 保健相談センター
自立相談支援センターの充実	生活に困窮している人から窓口や電話等による様々な相談を受け、自立に向けた包括的な支援を行うため、「自立相談支援センター」を設置し、関係機関と連携しながら利用促進及び機能強化を図ります。	生活福祉課
家庭児童相談室の充実	18歳未満の子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、様々な相談に応じるとともに、関係機関と連携を図りながら、必要な支援を行います。	子育て応援課
こども家庭センターの充実	妊娠期から妊産婦に寄り添った支援を行うとともに、産後からの育児についても関係機関が連携し、切れ目なく継続的に子育て家庭を支援します。また、児童虐待防止に向けた取組を行います。	子育て応援課
乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問及び健康相談の充実	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な悩みの相談や子育て支援を行う乳児家庭全戸訪問、養育支援が必要な家庭へ訪問し、養育上の問題を解決する養育支援訪問、乳幼児の健康相談等を行います。	保健相談センター

取組名	概要	所管
地域子育て支援センターの充実	「子育て総合支援センター」が中心となり、子育て情報の提供、親子の交流や育児相談等を行う各地域子育て支援センター間の連携強化を図るとともに、関係機関との連携を密にし、利用促進及び機能強化を図ります。	子育て応援課
コミュニティソーシャルワーカー(CSW)及び相談支援包括化推進員の配置支援	社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカー(CSW)及び相談支援包括化推進員が配置され、円滑な活動が行えるよう、市と社会福祉協議会との連携を強化します。	生活福祉課
生活支援コーディネーターの配置	地域の高齢者ニーズや不足している介護予防・生活支援サービス等を把握し、生活支援の担い手育成やサービス開発等をコーディネートするため、市全域(第1層)及び日常生活圏域(第2層)に生活支援コーディネーターを配置します。	長寿いきがい課
認知症地域支援推進員の配置	認知症の人やその家族からの相談に応じ、「認知症疾患医療センター」等の関係機関とのネットワークの構築を図るとともに、認知症に対する普及啓発を行うため、「地域包括支援センター」に認知症地域支援推進員を配置します。	長寿いきがい課
福祉専門職の配置及び資質向上	福祉事務所における相談援助等の業務の質を高めるため、福祉専門職の配置、社会福祉主事の資格取得、必要な研修への参加等を行います。	生活福祉課
地域ケア会議の開催	介護支援専門員のケアマネジメント支援を行う「ケアマネジメント支援型」、自治会や行政区単位等で地域課題の把握を行う「圏域型」による地域ケア会議を開催します。	長寿いきがい課
生活支援体制に係る協議体の充実	介護予防・生活支援体制整備に向けて、市全域(第1層)及び日常生活圏域(第2層)に協議体の設置を進めるとともに、多様な関係機関の情報共有及び連携・協働による取組の充実を図ります。	長寿いきがい課
要保護児童対策地域協議会の開催	保健、医療、福祉、教育、警察等の関係機関が相互に連携し、「要保護児童対策地域協議会」による児童虐待等の発生予防及び早期発見・対応を図るための会議を開催します。	子育て応援課
障がい者地域総合支援協議会の開催	保健、医療、福祉、教育、企業等の関係機関が相互に連携し、地域の障がい者等への支援体制整備について協議するため、「障がい者地域総合支援協議会」を開催します。	障がい福祉課
自殺対策推進連絡会の開催	保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関が相互に連携し、「自殺対策推進連絡会」による自殺対策の総合的な推進及び自殺予防を図るための会議を開催します。	保健相談センター

## ■社会福祉協議会の取組

取組名	概要
<b>① 住民に身近な圏域で、住民が主体的に生活課題を把握し、解決するための体制づくり</b>	
地域懇談会(まちごとカフェ)の開催支援	おおむね学校区を範囲として、地域住民、ボランティア、関係者が集まって、地域課題等の話し合いをワールドカフェ方式で行います。開催に当たっては、地域福祉推進組織を中心として開催できるよう必要な支援を行います。
地域福祉推進組織の拡充	地域支え合い体制として、地域住民が主体的に地域課題を把握し、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める「地域福祉推進組織」の設置を進めます。
地域活動拠点の整備	地域福祉推進組織の活動場所として「地域活動拠点」を整備し、人や情報が集まる体制づくりを進めます。また、コミュニケーションの円滑化や取組の充実を図るため、ICT(情報通信技術)の活用を進めます。
福祉委員の設置及び会議の開催	住民参加による地域活動を円滑・効果的に推進するため、行政区の区長を福祉委員に委嘱し、情報交換、社会福祉協議会会費及び共同募金への協力、地域活動に係る会議の開催等を行います。
<b>② 自ら助けを求めることができない人や自分自身の課題に気付いていない人への対応</b>	
コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の配置	おおむね学校区における地域福祉活動を推進するため、個別課題の解決と地域づくりを進める調整役として、福祉圏域ごとにコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置します。 なお、CSWは、地域の関係者や様々な社会資源を通じて、支援の対象となり得る人及び世帯の情報を積極的に収集し、本人や家族との信頼関係の構築により情報や支援を届けるアウトリーチを推進します。
職種間の連携体制の確保	支援業務の増加に対応し、職種間の役割分担や、情報共有、合意形成の方法などについてルール化しておくことが必要です。そのための職場内における話し合いのほか、事例検討などを通じた連携体制の確保により、単一の職種だけでは気付けない課題の把握を進めます。

## (3)権利擁護体制の充実

### ① 背景・課題

- 児童や高齢者、障がい者等が、家族や施設の職員等から身体的・経済的等の虐待を受けるケースが発生しています。
- 虐待の防止とともに、虐待の早期発見・早期対応を進めるため、市民や関係機関からの通報等の協力体制の構築などが求められています。
- 本市においては、75歳以上の後期高齢者の急増が見込まれており、認知症リスクを抱える人も併せて増加することから、福祉サービス利用援助や成年後見制度利用支援といった権利擁護に関するニーズの増加が見込まれています。

- 認知症や障がい等によって、判断能力の十分でない人が、地域で尊厳を持って生活できるよう、権利擁護の仕組みを充実していく必要があります。
- 成年後見制度利用促進の観点から、任意後見制度の利用促進、担い手の確保・育成の推進、市長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進等が取り組むべき課題として示されています。

## ② 取組の方向性

- 市においては、虐待の発生予防・早期発見・早期対応等の強化を図るため、相談窓口の整備を行うとともに、関係機関とのネットワークの強化、啓発活動等を推進します。
- 成年後見制度の利用が必要な人の状況に応じ、適切な支援につなげる仕組み（地域連携ネットワーク）の構築を進めるとともに、地域連携ネットワークのコーディネートを行う中核機関の設置を進めます。
- 判断能力が不十分な人の権利を擁護する後見人等の担い手について、社会福祉協議会と連携し、確保・育成に向けた取組を進めます。
- 社会福祉協議会では、ボランティア団体や地域福祉推進組織、各種支え合い活動への周知を強化し、身近な地域における虐待の防止や早期発見への協力体制を構築します。
- 判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、社会福祉協議会が法人として成年後見人等となり、財産管理や契約手続の代行、身上監護を行うことができる体制構築に努めます。

### ■市民(地域)の取組

- 地域の見守りにより、虐待の兆候を早期発見し、専門機関に結び付けます。
- 成年後見人等の必要性など権利擁護についての知識を深めます。

### ■市の取組

取組名	概要	所管
高齢者虐待防止の強化	高齢者虐待の発生予防・早期発見・早期対応等の強化を図るため、「地域包括支援センター」等に相談窓口を設置するとともに、「要援護高齢者等支援ネットワーク」の推進、啓発活動、相談窓口の周知、研修等を行います。	長寿いきがい課
児童虐待防止の強化	児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応等の強化を図るため、「こども家庭センター」を設置するとともに、「要保護児童対策地域協議会」の開催等による関係機関との連携強化、啓発活動、相談窓口の周知、研修等を行います。	子育て応援課
障がい者虐待防止の強化	障がい者虐待の発生予防・早期発見・早期対応等の強化を図るため、「障がい者虐待防止センター」を設置するとともに、関係機関とのネットワークの強化、啓発活動、相談窓口の周知、研修等を行います。	障がい福祉課

取組名	概要	所管
DV(ドメスティックバイオレンス)相談及びDV防止に向けた啓発活動の推進	DV被害者からの相談に応じ、被害者に必要な情報の提供及び支援を行うとともに、DV防止に向けた啓発活動やDV防止講座等を行います。	総務課
地域包括支援センターによる権利擁護の支援	高齢者が尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、専門的・継続的な視点から高齢者の権利を擁護するため、「地域包括支援センター」による必要な支援を行います。	長寿いきがい課
要援護高齢者等支援ネットワークの推進	保健、医療、福祉、警察、消防等の関係機関が相互に連携し、高齢者、障がい者及びその家族等の権利擁護、見守り活動、消費者被害防止等の支援を行うため、「要援護高齢者等支援ネットワーク」を推進します。	長寿いきがい課 障がい福祉課 産業振興課
成年後見制度の市長申立ての実施	判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、申立てを行う親族がいない等の理由により成年後見制度を利用することができない人を対象に、日高市成年後見制度の市長申立てを行います。	長寿いきがい課 障がい福祉課
成年後見制度の担い手の確保・育成等の推進	判断能力が不十分な人の権利を擁護する後見人等の担い手について、社会福祉協議会と連携し、確保・育成に向けた取組を進めます。	長寿いきがい課 障がい福祉課
権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築	成年後見制度の利用が必要な人の状況に応じ、地域で適切な支援につなげる連携の仕組みを構築するとともに、ネットワークの中核としてコーディネートを行う中核機関の設置を行います。	長寿いきがい課 障がい福祉課

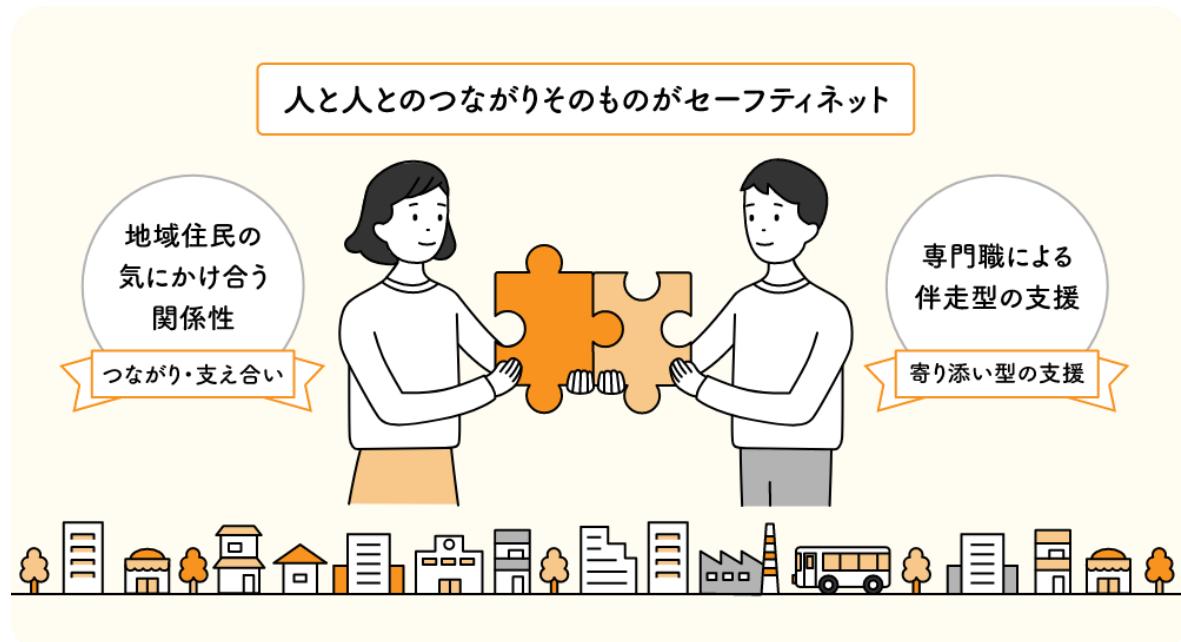
#### ■社会福祉協議会の取組

取組名	概要
<b>① 虐待を防ぐための取組</b>	
虐待防止や通報に関する周知・啓発の強化	市で取り組む児童、高齢者、障がい者の虐待に関する啓発活動に協力し、地域福祉活動の様々な場面において、チラシや資材の配布、出前講座の開催などへの協力をを行い、虐待を未然に防止したり、円滑な通報ができるような地域づくりを進めます。
虐待対応できる職員の育成	実際の虐待対応の場面において、多機関と連携、役割分担して進める際に、職種として求められる対応ができるような力量を持った職員の育成を図ります。
<b>② 判断能力が十分でない人の権利擁護</b>	
日常生活自立支援事業(あんしんサポートネット)の実施	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち、判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行います。
成年後見制度相談の実施	成年後見制度に関する幅広い相談を受けるため、法律等の専門職と連携した相談の窓口を開設します。
社会福祉協議会による法人後見の実施	社会福祉協議会が法人として、成年後見人等となり、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことができる体制づくりを進めます。

## 【目標値】

### 基本目標1. 基盤づくり(包括的な支援体制の基盤づくり)

取組名	内容・ねらい	令和4年度 (2022年度) 実績値	令和10年度 (2028年度) 目標値
①地域福祉推進組織の設置	住民が主体的かつ組織的に地域課題の解決を試みることができる仕組みとして、おおむね各学校区を範囲として地域福祉推進組織を設置し、組織と社会福祉協議会の間でパートナーシップを交わします。	設置無し	6か所
②コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の配置	制度と制度の狭間にある個別支援を行いながら、地域住民による地域福祉推進組織の活動を支援し、協働で地域づくりを進める専門職を配置します。	2名(兼務)	3名(専任)
③法人後見の実施	社会福祉協議会が成年後見人等として、判断能力が不十分な人へ支援します。	未実施	実施



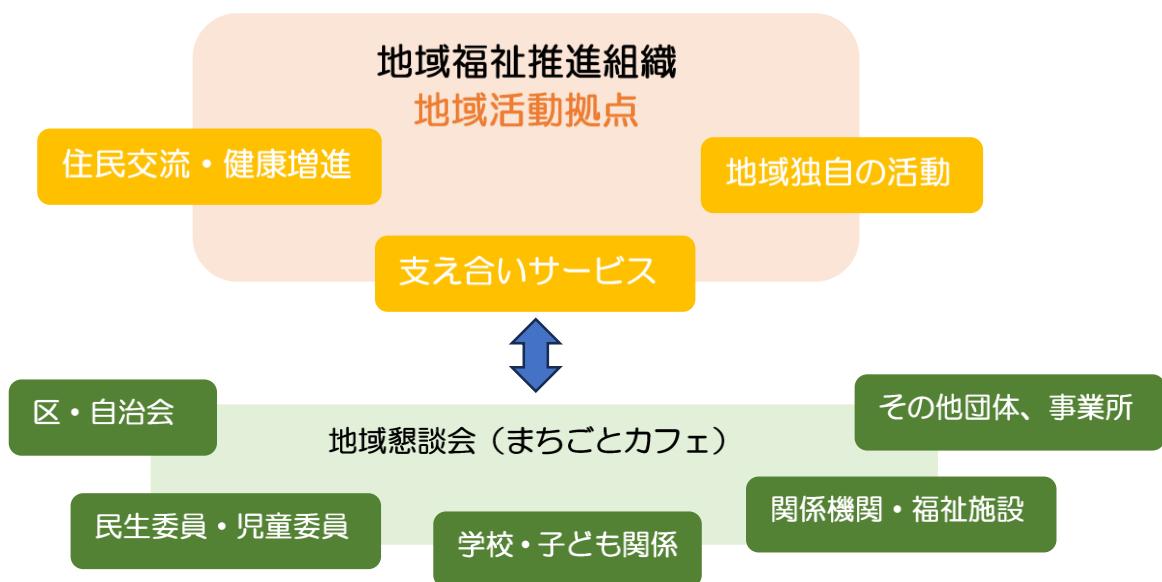
資料:厚生労働省「地域共生社会ポータルサイト」

## 【コラム3】「地域福祉推進組織とは？」

地域で安心して暮らしていくために、地域福祉はできるだけ身近な場所で進めていくことが大切です。

そこで、地域住民が主体的に地域課題を把握し、地域の課題解決に向けた具体的な取組を進める組織として「地域福祉推進組織」を、おおむね学校区を範囲として設置することを提案するものです。(自治体によって「地区社会福祉協議会」や「地域支え合い協議会」などという名称で活動しています。)

### ■地域福祉推進組織の構成イメージ



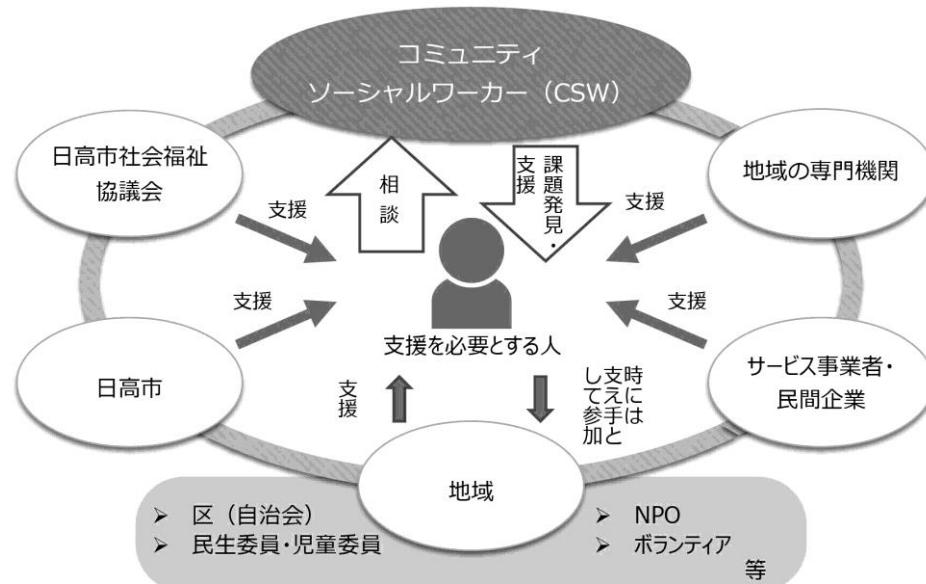
地域福祉推進組織は、①サロン活動などの住民交流や健康増進の機会提供、②地域おたすけ隊などの住民相互の支え合いサービスの実施、③配食や見守り・安否確認活動などの地域独自の地域福祉活動を、地域住民や関係機関の参加と協力により実施します。

これらの取組を実施するためには、世代や属性を超えて交流できる場や居場所などの地域活動拠点の整備、交流・参加・学びの機会を生み出すための個別の活動や人を調整(コーディネート)する機能が重要であり、地域懇談会などの機会を通じて地域住民や関係者を巻き込みながら、コミュニティソーシャルワーカー(※P62コラム4を参照)が設立を支援します。

## 【コラム4】「コミュニティソーシャルワーカー(CSW)とは？」

コミュニティソーシャルワーカー(Community Social Worker)とは、地域において、生活上の課題を持つ個人や家族のニーズに対する支援を行いながら、併せてその地域における住民のネットワークづくりや生活環境の整備等の地域支援を多職種連携によって展開する取組を行う専門職のこととで、通称「CSW」といいます。

地域で、自立生活を送るためのサービスを必要としている人に対し、ケアマネジメントによる具体的援助を提供しつつ、その人に必要なソーシャルサポート・ネットワークづくりを行い、その人が抱える生活問題が同じように起きないよう、福祉コミュニティづくりを統合的に展開する地域を基としたソーシャルワークを行っています。



### ■コミュニティソーシャルワーカーの主な役割と機能

- ① 住民のニーズを把握し早期発見・早期対応できるよう、アウトリーチを行ったり、相談を行ったりして、地域における相談・ニーズ把握機能を開発・強化します。
- ② 援助が必要なケースに対して、様々なフォーマルサービスやインフォーマルサポートを結び付け、地域内での個別解決を図ります。
- ③ 地域生活課題を包括的に受け止める体制づくりとして、関係機関との調整により「地域福祉推進組織」の立ち上げを支援し、地域支え合い体制を進めるための下地づくりを進めます。

## 2. 地域づくり(地域住民による支え合い・見守りの地域づくり)

### (1) 地域福祉の場・拠点づくりの促進

#### ① 背景・課題

- 核家族化、非婚化、少子化などにより、単身世帯が増加しています。
- 高齢化により、65歳以上の夫婦世帯や単身高齢者世帯が増加しており、身近な地域での交流機会の減少や外出控えなどにより、筋力や心身の活力が低下し、健康と要介護の間の虚弱な状態(フレイル)となる人の増加などの問題が発生しています。
- 日常生活の安心のために、介護予防、健康づくりなどの交流の促進の場、地域おたすけ隊などの支え合い活動の拠点や生活課題の早期発見、対応の場を「地域活動拠点」として確保することを目指していますが、空き店舗等の活用などが十分進んでいない現状があります。
- 近年、世帯構造の変化やライフスタイルの多様化などに伴い、一人で孤独に食事をする「孤食」が増加し、社会的な問題となっています。
- 子どもたちへの支援や孤食の解消と世代間の交流の観点から「子ども食堂」や「地域食堂」と呼ばれる取組の必要性が高まっています。
- 地域の中で孤立し、つながりが希薄となりやすい子育て中の人、経済的な問題を抱えている家庭、家族にケアを必要とする人がいる世帯(ケアラー・ヤングケアラー)など、周囲に気軽に相談をすることが難しい問題の当事者やその家族への、理解や対応が十分に進んでいない分野があります。

#### ② 取組の方向性

- 地域住民の交流や社会参加を促進する取組として、身近な地域でのサロン活動の拡大を図ります。
- 地域福祉の場・拠点づくりの促進のため、「地域活動拠点」を整備するに当たり、空き店舗等の活用を支援します。
- 地域の中で孤立しやすい問題や課題を抱えている人及びその家族を支援するとともに、問題や課題への理解を広げるための啓発に取り組みます。
- 食を通じた地域コミュニティ再生や生活支援の取組としての「子ども食堂」「地域食堂」と呼ばれる活動を支援し、その拡大を図ります。
- 地域福祉推進の拠点として、総合福祉センター「高麗の郷」の更なる利活用を進め、市民福祉の向上を図ります。

#### ■市民(地域)の取組

- ボランティアとして、地域福祉の場や拠点の運営に関わります。
- 地域福祉の場や拠点で地域の様々な人と交流を図ります。

## ■市の取組

取組名	概要	所管
総合福祉センター「高麗の郷」の維持管理	高齢者、障がい者及び子育て世代の総合的な福祉交流活動の拠点として、指定管理者による管理・運営を行い、利用促進を図るとともに、施設の適正な維持管理を行います。	生活福祉課
地域福祉の場を運営する団体への空き家等の情報提供支援	サロン活動、地域福祉活動等の地域の人の居場所として、空き家等を活用したい団体に対して、有効活用が可能な空き家等の情報を提供します。	都市計画課
住民主体の介護予防事業の充実	介護予防の一環として、地域において仲間を作り、住民自らが主体的に介護予防体操を行う「くりくり元気体操」の取組を推進するとともに、取組を支援するボランティアの育成を行います。	長寿いきがい課
認知症カフェの開催	認知症の人及びその家族が気軽に参加し、相談等もできる認知症カフェを「地域包括支援センター」等と連携し、実施します。	長寿いきがい課
子育て広場の充実	乳幼児及びその保護者が自由に交流できる地域の場所として、子育て広場を公民館等に開設し、広場の周知など利用の促進を図ります。	子育て応援課
子育て応援隊の充実	乳幼児及びその保護者が自由に交流できる地域の場所として、公民館等で開設している子育てひろばの運営等、地域の子育てを応援するボランティアである「ひだか子育て応援隊」を支援し、充実を図ります。	子育て応援課

## ■社会福祉協議会の取組

取組名	概要
区や自治会単位で取り組まれる住民交流活動やサロン活動への助成	区や自治会で取り組む敬老会、サロン活動等の交流を目的とした行事や活動に助成金を交付し、住民同士のつながり活動を支援します。
当事者支援・参加型のサロンや集える「場づくり」の支援	様々な生活課題を抱える当事者が集い、悩みや思いを共有したり、情報交換できる「場づくり」を支援します。 テーマについては、従来の障がい者にとどまらず、ひきこもり、性自認、ヤングケアなどの「場づくり」を支援します。
地域活動拠点への助成	地域福祉活動を行う組織が空き家や空き店舗等を借り、毎日型のサロン活動の実施や地域おたすけ隊運営のための事務、地域包括支援センターなどと連携した相談活動などを行う場合に、家賃や光熱水費等の一部を助成します。
子ども食堂・地域食堂の支援	子どもや地域の人が一人でも行くことのできる無料又は低額の食堂を支援することにより、孤食の解消や生活に困っている人のサポートを通じたコミュニティづくりを進めます。
総合福祉センター「高麗の郷」を活用した取組の強化	高齢者、障がい者及び子育て世代の総合的な福祉交流活動の拠点として、総合福祉センター「高麗の郷」が地域福祉推進の拠点となるような情報発信や利用促進などの取組を強化します。

## (2)地域での支え合い・見守り体制等の拡充

### ① 背景・課題

- 各地区に共通した課題として、区・自治会等のコミュニティ活動、民生委員・児童委員等の担い手や後継者がいない、地域おたすけ隊等の地域ボランティアの高齢化が進んでいるといった意見が出ています。
- 地域住民には福祉や支え合いだけではなく、まちづくりや各種教育関係の取組など、あらゆる分野からの期待が寄せられており、それぞれ分野ごとに協議、検討が進められていますが、メンバーの顔触れが変わらずに固定化しているとの指摘も出ています。
- 支え合いの取組の一つである地域おたすけ隊は、おおむね学校区を範囲に、協力会員、利用会員の双方を募り、家事援助や通院などの外出支援を有償で行う「住民参加型在宅福祉サービス」の一つですが、設立に至っていない地域もあり、全ての範囲をカバーできていない課題があります。
- 地域おたすけ隊の取組は、有償の家事援助や外出支援だけではなく、サロン活動や介護予防を組み合わせた見守り・安否確認活動、介護や生活に困った人などからの相談などのニーズが高まっています。

### ② 取組の方向性

- 地域おたすけ隊による地域支え合い活動や民生委員・児童委員への活動支援に加え、要援護高齢者等支援ネットワーク、地域学校協働活動、青少年の健全育成などの世代を超えた取組や健康づくりなど、特定の世代や属性だけではないネットワークづくりの取組の強化を推進します。
- ひとり親家庭や生活に困っている人へ、地域住民や企業、団体などから提供を受け、食品等を無料で配布する「フードパンtryー」の取組を、地域支え合いの取組と併せながら拡充します。
- 地域支え合いに取り組む担い手の確保については、生活支援体制整備事業での取組のほか、特定非営利活動法人(以下「NPO法人」という。)や民間事業所等によるソーシャルビジネスなど多様な層からの参加・協力を促します。
- 地域の安心感を高める取組として、見守り活動や安否確認の重要性が高まっており、地域の実情に応じて進められるよう支援します。
- 見守り活動や安否確認の財源として、歳末たすけあい募金を活用し、取組を支援します。

### ■市民(地域)の取組

- 地域おたすけ隊に参加・協力し、困っている人に対して生活支援を行います。
- 交流カフェやサロン等に参加し、参加者同士の交流を深めます。
- 地域の見守り活動に参加します。

■市の取組

取組名	概要	所管
地域支え合い事業の推進	市、社会福祉協議会、商工会の三者協定による「地域支え合い事業」として、社会福祉協議会が中心となって進める「地域おたすけ隊」の取組について、必要な支援を行います。	生活福祉課
民生委員・児童委員の活動支援及び活動への理解促進	地域の実態把握、地域での見守り・支え合い活動の推進等、民生委員・児童委員活動を充実するため、活動費の助成、研修等の支援及び地域住民に対して活動への理解を促進することで活動しやすい環境の整備を行います。	生活福祉課
チームオレンジの推進	地域で暮らす認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症センター等を中心とした支援を結び付ける「チームオレンジ」の取組を推進するとともに、「チームオレンジ」の立ち上げ支援を行います。	長寿いきがい課
要援護高齢者等支援ネットワークの推進 【再掲】	保健、医療、福祉、警察、消防等の関係機関が相互に連携し、高齢者、障がい者及びその家族等の権利擁護、見守り活動、消費者被害防止等の支援を行うため、「要援護高齢者等支援ネットワーク」を推進します。	長寿いきがい課 障がい福祉課 産業振興課
ファミリー・サポート・センターの充実	有償により育児の援助を受けたい人と行いたい人からなる子育てを地域で相互援助する会員組織の運営(ファミリー・サポート・センター)を実施するとともに、会員の確保及び事業内容の充実を行います。	子育て応援課
健康づくりの推進	県との連携による歩数管理アプリを活用した健康増進事業を実施するとともに、地域で活動をしている「食生活改善推進員協議会」及び「運動普及推進員会」との協働による健康づくり事業等を行います。	保健相談センター
地域学校協働活動の推進	各学校区で地域と学校が連携・協働し、登下校時の見守り活動や放課後子ども教室、ボランティア体験活動等、様々な活動を通じ、地域での見守りや支え合い、地域人材の発掘・育成、多世代交流の充実を図ります。	生涯学習課
青少年の健全育成の推進	青少年の非行や犯罪を防止するため、学校、家庭、地域等が一体となって、啓発活動や地域パトロール等、青少年育成のための活動を推進するとともに、関係機関と連携し、いじめ問題の未然防止と解決に取り組みます。	生涯学習課
シルバー人材センターへの支援	自らの生きがいの充実及び社会参加を希望する高年齢者の就業機会の確保、高年齢者の長年培われた知識や経験、技術等の労働能力を生かした高年齢者事業を推進する「シルバー人材センター」を支援するために運営費等に係る補助金を交付します。	長寿いきがい課
老人クラブへの支援	高齢者の生活を豊かにするとともに高齢者の社会参加や生きがいづくりを図るため、単位老人クラブに対して活動費の補助を行います。	長寿いきがい課
子ども会への支援	地域活動の活性化や世代間交流の促進、子どもの地域活動へのきっかけづくり等を図るため、子ども会の活動支援を行うとともに、地域交流の担い手となるジュニアリーダーの育成を行います。	生涯学習課

取組名	概要	所管
仲間づくりの情報発信	子育ての仲間づくりのきっかけとなるよう、必要な情報を地域子育て支援拠点や市のホームページ等で発信します。	子育て応援課 保健相談センター
パパ・ママ教室の開催	子育ての仲間づくりのきっかけの場となるよう、妊婦と夫や家族を対象に妊娠・出産・育児に関する知識を普及するパパ・ママ教室を開催します。	保健相談センター
育児学級の開催	子育ての仲間づくりのきっかけの場となるよう、乳児及び保護者を対象に育児学級(すくすく教室)を開催します。	保健相談センター
高齢者学習支援の開催	各公民館を核として、高齢者を対象とした地域の特色を生かす講座等を開催します。	生涯学習課
子育て出前講座による支援	子育てサークル等を対象に保育士、栄養士、保健師の専門的知識を生かし、親子の関わりや遊び等を伝える生涯学習出前講座を行います。	子育て応援課 保健相談センター
子育て講座等の開催	各公民館を核として、地域の特色を生かした子育て教育の講座等を展開し、親子で必要な情報を発信します。	生涯学習課
地域と施設の交流活動事業の促進	障がいのある人に対する地域の理解を図るため、障がい者福祉施設利用者と地域住民との日常的な交流機会を増やす取組を促進していきます。	障がい福祉課

### ■社会福祉協議会の取組

取組名	概要
① 地域で支え合う仕組みづくり	
地域支え合い事業の推進	地域おたすけ隊の運営支援、新規開設団体への支援及び地域支え合い協力店(地域商品券の利用)の拡大を図り、「地域支え合い事業」を推進します。
食の支援を通じた支え合いの推進	フードパントリーの取組による食糧等の支援を通じ、関係機関との連携、支援が必要な人の早期発見に努めるなど生活困窮者支援を通じた地域の支え合いの輪の拡大を図ります。
地域課題解決に向けたNPO法人や民間事業者等との連携の強化(ソーシャルビジネスとの連携)	地域課題の解決とビジネスの両立を目指す取組として、ソーシャルビジネスという手法が注目されており、NPO法人や民間事業者との連携を強化することにより、地域を支える新たな担い手やパートナーとしての参加を促進します。
② 社会的孤立や孤独防止を進めるための住民参加による見守り・安否確認の仕組みづくり	
地域特性に応じた、住民参加による見守り・安否確認の取組の促進	地域福祉推進組織が中心となり、地域懇談会(まちごとカフェ)などで見守り・安否確認をテーマとした検討を行い、地域の実情や特性を生かした取組を促進します。
「歳末たすけあい」による地域見守り活動の促進	歳末たすけあい募金を原資として、民生委員に支援を必要とする人の調査連絡活動を依頼するとともに、見守り活動に対する助成を行います。 また、見守りを要する世帯へのおせち料理の配達や地域食堂、フードパントリーなどの取組と連携した歳末支援活動を通じ、「歳末たすけあい」による見守り活動を促進します。

### (3)災害に備えた支援体制の構築

#### ① 背景・課題

- 我が国はその自然条件から、各種災害が発生しやすく、特に首都圏では、今後30年以内に約70%の確率でマグニチュード7級の地震が発生することが予想されています。
- 平成23年(2011年)の東日本大震災では、被災地全体の死者のうち、高齢者が約60%を占め、障がい者の死亡率は、被災住民全体の死亡率と比較して約2倍となっており、高齢者や障がい者が円滑に避難するための支援を図ることが必要となります。
- 近年、大雨による土砂災害も多く発生し、令和元年(2019年)10月、東日本台風(台風第19号)による豪雨のため、総合福祉センター「高麗の郷」などが避難所として開設され、最大で236世帯608人が避難するといった事態を経験するなど、災害時の対応や避難行動の重要性が増加しています。

#### ② 取組の方向性

- 災害に対応できる地域づくりのためには、各々が家具の固定や食料の備蓄、避難訓練に参加するなど災害に備える「自助」と、地域で助け合う、防災対策における「共助」に向けた意識付けが必要です。
- 特に、助けるよりも、助けられることへの抵抗がある人も多いため、助けを受ける力(受援力)を高めていくことも必要であり、そのために各種訓練の活用を進めます。
- 災害時には、被災者の救援が優先される中、組織の運営や経営の継続のための対応も併せて重要なため、平時より、BCP(事業継続計画)に関する意識を高めていくことも必要です。
- 高齢者や障がい者をはじめ、住民の円滑な避難のための支援体制の充実を図ります。

#### ■市民(地域)の取組

- 災害に備え、避難訓練への参加や家具の固定等の「自助」に努めます。
- 災害時にボランティアとして、応急活動や復旧・復興支援に参加します。
- 地域で避難行動要支援者名簿を適切に共有し、地域で円滑に支援できるようにします。

#### ■市の取組

取組名	概要	所管
地域の防災活動への支援・防災知識の普及啓発	自主防災組織の中心的な役割を担うリーダーの養成講座の実施、自主防災組織の活動に係る補助金の交付等により自主防災組織の活動支援を行うとともに、広報ひだかや市のホームページ等により、地域における防災知識の普及啓発を行います。	危機管理課

取組名	概要	所管
避難行動要支援者制度の充実	災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がい者等の避難行動要支援者名簿を要支援者の同意を得て、区長や民生委員等の避難支援者に提供し、災害時の適切な避難誘導につなげる制度の充実を図ります。	危機管理課
福祉避難所の設置及び充実	高齢者や障がい者等の要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、福祉施設等と福祉避難所開設に関する協定の締結を推進します。	危機管理課
災害支援の実施	公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会彩西支部との「住宅火災等の災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定」により、被災時における住宅支援を行います。	生活福祉課

### ■社会福祉協議会の取組

取組名	概要
<b>① 災害への備え</b>	
BCP（事業継続計画）の立案	災害時や緊急事態に求められる機能（災害ボランティアセンターの設置運営や避難所運営支援機能、重要業務の速やかな再開など）を発揮するために、業務の復旧や継続に関する計画を立案します。
避難所運営訓練の実施	総合福祉センター「高麗の郷」は、災害時における指定避難所に指定されており、発災時は社会福祉協議会も市が進める避難所運営に協力することとなっています。 いざという時に備え、近隣地域や防災関連団体等と連携して避難所運営訓練を実施し、併せて防災意識の啓発を促します。
災害ボランティアセンター運営訓練	災害ボランティア活動を円滑に進めるため、災害ボランティアセンター運営訓練を実施します。
<b>② 災害への対応</b>	
災害ボランティアセンターの運営	災害発生時におけるボランティア活動を効率よく進めるため、災害ボランティアセンターの設置・運営を行います。
被災地へのボランティア、職員派遣などの支援	被災地への支援のため、災害ボランティアバスパックなどの企画実施、支援物資の取りまとめなどのほか、被災地域からの要請に基づき、職員派遣などの支援を行います。



災害ボランティア活動  
(東日本大震災ボランティアバス)  
宮城県石巻市での活動の様子

## 【目標値】

### 基本目標2. 地域づくり(地域住民による支え合い・見守りの地域づくり)

取組名	内容・ねらい	令和4年度 (2022年度) 実績値	令和10年度 (2028年度) 目標値
①サロン活動の拡大	住民自身が「あったらいいな」「行きたいな」と思える場づくりができるのがサロン活動の良いところです。活動をPRして、実施されていない地域での開催を応援します。	27か所	40か所
②子ども食堂・地域食堂実施団体の拡大	食を通じた取組は、交流や生活支援に直結し、地域の安心感を高める重要な取組です。食品等の配布会である「フードパンtry」や「子ども食堂」「地域食堂」と呼ばれる取組を広げます。	4団体	6団体
③災害ボランティアセンター運営訓練の実施	災害ボランティアセンターは、災害時にボランティアを円滑に派遣する仕組みですが、この取組の訓練を通じて、防災に関する情報提供や意識啓発、災害時におけるネットワークの構築を図ります。	未実施	実施

サロン活動の様子(台交流サロン)



子ども食堂での配付の様子

## 【コラム 5】 区(自治会)ってなに？

区(自治会)は、地域に住む人たちがその地域で助け合って暮らしていこうとする団体です。

地域の問題を解決したり、親睦を図ったりして、地域の結び付きを深めながら安心・安全で暮らしやすい地域を作るために活動しています。

市では、広報ひだかの配布やごみの収集をはじめ、市からの様々なお願いごとなど円滑な行政事務を進めるため、市を79の行政区に分け、行政運営に役立てています。

各行政区には市長から委嘱された区長がいて、地区の代表者として地元の行事などの統括ほか、市との連絡調整や地元の要望の取りまとめなど、行政との大切なパイプ役を担っています。



### 3. 担い手づくり

#### (専門職から住民一人一人まで地域福祉を支える担い手づくり)

##### (1)介護・保育人材の確保等の推進

###### ① 背景・課題

- 令和3年(2021年)に厚生労働省が公表した「第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について」によると、現状(2019年時)の介護職員数と将来の介護サービスの見込み量に對して必要な介護職員数との差異は、令和7年度(2025年度)で約32万人、令和22年度(2040年度)に至っては約69万人となっており、その確保が急務となっています。
- 保育人材についても、保育所の待機児童の解消のため保育量の拡大が図られていますが、保育士の有効求人倍率は、令和4年10月時点の厚生労働省「職業安定業務統計」によると埼玉県では3.7倍となっており、その確保は喫緊の課題となっています。
- 介護・保育それぞれ、人材確保に向けた処遇改善や人材育成、再就職や定着などの支援が強化されていますが、人材不足の解消にまでは至っていません。

###### ② 取組の方向性

- これからの中介護や保育の質を維持し、安心して暮らせる老後や地域での健やかな子どもの育ちを実現するためには、介護職員や保育士等の人材を確保し、定着してもらうことが重要となります。
- そのためには、処遇改善などの制度的な対策のみならず、福祉の現場で働く人たち自身が、福祉に関する仕事の魅力を発信し、新たな人材の育成に理解、協力していくことが大切です。
- 相談援助を担う社会福祉士等のソーシャルワーカーについても、同様の認識で育成支援に取り組みます。

##### ■市民(地域)の取組

- 介護や保育等の福祉に関する仕事に関する知識と理解を深めます。
- 福祉関係の事業所や保育所等にボランティア等として関わります。

##### ■市の取組

取組名	概要	所管
介護人材確保等の方策の実施	介護職員が働く職場環境の改善や介護職員の質を高めるための研修等について、国や県の動向、他市町村の取組を踏まえ、必要な方策を実施します。	長寿いきがい課
保育人材確保等の方策の実施	保育士が働く職場環境の改善や保育士の質を高めるための研修等について、待機児童対策とともに国や県の動向、他市町村の取組を踏まえ、必要な方策を実施します。	子育て応援課

取組名	概要	所管
飯能看護専門学校への運営補助	地域の看護活動を担う看護師の育成を図るため、飯能地区医師会が経営する飯能看護専門学校に対して運営の補助を行います。	保健相談センター
看護実習生の受入れ	医療・介護分野等での看護活動を担う看護師の育成を支援するため、看護実習生の受入れを行います。	保健相談センター
社会福祉士実習生の受入れ	社会福祉士の養成支援のため、福祉事務所において実習生の受入れを行います。	生活福祉課

### ■社会福祉協議会の取組

取組名	概要
実習生の受入れ	社会福祉を担う人材の養成を支援するため、社会福祉士実習(ソーシャルワーク実習)、介護福祉士養成を目的とした実習生の受入れを行います。 また、地域における多職種連携を見据え、看護実習生の受入れを行います。

## (2)地域福祉の課題を学び、考える機会の充実

### ① 背景・課題

- 平成28年(2016年)に、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定されました。一億総活躍社会とは、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した人、障がいや難病のある人も、家庭や職場、地域を問わずあらゆる場所で、誰もが活躍できる、全員参加型の社会です。
- この実現に向けて、様々な場面や分野での取組が必要となります、地域福祉の側面からのアプローチとして、地域福祉活動やボランティア活動に参加することで、地域の困りごとを「他人事」とせず、「我が事」として考えられる機会の充実が必要です。
- 市民ワークショップでは、地域福祉の取組の活性化には、市民への動機付け、活動場所、時間の設定、広報・PR、そして取組におけるリーダーシップへの期待と提案がありました。

### ② 取組の方向性

- 一人一人が主体的に地域福祉活動に参画する意識を高めるため、大人だけではなく、幼少期から地域福祉への関心を持ってもらい、義務教育、高等教育といったそれぞれの段階で地域福祉活動やボランティア活動等に取り組み、福祉に対する理解を深める機会づくりを支援します。
- 住民が自ら運営に参画し、学びを通じて市民参加を促進する取組や、自殺予防対策の一環としてのゲートキーパーの養成、共生社会の実現を目指した多様性の理解の促進などの取組の充実を図ります。
- 子どもから大人まで、世代を超えて地域課題の解決を試みる「福祉のまちづくり」の機運を高めるため、職場や地域活動など学校以外の場所での地域福祉教育を推進します。

### ■市民(地域)の取組

- 「他人事」を「我が事」と考えて、地域福祉活動に参加します。
- ボランティア講座等に参加し、地域福祉に対する理解を深めます。

### ■市の取組

取組名	概要	所管
地域福祉意識の普及啓発促進	社会福祉協議会が行う地域福祉関係講演会等に対して、協力・支援を行うとともに、生涯学習出前講座の実施や地域福祉計画の内容・理念について、市のホームページ等でPRします。	生活福祉課
地域福祉活動の情報発信の強化	地域福祉活動を行っている団体等の情報を把握するともに、社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動等の取組内容を広報ひだかや市のホームページ等でPRします。	生活福祉課
認知症サポーター養成講座の開催	認知症を正しく理解し、地域で認知症の人やその家族を温かく見守りながら、できる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成します。	長寿いきがい課
ゲートキーパー養成講座の開催	自殺について正しく理解し、自殺の危険を示すサインに気づいて、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」を養成します。	保健相談センター
福祉学習の推進	福祉に対する関心と理解を深め、互いに支え合い、豊かに生きていこうとする心と態度を身に付けること等を目的に、小・中学校及び義務教育学校における教育の充実を図るとともに、中学生(義務教育学校後期課程の生徒を含む)のボランティア活動の機会の増加を図ります。	学校教育課
共生社会を目指した「多様な学びの場」の充実	障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶことを目指すとともに、心のバリアフリーを育む交流及び共同学習の充実を図ります。	学校教育課
日高ライブリーカレッジの開催	受講生の自主的な企画運営等、「協働」によるまちづくりへの市民参画を促すことをきっかけとして、ボランティア活動や地域活動への関心を高める機会の充実を図ります。	生涯学習課

## ■社会福祉協議会の取組

取組名	概 要
<b>① 福祉教育の推進</b>	
地域福祉教育の推進	地域に根ざした「福祉のまちづくり」のため、学校のみならず、地域においても福祉について学び合う機会を作り、親子で参加できるプログラムや児童・生徒の参加による地域支え合い活動等を行うことで地域福祉教育を推進します。
福祉教育・ボランティア学習の支援	福祉に関する理解と関心を高めるために、市内の学校等で取り組まれる福祉をテーマとした学習について、プログラムの企画に関する相談や学習支援者の派遣などの連絡調整を行います。
障害平等研修(DET)による障がいに関する学習を通じた啓発	福祉教育のメインテーマに「障がいに関する理解」があります。障がいに関する理解をより高め、啓発を進めるため、障がい者自身が対話の進行役となって進める障害平等研修(Disability Equality Training:DET)のプログラムを用いた学習を促進します。
<b>② ボランティア活動や地域貢献活動への参加のきっかけづくり</b>	
彩の国ボランティア体験プログラムの実施	ボランティア活動への参加のきっかけづくりとして、彩の国ボランティア体験プログラムを実施します。
地域貢献学習の取組	地域課題の解決に向けて活動する様々な人たち(地域住民、ボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉法人、NPO法人、各種団体、企業等)による取組を基盤とした地域貢献学習に着目し、新たなつながりづくりを進めます。
成果を確認し、地域福祉を広げる取組	社会福祉に貢献した人の表彰や、地域福祉実践の成果や課題の確認、共有を目的とした取組を進めます。

## (3)地域福祉を担う住民及び団体の育成・支援

### ① 背景・課題

- 本市では、地域コミュニティの基礎的な単位として、行政区の区割りがありますが、区加入率が年々低下し、令和4年(2022年)には、75.7%となっています。
- 令和4年度(2022年度)末時点の社会福祉協議会のボランティア登録状況は、109団体2,625人の登録があります。なお、地域おたすけ隊は、市内5団体に157人の協力会員が登録しています。
- 地域で開催される協議体や地域懇談会では、区の役員や民生委員・児童委員の成り手が見つからなかつたり、地域おたすけ隊の協力会員の高齢化により、運転を伴う活動の継続に不安があるといった声が寄せられています。
- 地域の活動については、情報提供が十分ではないため参加意欲はあっても実際の参加にはなかなか結び付かないといった声もあり、育成のための講座の企画のほか、活動へのマッチングの機会づくりや情報発信の強化が必要となっています。

## ② 取組の方向性

- 様々なボランティア・市民活動を市民に周知し、ボランティア・市民活動への参加を促進するために活動の魅力を発信する、ボランティア・市民活動支援センターの機能強化を図ります。
- ボランティア・市民活動支援センターにおいて、市民ボランティアからなる「ボランティアセンター」による各種相談やマッチングをはじめ、ボランティアの魅力を広げる取組を促進します。また、運営委員会制度を導入し、実施したいボランティア講座の企画立案と運営をボランティアが担えるような体制構築を進めます。
- 地域おたすけ隊についても同様に、その魅力を広げるための周知を進めるとともに、パートナーモードの導入などにより、協力会員の確保に向けた具体的な対策に取り組みます。

### ■市民(地域)の取組

- 自治会活動に参加し、地域コミュニティの輪を広げます。
- 講座等に参加し、ボランティアや地域福祉活動のスキルアップに努めます。
- 知り合いに声を掛け、講座等の参加者を増やし、地域福祉の輪を広げます。

### ■市の取組

取組名	概要	所管
地域福祉活動の促進	社会福祉協議会と連携しながら、地域福祉活動のきっかけづくりとしての講演会・研修会を開催するとともに、地域福祉活動の手引を作成し、広報ひだかや市のホームページ等でPRします。	生活福祉課
自治会等の活動への支援	自治会活動の活性化と地域コミュニティの促進を支援するため、区運営交付金等の交付、自治会運営マニュアルの作成、区長研修の実施、公会堂等の施設整備に対する補助、区加入率増加のための支援、コミュニティ活動を行う団体への支援を行います。	総務課
ボランティアセンターへの支援	社会福祉協議会の「ボランティアセンター」の機能強化・充実を図るため、ボランティア団体及びボランティア活動に対して行う情報化支援、相談支援、財政支援等の各種事業の支援を行います。	総務課
ボランティア団体・NPO法人等への支援	地域社会におけるボランティア・市民活動の活性化を図るため、社会福祉協議会の「ボランティアセンター」と連携し、ボランティア団体等の活動支援を行うとともに、埼玉県西部地域振興センターと連携し、NPO法人立ち上げ相談等の支援を行います。	総務課
地域における人づくりの支援	習得した知識・技能を地域に還元し、まちづくりの一助とするため、「生涯学習まちづくり出前講座」を行うとともに、「人づくり」に関する講座や講演会等を開催することで、地域の課題を地域で解決できる人材を養成します。	生涯学習課

## ■社会福祉協議会の取組

取組名	概要
ボランティア・市民活動支援センターの充実	地域福祉に参加して活動する人を増やすためには、周知だけではなく、参加を援助する仕組みが必要です。 ボランティア・市民活動支援センターの運営を通じて、ボランティアや市民活動の情報の収集と提供、マッチングなどを行い、人と人、人と活動の「つなぎ役」としての取組を強化します。
各種ボランティア講座の開催	ボランティア講座は、学習を通じて課題や当事者に触れる重要な機会です。当事者支援活動に取り組む団体やボランティアサポーターと連携して、多様なメニューの講座を開催します。
地域支え合いの取組への参加の促進	地域支え合いの取組は、支援やサービスの提供を通じて課題や当事者に触れる機会となります。地域おたすけ隊やサロン活動運営者と連携して、活動につながるような機会づくりを進めます。

## (4)社会福祉法人、企業、大学等との連携強化

### ① 背景・課題

- 地域福祉の担い手として、個人やボランティア団体・NPO法人だけではなく、あらゆる組織が関わることが期待されており、中でも社会福祉法人、企業、大学等は大きな力となります。
- 特に社会福祉法人は、平成28年(2016年)4月に施行された改正社会福祉法により「地域における公益的な取組」の実施が法人の責務として位置付けられ、地域の困難な福祉ニーズへの対応が求められています。
- 企業では、社会的な責任を果たすべく、ボランティア活動への取組や地域貢献等のCSR (Corporate Social Responsibility:企業の社会的責任)活動の取組が広がっています。
- 大学等は、その識見を発揮することや学生のボランティア活動等の支援を通じて地域に貢献することが期待されています。

### ② 取組の方向性

- 地域福祉計画・地域福祉活動計画で目指す、地域共生社会づくりに向けた取組への貢献を促進するため、社会福祉法人連絡会(仮称)を設置し、市内の社会福祉法人間の情報の共有を図り、連携についての協議、検討を図ります。
- 企業のCSR活動のニーズを把握し、地域福祉やボランティア活動の活性化につながる取組の実施を検討します。
- 市民の見守りや健康づくりに向けた取組を進めるにあたって、知見やネットワークの活用のために企業や大学等との連携を図ります。

### ■市民(地域)の取組

- 社会福祉法人、企業、大学等の地域福祉活動に関心を持ち、理解を深めます。
- 社会福祉法人、企業、大学等と連携して、地域福祉活動に参加します。

### ■市の取組

取組名	概 要	所 管
社会福祉法人との連携強化	市内の社会福祉法人が自主的に行う公益的な取組について、地域の実情に応じた取組がなされるよう、市と社会福祉協議会との連携強化を行うとともに、公益的な取組内容について市のホームページ等でPRします。	生活福祉課
地域支え合い事業の推進【再掲】	市、社会福祉協議会、商工会の三者協定による「地域支え合い事業」として、社会福祉協議会が中心となって進める「地域おたすけ隊」の取組について、必要な支援を行います。	生活福祉課
有識者の登用	大学、専門学校等の職員について、その知見を市政に反映するため、福祉に係る市の審議会等に登用します。	生活福祉課
要援護高齢者等支援ネットワークの実施	高齢者、障がい者等の異変時における早期発見や早期対応のため、市内事業所に協力を依頼します。また、高齢者等地域見守り活動に関する協定を締結している事業所についても、見守り活動の支援協力を依頼します。	長寿いきがい課 障がい福祉課 産業振興課
子育て応援自動販売機の設置	市の子育て応援を「行政・民間・市民」で推進するため、企業等と連携して、子育て応援(寄附付き)自動販売機を市内の店舗等に設置します。	子育て応援課
子育て家庭優待制度(パパ・ママ応援ショップ)の普及	妊娠中の人や子どもを持つ家庭に優待カードを配布し、協賛店舗等で特典が得られる「子育て家庭優待制度(パパ・ママ応援ショップ)」の周知を図るとともに、協賛店舗等の募集を行います。	子育て応援課
健康づくり事業等の連携	健康づくりに係る事業について、講演会の講師や事業に係る運営協力等、大学、専門学校等と連携した取組を行います。	保健相談センター

### ■社会福祉協議会の取組

取組名	概 要
社会福祉法人との連携	社会福祉法の規定に基づき、社会福祉法人が日常生活又は社会生活上の支援を必要とする人に無料又は低額な料金で提供する「地域における公益的な取組」を進めるとともに、市内の社会福祉法人間の連携、協働体制の構築を協議する機会を設定します。
企業、大学等との連携	地域福祉に関するテーマは多様であり、それに伴って、関係先も多様となっています。移動困難者への対応、防災や減災、農福連携など、従来の福祉分野だけではなく、ビジネスの要素を取り入れた解決策を模索します。また、取組を進めるにあたって、学術的な知見を取り入れるため、大学等との連携を進めます。

## 【目標値】

### 基本目標3. 担い手づくり(専門職から住民一人一人まで地域福祉を支える担い手づくり)

取組名	内容・ねらい	令和4年度 (2022年度) 実績値	令和10年度 (2028年度) 目標値
①ボランティアサポートの養成	「ボランティアには興味があるけど、きっかけがなくて」という人の背中を押す存在として、ボランティアセンターがいます。ボランティアセンターを増やし、より多様な活動の提案を進めます。	ボランティア センター登録者12名	36名
②地域おたすけ隊パートナーの拡大	地域支え合い事業における地域おたすけ隊の活動を個人ではなく、サークル、団体で、職場で応援してくれるパートナーを募集し、みんなで支え合う地域づくりの一助にします。	未実施	5件
③社会福祉法人連絡会(仮称)の設置運営	地域共生社会の実現に向けて、市内の社会福祉法人が連携を強化し、地域住民の困りごとに対応できるよう社会福祉法人連絡会(仮称)を立ち上げ、ネットワークを構築します。	未実施	実施

地域おたすけ隊による付添い移送支援活動



小学校での認知症に関する理解のための福祉教育プログラム



## 4. 環境づくり(誰もが地域で安心して暮らせる環境づくり)

### (1)社会的孤立対策の推進

#### ① 背景・課題

- 「社会的孤立」とは、家族や地域コミュニティなどとの接触がほとんどない状態をいい、本人の感情とは関係なく、他者とのつながりがない状態です。
- OECD(経済協力開発機構)の調査によると、家族以外との付き合いがほとんどない人の割合は、先進国の中で日本が最も高くなっています。その原因は、従来あった「血縁」「地縁」「社縁(会社、職場の縁)」が失われ、新しい時代に合ったつながりが形成されていないためと分析しています。
- 市民意識調査などからも、近所付き合いはあいさつ程度であったり、近所付き合いのない人の割合も増加しており、関係が希薄となってきています。
- 孤立や孤独の原因は、外部に相談しづらいとされる介護や育児とのダブルケア、8050問題、ヤングケアラー、ひきこもりなど、複雑で多様化し、相談しても解決の見通しが持ちにくいものが挙げられます。
- 安心、安全のまちづくりを進めていく上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が課題になっています。
- 孤立や孤独の問題は、健康、幸福感、地域の犯罪率などの相関関係もあることから、国を挙げて取り組む課題となっています。

#### ② 取組の方向性

- 多様かつ複合的な課題を抱えている人が適切な支援や福祉サービスを受けられずに埋もれてしまうことのないよう、行政だけではなく社会福祉協議会をはじめ、地域のあらゆる関係機関がネットワークを構築し、それぞれの強みを生かしながら役割分担を図りつつ、包括的な支援を地域で具現化できる環境を構築します。
- 生活上の不安や困りごとの相談に応じられるような「伴走型支援」を行います。
- 専門職だけではなく、地域住民等が見守る人、見守られる人を特定せずに、日常生活の中で緩やかに見守るネットワーク活動を通じてニーズを把握します。

#### ■市民(地域)の取組

- 認知症高齢者や障がい者等に対して理解を深め、正しい知識を持ちます。
- 一人一人がノーマライゼーションの理念を理解し、誰も排除しない地域を目指します。
- 地域の人と顔見知りになり、困りごとを見聞きした場合は、民生委員・児童委員や各相談機関につなげます。

■市の取組

取組名	概要	所管
民生委員・児童委員の活動支援及び活動への理解促進【再掲】	地域の実態把握、地域での見守り・支え合い活動の推進等、民生委員・児童委員活動を充実するため、活動費の助成、研修等の支援及び地域住民に対して活動への理解を促進することで活動しやすい環境の整備を行います。	生活福祉課
コミュニティソーシャルワーカー(CSW)及び相談支援包括化推進員の配置支援【再掲】	社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカー(CSW)及び相談支援包括化推進員が配置され、円滑な活動が行えるよう、市と社会福祉協議会との連携を強化します。	生活福祉課
生活困窮者自立支援の充実	経済的な問題、社会的孤立及び心身の問題など様々な課題を抱える生活困窮者に対して、相談支援や就労支援等を包括的に行う「自立相談支援センター」を設置し、ハローワーク等の関係機関と連携しながら自立に向けた支援を行います。	生活福祉課
生活困窮家庭の子どもへの学習支援の実施	貧困連鎖の防止を図るため、生活保護世帯又は生活困窮世帯であって、高等学校等に進学する中学生や高等学校在校生に対して学習支援を行います。	生活福祉課
DV(ドメスティックバイオレンス)相談及びDV 防止に向けた啓発活動の推進【再掲】	DV被害者からの相談に応じ、被害者に必要な情報の提供及び支援を行うとともに、DV 防止に向けた啓発活動や DV 防止講座等を行います。	総務課
ひとり親家庭等の自立支援の実施	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭が抱える様々な生活課題についての総合的な相談に応じます。また、自立に向けた教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等の給付を行います。	子育て応援課
伴走型相談支援の実施	妊娠期から出産・子育てまで保健師等が一貫して相談に応じ、切れ目のない支援を行うことで、出産・育児の不安感や孤立感の軽減を図ります。	保健相談センター
ケアラー・ヤングケアラー支援の充実	ケアラー・ヤングケアラーの啓発活動等を行うとともに、子育て、高齢、障がい、生活困窮、保健、教育等の関係各課と連携した相談体制等の整備を行います。	生活福祉課 子育て応援課 保健相談センター
障がい者就労支援センター及び地域活動支援センターの充実	障がい者等の就労、雇用等の相談支援を行う「障がい者就労支援センター」の設置とともに、社会との交流促進のため地域での創作活動等を行う「地域活動支援センター」を設置し、充実を図ります。	障がい福祉課
ひきこもり支援の充実	自立相談支援センターと連携し、ひきこもり状態にある本人やその家族に対する相談体制等を整備するとともに、関係機関・団体等とのネットワークの構築を図ります。	保健相談センター
自殺対策の推進	国の自殺総合対策大綱及び県の自殺対策計画等を踏まえ、市における自殺対策を推進するため、自殺対策計画を策定し、関係機関とのネットワークの強化、相談体制の強化、普及啓発等を総合的に展開します。	保健相談センター

取組名	概要	所管
いじめ防止及び不登校対策の推進	いじめ防止や不登校対策について、学校、家庭、地域等が一体となって早期発見・対応を図るとともに、教育センターを中心とした教育相談体制の充実及び心理的影響や体調不良等、不登校状態にある児童・生徒に対し、教育支援センター(ユリイカ)において必要な支援を行います。	学校教育課
再犯防止等の推進	罪を犯した人が地域で安定した生活を送ることができるよう、国や県の施策及び市保護司会等の関係機関と連携した取組を行うことにより、再犯防止等を推進します。	生活福祉課

#### ■社会福祉協議会の取組

取組名	概要
犯罪抑止や犯罪防止のための対応の促進	福祉的な支援を要する人への支援について、自主事業や受託事業の枠を超えた総合的な対応を促進します。
専門職による伴走型支援	生活上の不安や困りごとを相談できる人が身近にいない人に対し、専門職による伴走型支援を行います。
孤立しやすい世帯に対する専門職と地域をつなぐ活動の支援	複合的な課題を抱える孤立しやすい世帯への対応のため、高齢や障がい、児童など、異なる専門分野を超えて地域の課題解決に向けて話し合いができる機会づくりを進めるとともに、民生委員・児童委員や地域ボランティアとも課題や情報が共有できる活動を支援します。

## (2)福祉サービスの苦情解決体制の強化

### ① 背景・課題

- 福祉サービス利用者の利益を保護し、権利を擁護するための仕組みとして「苦情解決体制」を設置することが福祉サービス事業者に義務付けられています。
- 福祉サービス事業者は、利用者からの信頼を得て、適切な福祉サービスが提供できるよう、様々な苦情に誠実かつ迅速に対応する必要があります。
- 苦情内容の把握や分析を行い、検証を踏まえて必要な業務改善を着実に行うことが重要となっています。あわせて、福祉サービス第三者評価等を活用して、良質な福祉サービスの提供や質の向上に努めることが望まれています。

### ② 取組の方向性

- それぞれの福祉サービス事業者が、サービスや従事する職員の資質の向上を図ることができる環境づくりに努めます。
- 市では、地域の総合的な相談窓口としての充実を図るとともに、事業者に対して、県と連携して適切に指導監査等を実施します。

### ■市民(地域)の取組

- 第三者評価等を参考に適切な福祉サービスが提供できる事業者を選択します。
- 福祉サービスの質の向上のため、利用者調査に協力します。
- 問題があった場合は、苦情解決制度を利用して、事業者と話し合います。

### ■市の取組

取組名	概 要	所 管
福祉サービス第三者評価の普及	市が所管する社会福祉法人に対し、県が実施している福祉サービス第三者評価を周知するとともに、社会福祉法に基づく苦情解決体制について、適正に福祉サービスが実施されているか定期的に確認をします。	生活福祉課 障がい福祉課 子育て応援課 長寿いきがい課
社会福祉法人の指導監査等の実施	市が所管する社会福祉法人に対し、社会福祉法人指導監査実施要綱に基づき、指導監査を定期的に実施するとともに、県が行う施設監査の状況を把握するなど、福祉事業者の情報を把握し、必要な対応を行います。	生活福祉課 障がい福祉課 子育て応援課 長寿いきがい課

### ■社会福祉協議会の取組

取組名	概 要
苦情解決制度の充実	法令や規程に基づき、福祉サービスに関する苦情解決の仕組みを整備し、その周知を進め、サービスの質の向上を図ります。

## (3)誰にも優しいまちづくりの推進

### ① 背景・課題

- 誰にも優しいまちづくりを考えたときに、その中心的なものとして「バリアフリー」という考え方が広がっています。
- バリアフリーとは、多様な人が社会に参加する上での障壁(バリア)を無くすことで、多様な人たちのことが考慮されていない社会は、様々な場面において生活の不便を生じさせ、あらゆる人たちの社会参加を困難にします。
- 障壁(バリア)には、①物理的、②制度的、③文化・情報、④意識の4つがあると考えられ、バリアの解消には、物理的な環境の整備だけではなく、意識啓発や情報提供の充実を図ることで、様々な社会的障壁を取り除いていく必要があります。

### ② 取組の方向性

- 年齢、性別、国籍、障がいの有無によることなく、全ての人が安全で快適に移動や施設利用ができるよう必要な対策を講じます。
- 地域公共交通等の移動手段の充実を図るとともに、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進します。

- 情報弱者と呼ばれる人たちに対し、それぞれの特性を踏まえた情報提供の対応を進めます。
- 意識上のバリアを無くすためには、バリアを感じている人の身になって、行動を起こすことでの「心のバリアフリー」の取組を進めます。
- これらの取組を通じて、様々な立場にある人たちを理解し、無理解や差別を無くしていくための普及啓発を推進します。

### ■市民(地域)の取組

- 情報が得られず困っている人がいることに気付き、手助けできるようにします。
- 人々の多様性について理解し、お互いを尊重し合います。
- それぞれの人に応じた配慮について理解し、相手の意向にあった配慮ができるよう、正しい理解を深めます。

### ■市の取組

取組名	概要	所管
バリアフリーのまちづくりの推進	公共交通・公共公益施設については、高齢者や障がい者が安全で安心して利用できるバリアフリー化の考え方や全ての人が利用しやすいというユニバーサルデザインの考え方方に配慮し、人に優しいまちづくりを推進します。	都市計画課
道路環境の整備	高齢者、障がい者、児童・生徒等、誰にでも安心して安全に利用しやすい歩行空間を確保するため、道路環境の改善を状況に応じ行います。	建設課
公共建築物におけるバリアフリーの推進	公共施設長寿命化計画や公共施設再編計画に基づき、公共建築物の大規模修繕や長寿命化改修時に合わせて、ユニバーサルデザイン化やバリアフリー化を進めています。	財政課
地域公共交通による移動支援	地域公共交通協議会において地域公共交通計画を策定し、将来にわたって地域のニーズや特性に応じた持続可能な生活交通を維持・確保するとともに、誰もが利用しやすい移動の支援に取り組みます。	危機管理課
障がい者の移動支援の実施	障がいのある人が社会参加し、生きがいを持って生活できるよう、福祉タクシーの利用料金の助成、自家用自動車等の燃料費、運転免許取得費、自動車改造費、障がい児通学奨励費の補助を行うなど、外出のための支援を行います。	障がい福祉課
地域おたすけ隊による外出支援の実施	市、社会福祉協議会、商工会の三者協定による「地域支え合い事業」として、社会福祉協議会が中心となって進める地域おたすけ隊による外出支援の実施について、社会福祉協議会と連携した支援を行います。	生活福祉課
障がい者等の駐車場の整備	公共施設に障がいのある人が優先して駐車できる青色塗装された「車椅子使用者用駐車区画」を整備するとともに、埼玉県が実施する「埼玉県思いやり駐車場制度」を推進します。	障がい福祉課

取組名	概要	所管
赤ちゃんの駅の普及促進	乳幼児のいる子育て中の家族が安心して外出できる環境づくりを進めるため、誰でも自由におむつ替えや授乳が行える赤ちゃんの駅の設置・普及促進を図るとともに、公共施設への整備を行います。	子育て応援課
きらきらスペース・キッズコーナーの設置	公共施設に妊婦や乳幼児連れの人が優先して駐車できる場所(愛称:きらきらスペース)を整備するとともに、公共施設において安心して乳幼児を遊ばせができるキッズコーナーを設置します。	子育て応援課
障がい者の差別の解消等の啓発	「障がい者週間」を契機として、広報ひだかや市のホームページ等により、障がい者に対する理解、障がい者の差別の解消等を図るための普及啓発活動を行います。	障がい福祉課
手話通訳者・手話奉仕員の養成・利用促進	手話通訳者養成講習会の開催等により、手話通訳者・手話奉仕員を養成するとともに、制度の周知を図り、各種講演会等における利用促進を図ります。	障がい福祉課
図書館におけるサービスの充実	点字図書・大活字本の充実、録音図書・布の絵本の製作、盲人用郵便制度を活用した図書の貸出し等を行い、視覚障がい者や障がいのある子ども、高齢者等への図書サービスの充実を図ります。	生涯学習課
情報のバリアフリーの充実	広報ひだかの音声化とその活用を支援するとともに、ウェブアクセシビリティに対応した市のホームページを運営することにより、情報のバリアフリーの充実を図ります。	市政情報課 障がい福祉課
介護マークの普及促進	介護者が介護の際に身に付け、介護していることを周囲に理解してもらい、介護者の精神的負担を軽減するため、介護マークを配布し、普及啓発を行います。	長寿いきがい課
ヘルプマーク・ヘルプカードの普及促進	障がい者、高齢者等で手助けが必要な人が身に付けておくことで困ったときに周囲の人から支援や配慮を得やすくなるため、ヘルプマークを配布するとともに、ヘルプカードを作成・配布し、普及促進を行います。	障がい福祉課
マタニティマークの普及促進	妊娠婦が交通機関等を利用する際に身に付け、周囲が妊娠婦への配慮を示しやすくなるため、マタニティマークを配布し、普及促進を行います。	保健相談センター
人権啓発等の推進	人権への理解と意識の高揚を図るため、人権啓発研修会・人権啓発講演会の開催や啓発活動を行うとともに、人権侵害等に対応するため、人権擁護機関との連携を図り人権相談事業を行います。	総務課
人権教育の推進	人権への理解と意識の高揚を図るため、人権講演会・研修会の開催や啓発活動を行うとともに、児童・生徒に対して人権作文や人権標語作品の募集、学校、家庭、地域連携による人権学習の取組を行います。	生涯学習課 学校教育課
男女共同参画の推進	家庭、地域、職場、教育等における男女共同参画社会を推進するため、講演会の開催や広報紙等による啓発活動、女性相談を行います。	総務課

取組名	概要	所管
外国人市民にも優しいまちづくりの推進	外国人市民が地域で孤立することなく、安心して支え合いながら暮らすことができるよう、市国際交流協会と連携し、日本語教室や相談サロン等の支援事業を行うとともに、災害時等に的確な情報を周知するため、多言語による情報提供の充実及び通訳・翻訳ボランティアの増員を図ります。	総務課
ワーク・ライフ・バランスの啓発	仕事と生活の調和実現に向けて、多様で柔軟な働き方が選択できるよう、事業主や労働者に対し、意識啓発を図るとともに、広報紙等を活用した情報提供を行います。	産業振興課
結婚活動の支援	少子化対策の一環として、結婚を望む独身男女に出会いと交流の場を提供するため、婚活イベントの実施及び「SAITAMA出会い系サポートセンター協議会」への加入を行います。	生活福祉課

#### ■社会福祉協議会の取組

取組名	概要
情報弱者をつくるない環境づくり	社会的な障壁(バリア)のうち、情報提供について、高齢や障がいにより、必要な情報が得られないことのないよう、朗読、手話、点字などのボランティア活動の充実を図るとともに、必要な支援を実施します。 また、ICT化(高度情報化)が進み、インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる人とできない人との間に生じる格差を意識した対応を進めます。
移動困難者への支援	高齢や障がい、病気などにより外出が困難な人へ、支援者の派遣調整や移送支援活動を実施する団体への支援を行います。
地域おたすけ隊パートナー制度(仮称)	運転を伴う付添い移送支援を実施する地域おたすけ隊の運転協力者を確保するため、サークル、団体、事業所等の単位で支援するパートナーを募集し、地域おたすけ隊の運営を支援します。

#### 【目標値】

##### 基本目標4. 環境づくり(誰もが地域で安心して暮らせる環境づくり)

取組名	内容・ねらい	令和4年度 (2022年度) 実績値	令和10年度 (2028年度) 目標値
①手話ミニ講座等の開催支援	手話を学ぶためには、手話講習会などで本格的に学ぶ機会を得る必要があります。学校や職場、サークルなどの単位で身近に手話に触れることができる「ミニ講座」を開催できるよう支援します。	実績なし	年4回
②地域おたすけ隊における運転協力会員の拡充	地域おたすけ隊で運転を伴う支援をする運転協力会員が減少しています。地域の高齢者の移送を支えるため、運転協力者の拡充を図ります。	24人	48人

## 【コラム 6】「民生委員・児童委員とは？」

皆さんの身边に、民生委員・児童委員と呼ばれる人がいるのはご存知ですか。

「民生委員」は、民生委員法(昭和23年法律第198号)に基づき、県知事の推薦によって、厚生労働大臣から委嘱される非常勤の地方公務員です。

法律では、「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めること」とされ、その職務も細かく規定されています。

また、全ての民生委員は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)によって、「児童委員」も兼ねており、「妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談や支援を行う」と定められています。民生委員・児童委員の中から厚生労働大臣に指名され、児童福祉に関する事項を専門に担当する「主任児童委員」もいます。

### 「民生委員・児童委員の活動は？」

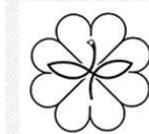
少子・高齢化の進展により、子育てや介護の悩みを抱える人や障がいのある人、高齢者等が孤立し、必要な支援を受けられない場合があります。民生委員・児童委員は地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を果たします。

### 「誰が民生委員・児童委員になるの？」

こうした役割を果たすため、地域の実情を良く知り、福祉活動に理解と熱意がある等の要件を満たす人が対象になります。市に設置した「民生委員推薦会」が県知事に推薦し、県知事が「県社会福祉審議会」の意見を踏まえて、厚生労働大臣に推薦します。この推薦を受けて、大臣が委嘱します。任期は3年間です。

ボランティアとして活動するため、交通費や研修参加費等は支払われますが、給与は支払われません。日高市の定数は、令和4年(2022年)12月1日の一斉改選時で、民生委員・児童委員が103人、主任児童委員が6人です。

### 民生委員・児童委員のマーク



幸せのシンボルである四つ葉のクローバーの中に、民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕を表す。

## 第5章 計画の推進

### 1. 協働による計画の推進

「誰もがつながる安心と支え合いの地域づくり」を実現するためには、市や社会福祉協議会の取組だけではなく、地域で生活をしている市民一人一人との協働が必要です。また、地域住民が抱える多種・多様化する福祉ニーズに対応するためには、地域の中で活動する福祉サービス提供事業者・関係機関・団体等の地域福祉の担い手も含め、それぞれの役割を明らかにし、相互に連携を図りながら協働していくことが必要です。

#### (1)市民(地域)

- 地域福祉の推進主体であることを自覚し、地域福祉に対する意識を高めます。
- 地域福祉活動の担い手として地域活動・福祉活動を行います。

#### (2)福祉サービス提供事業者・関係機関・団体等

- 福祉サービス提供事業者は、利用者の自立支援を基本とし、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容の情報提供及び関係機関等との連携強化を図ります。
- 関係機関・団体等は、相互連携を図るとともに、社会福祉協議会及び市と連携・協力して、地域福祉活動を推進します。

#### (3)社会福祉協議会

- 地域福祉活動の中心的な担い手として地域に出向き、地域福祉活動への住民参加の機会を拡充するコーディネート活動を行うとともに、市・福祉サービス提供事業者・関係機関・団体等と連携し、地域福祉活動を総合的に推進します。

#### (4)市

- 多種・多様化するニーズを的確に把握し、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に努め、社会福祉協議会・福祉サービス提供事業者・関係機関・団体等と連携しながら地域に根ざした施策の展開を図るとともに、きめ細かい福祉サービスを総合的に推進します。

## 2. 推進体制

本計画の地域福祉に関する施策の進行状況やその評価を行う際は、計画の推進と同様、地域福祉活動を担う関係者と連携し進行管理を行う必要があります。

また、地域福祉を効果的に推進するためには、計画の内容を広く市民及び本計画に関係する全ての人が共有し、共通の理解を持つことが重要です。

このため、「日高市地域福祉計画策定等委員会」を引き続き設置するとともに、市民及び関係機関・団体等の地域福祉活動への参画を促すため、市や社会福祉協議会の広報紙、ホームページ等を通じ、本計画と進行状況を周知します。

### (1)日高市地域福祉計画策定等委員会の設置

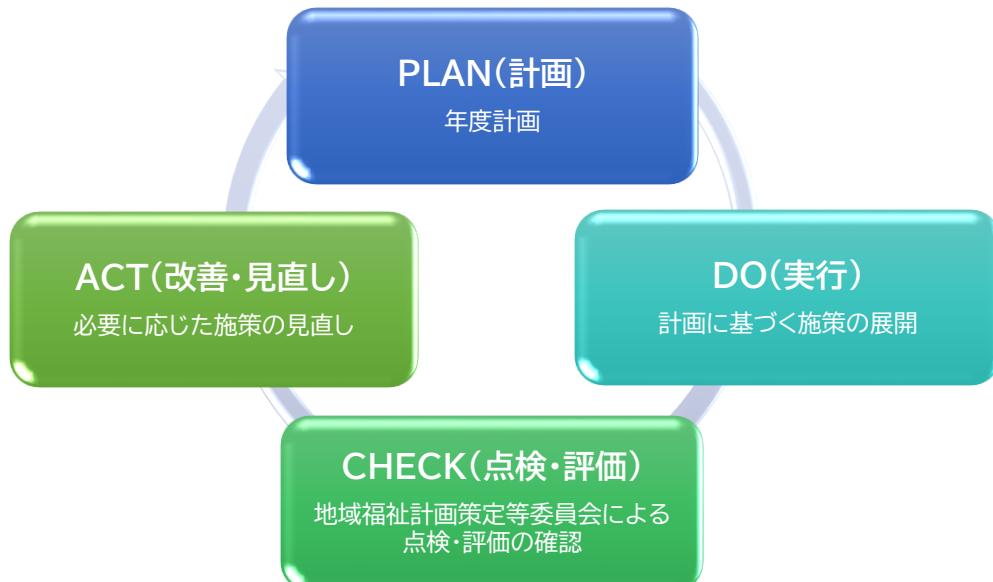
公募による市民代表や区、民生委員・児童委員、地域福祉活動を担う関係団体、関係機関、学識経験者による「日高市地域福祉計画策定等委員会」を置し、本計画の進行状況について点検・評価の確認を行い、効果的な計画の進行管理を図ります。

### (2)計画の評価

本計画を実行性のあるものとしていくため、施策の進行状況について点検・評価することが重要なことから、下記の図のとおり、Plan(計画)、Do(実行)、Check(点検・評価)、Action(改善・見直し)によるマネジメントサイクルを導入し、計画の進行管理を実施していきます。

なお、Check(点検・評価)については、毎年度、事業を所管する部署において、自己点検・評価を行い、日高市地域福祉計画策定等委員会で進行状況の確認を行います。

#### ■進行管理のPDCAマネジメントサイクル



### 3. 事業活動の財源

事業活動の財源については、市の一般財源のほか、社会福祉協議会においては社協会員会費、共同募金配分金、寄附金等の財源を確保し、効果的に活用します。

また、事業活動の内容によって、利用者負担を求めるなど、財源確保に努めます。

さらに、事業活動の財源の確保に向けて、事業活動を評価・周知し、引き続き市民の理解と協力を求めていくとともに、自主財源の確保に向けた新たな取組の検討等、財源確保方策の検討を進めます。

# 第6章 資料編

## 1. 用語の解説

### あ行

#### ■アウトリーチ

福祉的な問題や課題を潜在的に抱えている人で自発的に援助を求めてこない人に対して、支援機関が本人のもとに出向いて必要な支援を行ったり、福祉サービスの利用に結び付けたりする活動のこと。

#### ■インフォーマルサポート

制度に基づいて公的機関が行う福祉サービス(フォーマルサービス)に対して、家族や知人、近隣住民、自治会、ボランティアなどの専門職員ではない人たちが行う援助活動のこと。フォーマルサービスの対義語として「インフォーマルサービス」という場合もあります。

#### ■ウェブアクセシビリティ

高齢者や障がい者といった、ホームページ等の利用に何らかの制約があつたり利用に不慣れな人々を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できることを意味します。

#### ■NPO(エヌピーオー)

「ノン・プロフィット・オーガニゼーション(Non-Profit Organization)」(利潤を分配しない組織)の頭文字を取ったもので、通常、「民間非営利組織」と呼ばれています。株式会社や営利企業とは違い、収入から費用を差し引いた利益を関係者に分配せず、次の活動の資金とする組織のこと。

### か行

#### ■教育支援センター

様々な理由で学校に行きたくても行けずに休んでいる児童生徒に対して、教育相談を中心に、自立への援助と学校生活への復帰を支援するための教室のこと。

#### ■協働

市民、市民活動団体、行政など複数の主体が役割と責任を分担し、協力・連携して同じ目的に向かって活動すること。

### ■ケアラー・ヤングケアラー

ケアラーとは、高齢、身体上又は精神上の障がい又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する人であり、そのうち18歳未満の人をヤングケアラーといいます。

### ■ゲートキーパー

心理的・社会的问题や生活上の問題、健康上の問題を抱えている人等の自殺の危険を示すサインに気付き、適切な対応(声を掛け、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができること。

### ■権利擁護

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な人が様々な局面で不利益を被ることのないように弁護士又は擁護する制度の総称のこと。「日常生活自立支援事業(あんしんサポートねっと)」としては、成年後見制度を補完する形で、認知症など判断能力が十分でない人が福祉サービス利用を支援するための事業(福祉サービス利用援助、日常生活上の手続援助、日常金銭管理、書類預かりサービス)を社会福祉協議会が実施しています。

### ■子ども食堂・地域食堂

子どもや保護者、地域の人が一人でも行くことができる無料又は低価格で食事や居場所を提供するコミュニティのこと。

## さ行

### ■再犯防止計画

再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)に基づき、犯罪や非行をした者が社会復帰後、地域社会で孤立させない支援を行うことで再犯防止に資する行政計画のこと。

### ■市民後見人

認知症や障がいなどで判断能力が不十分になった本人に変わって、紛争性の少ない日常的な金銭管理などを行う、弁護士や司法書士などの資格をもたない、一定の知識を身に付けた一般市民の成年後見のこと。

### ■市民コメント

日高市市民参加条例(平成20年条例第25号)により、対象施策等の実施の過程で、市の機関がその案、趣旨等を公表し、市民からの意見の提出を求め、その意見に対する考え方等を公表すること。

## ■重層的支援体制整備事業

地域住民やその世帯の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援(属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援)」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施すること。

## ■生活困窮者

生活保護は受給していないが、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のこと。

## ■生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的として、地域でのコーディネート機能(担い手の育成、サービス開発、ネットワーク構築等)の役割を担う人のこと。市では第1層(市全域)及び第2層(日常生活圏域)にそれぞれ配置しています。

## ■生活支援体制に係る協議体

生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進するため、市が主体となって設置する協議体のこと。コーディネーターの組織的な補完や地域ニーズの把握、地域づくりにおける情報交換の場、働きかけの場等としての役割を担います。

## ■成年後見制度

判断能力の不十分な認知症高齢者や障がいのある人等を保護するための民法上の制度で、本人の財産管理や施設等への入退所等の契約を適切な保護者(後見人、保佐人、補助人)が代行して行うことで、本人の権利を守る制度のこと。

## ■相談支援包括化推進員

単独の組織で対応が困難な複雑・複合的な課題に関係機関等と連携を図りながら解決に向けた全体調整を行う相談支援機関のコーディネーターのこと。複合的な課題を抱える相談者等を支援する役割として、「相談者等が抱える課題の把握」、「相談支援機関等との連絡調整」、「相談支援機関等による支援の実施状況の把握及び支援内容等に関する指導・助言」等を行います。

## ■ソーシャルビジネス

子育て・高齢者・障がい者の支援や地域活性、環境保護など様々な社会問題の解決を目指して事業を展開し、社会貢献を目指す取組のこと。

## た行

### ■多機関協働

重層的支援体制整備事業において、複雑化・複合化した課題については、適切に多機関協働事業につなぐことを基本としており、各種支援機関等との連携を図りながら支援を行うものとされています。

### ■ダブルケア

晩婚化・晚産化等を背景に、育児期にある人(世帯)が親の介護も同時に担うこと。

### ■地域おたすけ隊

元気な高齢者等のボランティアが、援助を必要とする高齢者等の生活支援を行う地域支え合い活動を行う地域のボランティア組織のこと。ボランティアは、謝礼を地域商品券で受け取り、地域支え合い協力店で利用することが可能で、高齢者等への生活支援、元気な高齢者等の生きがいや介護予防、地域経済の振興を図ることができます。

### ■地域共生社会

制度や分野ごとに存在する「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

### ■地域ケア会議

地域包括ケアシステムの構築に向け、多職種が協働し支援内容を検討することで個別課題の解決を支援することのほか、地域関係機関等の相互連携を高め、地域包括支援ネットワークを構築するなど、高齢者支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を図るための会議のこと。

### ■地域公共交通協議会

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行う組織です。

### ■地域公共交通計画

地域にとって望ましい旅客運送サービスの姿を明らかにする公共交通の「マスターplan」の役割を果たすものです。

### ■地域包括ケアシステム

主に、高齢期のケアを念頭に置いた概念として使用されており、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のこと。

### ■地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、介護保険やその他福祉サービスを適切に利用するため、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャー等の専門スタッフが、総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプランの作成等の総合的なケアマネジメントを担う中核機関のこと。

### ■チームオレンジ

地域で暮らす認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーター等を中心とした支援を結び付ける組織のこと。

### ■DV(ドメスティックバイオレンス)

同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のこと。近年ではDVの概念は同居の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もあります。

な行

### ■認知症サポーター

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをする人のこと。自治体等が実施する認知症サポーター養成講座を受講することで認知症サポーターになることができます。

### ■ノーマライゼーション

障がい者と健常者がお互い特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方のこと。また、それに向けた運動や施策なども含まれます。

は行

### ■8050(ハチマルゴーマル)問題

高齢の親と働いていない独身の子が同居している世帯に生じる問題のこと。生活を支えてきた親の高齢化に伴い、経済的困窮や社会的孤立に陥る可能性が指摘され、80代の親と50代の子がいる世帯であることが多く、象徴的に「8050」と呼ばれています。

### ■バリアフリー

誰もが地域の中で安心・快適に暮らせるように、社会基盤や施設、制度上の障壁、心理的な障壁(バリア)等を取り除くこと。

## ■ひきこもり

様々な要因によって社会的な参加の場面が狭まり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のこと。

厚生労働省「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」では、様々な要因の結果として、社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしている場合も含む)を示す現象概念とされています。

## ■フードパントリー

ひとり親家庭や生活困窮世帯など、様々な理由で日々の食品や日用品の入手が困難な人に対して、企業や団体などからの提供を受け、身近な地域で無料で配布する活動(場所)のこと。

フードバンク、フードドライブとの違いは、フードバンクは、個人や企業から寄付された食料をフードパントリーや福祉団体などに提供する仲介組織のことを指します。フードドライブは、家庭などで食べきれないで余っている食品を持ち寄り、施設・フードバンクなどに提供・寄付する活動のことを指します。

## ■フォーマルサービス

制度に基づいて公的機関が行う福祉サービスのこと。家族や知人、近隣住民、自治会、ボランティアなどの専門職員ではない人たちが行う援助活動(インフォーマルサービス)の対義語として使用します。

## ■福祉委員

社会福祉協議会が行政区の区長に委嘱するもので、地域活動を円滑・効果的に推進することを目的に地域福祉活動の普及と地域住民と社会福祉協議会との連絡調整を行う役職のこと。

## ■福祉避難所

避難所生活を余儀なくされた要配慮者(高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者)が、介護等の専門的な支援を受けながら避難所生活を送るための施設のこと。

## ■保護司

保護司法(昭和25年法律第204号)に基づき法務大臣より委嘱され、地域社会の中で、ボランティアとして、犯罪をした人や非行のあった少年等の立ち直りの援助や、地域住民からの犯罪や非行の予防に関する相談に応じ、必要な助言・指導を行う等、更生保護行政の重要な役割を担っています。

## ■フレイル

健康と要介護・寝たきりの間を指し、加齢によって心身が老い衰え、社会とのつながりが減少した状態のこと。

## ま行

### ■民生委員・児童委員

民生委員制度は民生委員法に基づき厚生労働大臣より委嘱された人が、地域住民から社会福祉に関する相談を受け、支援を行う制度のこと。

民生委員は、地域住民が地域で安心して自立した生活が送れるように、地域住民と行政や社会福祉施設等をつなぐパイプ役として活動し、また、児童福祉法に基づいた児童委員も兼務しています。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行います。

## や行

### ■ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、国籍等に関わらず多様な人々が利用しやすいように、あらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

## 2. 関係法令等

### (1)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)

#### 第10章 地域福祉の推進

##### 第1節 包括的な支援体制の整備

###### (地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務)

**第106条の2** 社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの(市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。)は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- (1) 児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第10条の2に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- (2) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第2項に規定する母子健康包括支援センターを経営する事業
- (3) 介護保険法第115条の45第2項第1号に掲げる事業
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業
- (5) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条第1号に掲げる事業

###### (包括的な支援体制の整備)

**第106条の3** 市町村は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- (1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- (2) 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- (3) 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

- 2 厚生労働大臣は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(重層的支援体制整備事業)

**第106条の4** 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

- 2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

(1) 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第115条の45第2項第1号から第3号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第59条第1号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第3条第2項各号に掲げる事業

(2) 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

(3) 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第115条の45第1項第2号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第115条の45第2項第5号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第9号に掲げる事業

ニ 子ども・子育て支援法第59条第9号に掲げる事業

(4) 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

(5) 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

(6) 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

- 3 市町村は、重層的支援体制整備事業(前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。)を実施するに当たつては、母子保健法第22条第2項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の2第1項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第3条第2項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。
- 4 市町村は、第2項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### (重層的支援体制整備事業実施計画)

**第106条の5** 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第106条の3第2項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画(以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。
- 3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

**(支援会議)**

- 第106条の6** 市町村は、支援関係機関、第106条の4第4項の規定による委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者(第4項及び第4項において「支援関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援会議」という。)を組織することができる。
- 2 支援会議は、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。
- 3 支援会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、支援関係機関等に対し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 支援関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がないのに、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

**第2節 地域福祉計画**

**(市町村地域福祉計画)**

- 第107条** 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。
- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするとときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

**(都道府県地域福祉支援計画)**

- 第108条** 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「都道府県地域福祉支援計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - (2) 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
  - (3) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
  - (4) 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
  - (5) 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

### 第3節 社会福祉協議会

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

**第109条** 市町村社会福祉協議会は、1又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
  - (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
  - (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
  - (4) 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- 2 地区社会福祉協議会は、1又は2以上の区(地方自治法第252条の20に規定する区及び同法第252条の20の2に規定する総合区をいう。)の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
- 3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第1項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。

- 4** 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第1項各号に掲げる事業を実施することができる。
- 5** 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の総数の5分の1を超えてはならない。
- 6** 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

## (2)日高市地域福祉計画策定等委員会設置要綱(平成20年告示第263号)

### (設置)

**第1条** 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく日高市地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定及び進行管理を行うとともに、同法第55条の2第6項の規定による社会福祉充実計画に係る意見聴取を行うため、日高市地域福祉計画策定等委員会(以下「委員会」という。)を置く。

### (所掌事務)

**第2条** 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画に関する調査及び研究並びに計画案又は計画変更案の作成に関すること。
- (2) 計画の進行状況の確認に関すること。
- (3) 社会福祉充実計画に係る意見聴取に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画に係る必要な事項に関すること。

### (組織)

**第3条** 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

**2** 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 社会福祉、保健又は医療に関係する者
- (4) 知識経験を有する者

### (任期)

**第4条** 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

**第5条** 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。**
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。**
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。**

**(会議)**

**第6条** 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。**

**(庶務)**

**第7条** 委員会の庶務は、福祉子ども部生活福祉課において処理する。

**(雑則)**

**第8条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

日高市地域福祉計画策定等委員会名簿

職名	氏名	区分	所属
	宮崎 恭子	1号	市民(公募)
	江頭 嘉則	2号	区長会の代表
	結城 君枝	2号	たかね地域おたすけ隊
	水越 映子	2号	日高市民生委員・児童委員協議会
	伊藤 真知子	3号	社会福祉法人晃和会(高萩地域包括支援センター)
委員長	大野 真	3号	日高市障がい者相談支援センター
	津田 純子	3号	地域子育て支援センター ちきんえっへ
副委員長	菱沼 幹男	4号	日本社会事業大学(社会福祉学部教授)

### (3)日高市地域福祉計画検討委員会設置規程(平成18年訓令第2号)

**(設置)**

**第1条** 日高市事務組織規則(平成17年規則第31号)第13条の規定に基づき、日高市福祉計画検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

**(所掌事務)**

**第2条** 委員会は、次に掲げる計画の策定及び見直しその他当該計画に係る必要な事項について調査審議する。

- (1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する市町村地域福祉計画
- (2) 障がい者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する市町村障がい者計画
- (3) 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する市町村障がい福祉計画
- (4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項に規定する市町村障がい児福祉計画
- (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画及び介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画
- (6) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条に規定する市町村行動計画
- (7) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画

#### (組織)

**第3条** 委員会は、委員22人以内をもって組織する。

2 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

#### (委員長及び副委員長)

**第4条** 委員会に委員長を置き、福祉子ども部長の職にある者をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、健康推進部長の職にある者をもって充てる。

3 委員長は、委員会の事務を掌理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

**第5条** 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に出席する委員を指名することができる。

#### (作業部会)

**第6条** 委員会に、所掌事務に係る専門的事項を調査研究するため、別表第2に掲げる作業部会を置く。

2 作業部会の委員は、職員のうちから市長が任命する。

3 作業部会に、部会長及び副部会長を置き、作業部会の委員の互選により定める。

4 部会長は、作業部会の事務を掌理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 作業部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

7 部会長は、会議が終了したときは、その経過及び結果を整理し、委員長に報告するものとする。

(関係職員の出席等)

**第7条** 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係職員から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

**第8条** 委員会の庶務は、福祉子ども部生活福祉課において処理する。

(委任)

**第9条** この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮つて定める。

**別表第1(第3条関係)**

福祉子ども部長、健康推進部長、政策秘書課長、市政情報課長、財政課長、総務課長、危機管理課長、税務課長、環境課長、産業振興課長、市民課長、生活福祉課長、障がい福祉課長、子育て応援課長、長寿いきがい課長、保険年金課長、保健相談センター所長、建設課長、都市計画課長、市街地整備課副参事、学校教育課長、生涯学習課長

**別表第2(第6条関係)**

地域福祉計画策定作業部会  
障がい者・障がい福祉・障がい児福祉計画策定作業部会  
高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定作業部会  
次世代育成支援行動計画策定作業部会  
子ども・子育て支援事業計画策定作業部会

**(4)日高市福祉複合課題調整チーム要綱(令和5年2月20日告示第39号)**

(設置)

**第1条** 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第106条の4第2項第5号及び第6号に規定する事業を実施するため、日高市福祉複合課題調整チーム(以下「調整チーム」という。)を設置する。

(定義)

**第2条** この要綱において「専門職」とは、次に掲げる資格のいずれかを有する者をいう。

- (1) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第2条第1項に規定する社会福祉士
- (2) 精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)第2条に規定する精神保健福祉士
- (3) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第2条に規定する保健師

**(所掌事務)**

**第3条** 調整チームは、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 市の組織間、社会福祉法人日高市社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」という。)及び関係機関との連携強化に関すること。
- (2) 複雑化及び複合化した課題を抱えた困難ケースの調整及び解決又は支援策の検討に関すること。
- (3) 日高市地域福祉計画に規定する包括的な相談支援体制の在り方に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、福祉の相談体制の強化を図るために必要な事項に関すること。

**(組織)**

**第4条** 調整チームは、次に掲げる市の職員及び外部メンバーをもって組織する。

- (1) 生活福祉課長
- (2) 生活福祉課地域福祉担当の職員 1人
- (3) 生活福祉課生活支援担当の職員のうち相談業務に従事する専門職の職員 1人
- (4) 障がい福祉課障がい福祉担当の職員のうち相談業務に従事する専門職の職員 1人
- (5) 子育て応援課こども家庭センター担当の職員のうち相談業務に従事する専門職の職員 1人
- (6) 長寿いきがい課高齢者支援担当の職員のうち相談業務に従事する専門職の職員 1人
- (7) 日高市立保健相談センター保健相談担当の職員のうち相談業務に従事する専門職の職員 2人

2 外部メンバーは、社会福祉協議会の職員のうちから市長が委嘱する。

**(リーダー)**

**第5条** 調整チームにリーダーを置き、生活福祉課長をもって充てる。

- 2 リーダーは、調整チームの事務を掌理する。
- 3 リーダーに事故があるときは、あらかじめリーダーが指定するメンバーがその職務を代理する。

**(会議)**

**第6条** 調整チームの会議は、リーダーが招集し、その議長となる。

**(関係職員及び関係機関の職員の出席等)**

**第7条** リーダーは、必要に応じて関係職員及び関係機関の職員(以下「関係職員等」という。)の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係職員等から資料の提出を求めることができる。

**(庶務)**

**第8条** 調整チームの庶務は、福祉子ども部生活福祉課において処理する。

**(委任)**

**第9条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、リーダーが会議に諮って定める。

## (5)新・社会福祉協議会基本要項(平成4年4月全国社会福祉協議会)【抜粋】

### I. 社会福祉協議会の性格、活動原則、機能

#### 1. 社会福祉協議会の性格

社会福祉協議会は、

- ① 地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者等により構成され、
- ② 住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことができる地域福祉の実現をめざし、
- ③ 住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整および事業の企画・実施などを行う、
- ④ 市区町村、都道府県・指定都市、全国を結ぶ公共性と自主性を有する民間組織である。

#### 2. 社会福祉協議会の活動原則

社会福祉協議会は、次の原則を踏まえ、各地域の特性を生かした活動を進める。

- (1) 広く住民の生活実態・福祉課題等の把握に努め、そのニーズに立脚した活動を進める。  
【住民ニーズ基本の原則】

- (2) 住民の地域福祉への関心を高め、その自主的な取組を基礎とした活動を進める。  
【住民活動主体の原則】

- (3) 民間組織としての特性を生かし、住民ニーズ、地域の福祉課題に対応して、開拓性・即応性・柔軟性を発揮した活動を進める。  
【民間性の原則】

- (4) 公私の社会福祉および保健・医療、教育、労働等の関係機関・団体、住民等の協働と役割分担により、計画的かつ総合的に活動を進める。  
【公私協働の原則】

- (5) 地域福祉の推進組織として、組織化、調査、計画等に関する専門性を発揮した活動を進める。  
【専門性の原則】

#### 3. 社会福祉協議会の機能

社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核組織として、次の機能を発揮する。

- (1) 住民ニーズ・福祉課題の明確化および住民活動の推進機能
- (2) 公私社会福祉事業等の組織化・連絡調整機能
- (3) 福祉活動・事業の企画および実施機能
- (4) 調査研究・開発機能
- (5) 計画策定、提言・改善運動機能
- (6) 広報・啓発機能
- (7) 福祉活動・事業の支援機能

### 3. 第3次日高市地域福祉計画・日高市地域福祉活動計画の評価の概況

#### (1) 推進体制及び公表

第3次日高市地域福祉計画・日高市地域福祉活動計画は、日高市地域福祉計画策定等委員会において関係課所や関係団体による進行状況の確認により、評価・点検を行い、効果的な計画の推進を図るもので、計画の進行状況はホームページ等で公表することとなっています。

#### (2) 進行状況及び評価の確認方法

関係課所及び社会福祉協議会が所管する事業についての結果をまとめ、日高市地域福祉計画策定等委員会へ報告し、委員会からの意見を踏まえ最終的な進行状況・評価としてまとめています。

#### (3) 評価の結果

事業ごとに関係課所が実施に係る評価(実施率A:90%以上、B:50%以上90%未満、C:50%未満、D:未実施)を付けました。AとB評価(実施率50%以上)を実施できていると評価し、「(4)総合評価」で実施率として表します。

また、社会福祉協議会が実施する取組は、「(5)重点取組の取組内容及び目標値の評価の概況」で成果値として表します。

なお、各結果については、令和4年度(2022年度)末時点での評価となります。

#### (4) 総合評価

計画に掲げられている4つの基本目標ごとに評価をまとめています。

##### ① 基盤づくり(包括的な支援体制の基盤づくり)

【施策内容】 包括的な支援体制づくりの構築、権利擁護事業の充実等

【実施率】 89.1%(55事業のうち49事業が実施できています。)

【取組内容】 包括的な支援体制づくりについては、関係課所及び社会福祉協議会との更なる連携強化を図るため、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する日高市福祉複合課題調整チーム要綱を制定し、包括的な相談支援体制の整備を行いました。また、各福祉分野における支援体制の充実及び関係機関との連携強化、権利擁護事業の成年後見制度の活用などの支援は実施できていますが、法人後見や市民後見人については、取り組めていないため、今後の検討課題となっています。

② 地域づくり(地域住民による支え合い・見守りの地域づくり)

【施策内容】 地域の居場所づくりや支え合い体制の促進、災害に備えた支援体制の構築

【実施率】 89.5%(57事業のうち51事業が実施できています。)

【取組内容】 地域での支え合いや見守りについては、地域おたすけ隊や民生委員・児童委員、学校見守り隊等への支援を通じて体制の充実を図りました。また居場所づくりでは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた取組もありましたが、感染対策を講じた上で開催や代替え事業等の実施により可能な限り取組を継続しました。災害に備えた支援では、自主防災組織のリーダー養成講座の開催等の活動支援を行うことで体制の構築を図りました。

③ 担い手づくり(地域福祉を支える担い手づくり)

【施策内容】 地域福祉を考える機会の充実、担い手の育成、社会福祉法人、企業、大学等との連携強化

【実施率】 86.7%(45事業のうち39事業が実施できています。)

【取組内容】 福祉教育・ボランティア学習への支援やボランティア講座等の開催を通じた担い手の育成により、地域福祉を考える機会の充実を図りました。また、地域福祉に関する出前講座を開催し、地域福祉意識の普及啓発を促進しました。

社会福祉法人、企業、大学等との連携強化では、社会福祉協議会が中心となり実施している地域おたすけ隊の運営支援として、社会福祉協議会に財政的支援を行うことにより活動を支援し、また各隊に対し、エネルギー価格等の高騰による負担を軽減するため、国の補助金を活用した支援金(1隊につき5万円)を支給しました。

④ 環境づくり(地域で安心して暮らせるための環境づくり)

【施策内容】 自立に向けた支援、誰にも優しいまちづくりの推進

【実施率】 97.7%(43事業のうち42事業が実施できています。)

【取組内容】 自立に向けた支援では、様々な課題を抱える生活困窮世帯等に対して、自立相談支援センターでの支援や子どもへの学習支援、ひとり親家庭等への支援を行いました。

誰にも優しいまちづくりの推進では、地域おたすけ隊による外出支援や高齢者や障がい者への外出支援の実施、また、人権研修会等の開催により、人権意識の高揚と人権についての理解促進等を図りました。

## (5)重点取組の取組内容及び目標値の評価の概況(社会福祉協議会)

計画を具体的に進めるために設定した3つの重点取組については、計画期間における具体的な工程等を含む実施計画(ロードマップ)を作成し、達成を図ることとしており、社会福祉協議会の取組について概況を整理し、報告するものです。

### **【重点取組1】誰もが役割を持ち、生きがいと尊厳を持って活躍できる場づくり**

#### **① 地域福祉の担い手育成・支援**

##### **【成果値として設定した取組内容】**

地域支え合い事業「地域おたすけ隊」協力会員の拡大

##### **【計画最終年度における目標値と成果値】**

目標値200人 成果値157人

##### **【概況】**

地域おたすけ隊については、令和4年1月に、高麗学校区内を活動範囲とした「高麗地域おたすけ隊」が設立され、市内5か所での展開となりました。

今後も実施範囲の拡大や協力者の確保を進めています。

#### **② アクティブシニアの社会参加促進**

##### **【成果値として設定した取組内容】**

日高ボランティアネットのメール会員の拡大

##### **【計画最終年度における目標値と成果値】**

目標値800人 成果値17人

##### **【概況】**

日高ボランティアネットは、地域福祉やボランティア・市民活動を幅広く情報登録、掲載し、関心を持った人と活動をつなぐマッチング機能を持ったインターネット上のサイトです。インターネットのスキルを持ったボランティアセンターの養成が進まなかったこと、新型コロナウィルス感染症拡大の影響によりマッチングを要するイベント等が少なかったことにより、運用が十分に進んでいません。

今後は、ボランティアセンターによる情報更新等運用が図られる環境整備を進めます。

#### **③ 地域での居場所づくり**

##### **【成果値として設定した取組内容】**

地域サロン活動の拡大(社会福祉協議会の登録数)

##### **【計画最終年度における目標値と成果値】**

目標値40か所 成果値27か所

##### **【概況】**

高齢者サロンのほか、障がいがある人や子育て中の人の交流機会の拡大を図っています。

近年は、オンラインサロンなど、対面にこだわらない交流機会の創出など新しい動きが出ています。

## **重点取組2 「他人事」ではなく「我が事」として考える地域づくり**

### **① 地域福祉意識の普及啓発促進**

#### **【成果値として設定した取組内容】**

障がい者理解プログラムメニューの拡大

#### **【計画最終年度における目標値と成果値】**

目標値4メニュー 成果値2メニュー

#### **【概況】**

福祉を身近に感じられるように、福祉教育プログラムの充実を図るものです。

障がい理解プログラムは、従来の車いすや点字、ガイドヘルプだけではなく、精神障がいや知的・発達障がい、認知症などの理解を広げるプログラムメニューの拡大を図りました。

### **② 地域における見守り体制の強化**

#### **【成果値として設定した取組内容】**

住民参加による見守り支援体制の構築

#### **【計画最終年度における目標値と成果値】**

目標値2学校区 成果値 実績なし

#### **【概況】**

異変を発見し、必要な連絡・通報を行う見守り活動については、従来からの関係者を主体とした取組に終始し、住民参加による体制構築に至りませんでした。

今後は、問題の発生を未然に防ぐため、多様な世代や属性による安否確認の推進を図る必要があります。

### **③ 地域支え合い体制の構築**

#### **【成果値として設定した取組内容】**

1)地域福祉推進組織の立ち上げ

2)相談支援包括化推進員の配置

#### **【計画最終年度における目標値と成果値】**

1)目標値2か所 実績値 実績なし(モデル地区2か所選定のみ)

2)目標値4人 実績値2人

#### **【概況】**

地域住民が主体的に生活課題を把握し、解決を試みる組織的な対応として、学校区を範囲とした地域福祉推進組織を立ち上げるため、モデル地域を2か所(武蔵台、高根)を選定し、協議を行いましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響や、推進体制が十分確保できない状況から、議論が中断しました。

相談支援包括化推進員、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置した上で、議論を進めしていく必要があります。

### **重点取組3 人と人、そして組織をつなぐ包括的な支援体制づくり**

#### **① 地域支え合い体制の構築**

「重点取組2」、③に同じ【再掲】

#### **② 市・社会福祉協議会の相談体制強化**

【成果値として設定した取組内容】

包括的な相談支援体制に向けた関係機関の意見交換会議の設置

【計画最終年度における目標値と成果値】

目標値 年2回 成果値 年2回

【概況】

制度の狭間や複合課題に対応するため、各分野間の連携強化や困難ケースの対応の調整を行うとともに、地域福祉の推進のための相互協力や住民の地域福祉活動への参加の援助を行う体制づくりのための話し合いを行いました。

#### **③ 関係機関相互の連携強化**

「重点取組3」、②に同じ【再掲】

## 4. 策定の経緯

### (1)令和4年度

日 程	会議名	内 容
10月4日(火)	第1回日高市地域福祉計画策定等委員会	○第3次日高市地域福祉計画・日高市地域福祉活動計画の進行状況について ○第4次日高市地域福祉計画・日高市地域福祉活動計画策定に係る進行状況について
11月8日(火)	第1回日高市福祉計画検討委員会	○第4次日高市地域福祉計画の策定の方向性及び策定スケジュールについて
3月23日(木)	第2回日高市地域福祉計画策定等委員会	○第4次日高市地域福祉計画・日高市地域福祉活動計画の策定状況及び策定スケジュールについて

### (2)令和5年度

日 程	会議名	内 容
9月1日(金)	第1回日高市福祉計画検討委員会	○第4次日高市地域福祉計画・日高市地域福祉活動計画の骨子案について
9月19日(火)	第1回日高市地域福祉計画策定等委員会	○第3次日高市地域福祉計画・日高市地域福祉活動計画の進行状況について ○第4次日高市地域福祉計画・日高市地域福祉活動計画の骨子案について
11月2日(木)	第2回日高市福祉計画検討委員会	○第4次日高市地域福祉計画・日高市地域福祉活動計画(案)について
11月6日(月)	第2回日高市地域福祉計画策定等委員会	○第4次日高市地域福祉計画・日高市地域福祉活動計画(案)について
2月26日(月)	第3回日高市地域福祉計画策定等委員会	○第4次日高市地域福祉計画・日高市地域福祉活動計画(案)について ○市民コメントについて
2月29日(木)	第3回日高市福祉計画検討委員会	○第4次日高市地域福祉計画・日高市地域福祉活動計画(案)について ○市民コメントについて

## 5. 市民参加状況

### (1)市民意識調査

- 調査対象:市内在住の18歳以上の人1,500名(無作為抽出)
- 調査期間:令和4年(2022年)9月8日~9月26日
- 調査方法:郵送配布・郵送回収

配布数	回収数	回収率
1,500 票	671 票	44.7%

※ 内容の詳細は、第2章又は別冊の「令和4年度第4次日高市地域福祉計画策定に向けた市民意識調査 市民ワークショップ 地域懇談会 報告書」(令和5年3月)をご覧ください。

### (2)市民ワークショップ

- 対象:市内在住の18歳以上の人2,000名(無作為抽出)に案内を発送し、応募があった21名
- 開催日:令和4年(2022年)9月14日(水)、10月20日(木)、11月17日(木)、12月15日(木)、令和5年(2023年)1月19日(木)
- その他:内容の詳細は、第2章又は別冊の「令和4年度第4次日高市地域福祉計画策定に向けた市民意識調査 市民ワークショップ 地域懇談会 報告書」(令和5年3月)をご覧ください。

### (3)地域懇談会

- 対象:地域住民の人で関心のある人及び関係者(区長・自治会長、民生委員・児童委員、地域ボランティア等)
- 開催日:令和5年(2023年)1月24日(火)、1月25日(水)、1月26日(木)、1月31日(火)、2月1日(水)、3月2日(木)
- その他:内容の詳細は、第2章又は別冊の「令和4年度第4次日高市地域福祉計画策定に向けた市民意識調査 市民ワークショップ 地域懇談会 報告書」(令和5年3月)をご覧ください。

#### (4)市民コメント

- 期間:令和6年(2024年)1月6日(土)～2月5日(月)
- 件数:11件
- 内容

NO.	計画案に対する意見	市の考え方
1	本計画は行政が策定するもので公用文に該当し、公用文の作成に当たっては基準やガイドラインがあります。正確に書く、分かりやすく書く、気持ちに配慮して書く。市民、保健・医療・福祉などの関係者が読み手になると思いますが、特に市民にとって分かりやすくなるよう仕上げてほしいと思います。	ご意見を踏まえ、再度確認を行い、修正いたしました。
2	本計画の「バリアフリーのまちづくりの推進」と日高市障がい者計画で内容が重複しています。関係部署と内容、表現を調整してください。ほかのところでも、重複しているところがないか、よく確認してください。	本計画は、社会福祉法により福祉分野に関する各種計画の「上位計画」として、高齢者や障がい者、児童その他の福祉に関して共通して取り組むべき事項を盛り込むことが規定され、各福祉分野別計画を内包していることから、重複している取組も掲載しております。また、ご指摘のとおり、重複している取組については、表現を調整いたしました。
3	具体的な施策展開について、5年間の長期の計画で、目標に向かって、前期、後期で分けてもいいかと思いますが、何年間ごとの具体的な施策や事業の工程はないのでしょうか。目標が個人に委ねるものが多いですが、それに向けて、各部署でどのように取り組まれていくのでしょうか。別途詳細な実施計画を策定されるのでしょうか。 また、毎年度策定の総合計画実施計画と連動し、財政的には大変厳しいと思いますが、効果的、効率的に施策の展開を進めていただきたいと思います。	効果的な計画の進行管理を図るため、毎年度、日高市地域福祉計画策定等委員会を開催し、各施策の進行状況の報告、点検・評価を行い、目標値の達成状況を確認した上で、目標値達成に向けた方策等の見直しを行っています。 なお、個別計画が策定されている分野に係る事業については、既定計画の必要な箇所を地域福祉計画の一部とみなし、各個別計画において、目標設定や進行管理を行ってまいりますので、別途実施計画の策定は考えておりません。 また、上位計画である日高市総合計画と一緒に事業を実施する上で、効果的、効率的に施策を展開できるよう、努めてまいります。

NO.	計画案に対する意見	市の考え方
4	第3次日高市地域福祉計画・日高市地域福祉活動計画の評価の概要について、令和5年度第1回日高市地域福祉計画策定等委員会には、総括の進捗状況評価表が提出されています。現在記載されている部分と委員会資料と連携して、分かりやすく本計画に記載していただきたいと思います。	本計画案の作成時点においては、第3次計画の期間中であり、計画期間の評価を総括することができません。そのため、ご指摘の委員会に提出した資料を基に令和4年度時点での施策の進行状況を掲載しております。
5	市民コメントを実施して、「どのような意見が寄せられ、回答内容はこうであった。」と記載していただければと思います。	第6章「資料編」「5. 市民参加状況」「(4)市民コメント」に結果を掲載いたします。
6	本市においては今後、人口減少、少子高齢化が進み福祉施策の重要性が更に高まります。職員、関係機関、市民一体となって、安全安心で明るいまちづくりが進めばと思います。	ご指摘のとおり、今後、人口の減少、少子高齢化の進展が予測されております。職員、関係機関、市民の皆様が一体となって施策を実施できますよう、皆様のご協力をお願いいたします。
7	「市民(地域)の取組」「市の取組」「社会福祉協議会の取組」の「順」に記載されています。これはほかの「章」でも同様です。公共団体として「市民に向けた」配慮かとも思いますが、市民の「ボランティア精神への期待」が前面に出ているように感じられました。 ボランティア精神の育成は重要なことだと思いますが、「ボランティア精神」は、「仕組み」に組み込む要素にするには質・量ともに不確定要素が強すぎると感じます。 活動原資・活動動機の両輪で機能させるべき計画案との印象をもちましたので、その意味では「予算配分や予算計画」も可能な範囲で(案)に載せていただいても良いかと思いました。	地域福祉の推進には、地域で生活をしている市民一人一人との協働が必要であり、本計画は地域福祉の意識の向上と地域福祉推進の主体である地域住民の参加促進を図るため、啓発的一面もあります。 「予算配分や予算計画」の掲載は、各年度、議会での審議、議決を経て予算が成立しますので困難ですが、第6次総合計画前期基本計画実施計画において、各事業担当部署が事業予算の計画を立てております。
8	学校と協力して、教育の一つとしてボランティア活動やケア活動の必要性や重要性とかかわり方を授業を通じて学んでもらいたい。たすけあいの精神は幼少の頃から学びを通して育まれるものではないでしょうか。	第4章「3. 担い手づくり」「(2)地域福祉の課題を学び、考える機会の充実」において、「福祉学習の推進」等の取組を行ってまいります。

NO.	計画案に対する意見	市の考え方
9	ボランティアや地域おたすけ隊は余裕のある方々(時間的・経済的)が行っていることが多い、年齢的にも高くなってしまう。しかし、今は時間的、経済的余裕の無い方々のほうが多いのが現状です。そんな中でもケアラーやヤングケアラーを確保するためには職業としての確立や生計を立てられる報酬が伴うものでなければ継続的な確保は難しいと思われます。	<p>地域の困りごとを「他人事」とせず、「我が事」として考えられる機会の充実を図るため、一人一人が主体的に地域福祉活動に参画する意識を高めるための普及啓発や、職場や地域活動など学校以外の場所での地域福祉教育を推進してまいります。</p> <p>ケアラー・ヤングケアラーは、高齢、身体上又は精神上の障がい又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する人であり、そのうち18歳未満の人をヤングケアラーといいます。</p> <p>ケアラー・ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることや本人や家族にも自覚がないことが多いため、表面化しにくい傾向がありますので、ケアラー・ヤングケアラーの啓発活動等を行うとともに、子育て、高齢、障がい、生活困窮、保健、教育等の関係各課と連携した相談体制等の整備を行ってまいります。</p>
10	地域で働いている人達のことを知ることを、小・中・高生の学び場に増やす。 ・地域の活性化と教育の連携。	第4章「3. 担い手づくり」「(2)地域福祉の課題を学び、考える機会の充実」において、「福祉学習の推進」、「地域福祉教育の推進」等の取組を行ってまいります。
11	無料塾の対象の拡大。 ・小学生への学習支援。 ・送迎にかかる家族の負担軽減対策。	学習支援事業は、生活困窮世帯の中学生及び高校生を対象として、中学生の高等学校の進学率の向上及び高校生の確実な卒業を図り、就職に必要な要件を満たすことによって、長期的な自立の促進につなげることを目的としているため、現時点で、小学生への学習支援等の対象拡大をする予定はございません。送迎等に係る負担につきましては、必要に応じて検討してまいります。

※「市の考え方」には社会福祉協議会のものも含まれます。

## 6. 関係機関一覧

NO.	名 称	所在地	区 分
1	子育て総合支援センター・地域子育て支援センター「ぬくぬく」	大字榆木201番地(総合福祉センター「高麗の郷」内)	子育て
2	地域子育て支援センター「くるみ」	大字新堀150番地3	子育て
3	地域子育て支援センター「ちきんえっぐ」	大字旭ヶ丘211番地3	子育て
4	ファミリー・サポート・センター	大字榆木201番地(総合福祉センター「高麗の郷」内)	子育て
5	障がい者相談支援センター	大字榆木201番地(総合福祉センター「高麗の郷」内)	障がい
6	障がい者就労支援センター	大字榆木201番地(総合福祉センター「高麗の郷」内)	障がい
7	高麗地域包括支援センター	武蔵台一丁目26番8号(高齢者サポートセンター武蔵台内)	高齢
8	高麗川地域包括支援センター	大字榆木201番地(総合福祉センター「高麗の郷」内)	高齢
9	高萩地域包括支援センター	大字高萩1728番地5	高齢
10	自立相談支援センター	大字榆木201番地(総合福祉センター「高麗の郷」内)	その他
11	保健相談センター	大字鹿山370番地20(生涯学習センター内)	その他
12	市福祉事務所	大字南平沢1020番地	その他
13	市社会福祉協議会	大字榆木201番地(総合福祉センター「高麗の郷」内)	その他
14	ボランティアセンター	大字榆木201番地(総合福祉センター「高麗の郷」内)	その他

## 第4次日高市地域福祉計画・日高市地域福祉活動計画

令和6年度(2024年度)～令和10年度(2028年度)

発行日 令和6年3月

発 行 日高市・社会福祉法人日高市社会福祉協議会

編 集 日高市福祉子ども部生活福祉課・社会福祉法人日高市社会福祉協議会

【日高市】

〒350-1292

埼玉県日高市大字南平沢1020番地

電話番号 042-989-2111(代表)

【社会福祉法人日高市社会福祉協議会】

〒350-1235

埼玉県日高市大字榆木201番地

日高市総合福祉センター「高麗の郷」内

電話番号 042-985-9100